
平成28年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成28年12月13日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成28年12月13日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第94号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第86号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第94号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第86号)

日程第3 議案の委員会付託

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鎗水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 伊藤 善康君
9番 諫山 茂樹君	10番 岩佐 達郎君
11番 大越 秀男君	12番 高山 敏枝君
13番 三園三次郎君	14番 藤田 光彦君
15番 櫛川 正男君	

欠席議員(なし)

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 熊懷 洋一君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	吉岡 慎一君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	石井 好貴君
総務課長	……………	楠原 康成君	会計管理者	……………	田邊 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………				瀧内 教道君
企画財政課長	……………	金子 好治君	税務課長	……………	宇野 弘君
徴収対策室長	……………	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………				安元 正徳君
生涯学習課長	……………	瀧内 英敏君	保健課長	……………	増岡 寿君
福祉事務所長	……………	秦 克之君	住環境建設課長	……………	江島 高治君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………				熊谷 泰次君
うきはブランド推進課長	……………				田籠 正規君
水資源対策室長	……………	高木新一郎君	学校教育課長	……………	内藤 一成君
浮羽市民課長	……………	山田 昭紀君	自動車学校長	……………	今村 一朗君
総務法制係長	……………	大石 恵二君	財政係長	……………	高瀬 将嗣君
監査係長	……………	小江ルリ子君			

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） おはようございます。本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。7番、江藤芳光議員の発言を許可します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 改めて、おはようございます。傍聴席の皆さん、おはようございます。それでは、質問に入らせていただきたいと思います。その前にちょっとだけ時間をいただいて、ちょっとおもしろいというか、私たちに農業に関する新聞、コラムがありましたので、そこを御紹介して質問に入っていきたいと思っております。

議会の初日、市長のほうから行政報告ございました。私も柿の栽培を一部いたしておりますん

で、ことしの柿については、市長の報告では小玉であって、出荷量が8割、これはJAのほうから当然ながらお聞きしておりました。

ただことしの柿は、きのう伊藤議員さんとも話したんですけど、内容は非常にさんざんな状況で、1点目は、市長がおっしゃられるとおりに、玉が太らずに小玉、それから病気で炭疽病とフジコナカイガラムシの被害が多分に起こっておりまして、柿農家ではさんざんな状況のところもあったように聞いておるところであります。

そういう状況の中で、このコラムは農業共済新聞、私は筑後川農業共済のほうに関係しておりまして、新聞が送られてきます。まさかそんなことがということで、コラムがズバリ直言の中に出てきております。

でも、柿の状況はしっかり悪い状況でありましたけども、ことしも全国のほうに、親戚、それから友人等々に送っております。というよりも、逆に心待ちにしてるという電話もございます。これは私だけじゃないだろうというふうに思っております。

この送る柿がそんなに悪くても、よそに出すときには極上の一番いい柿を送るとというのが、どの地域でも同じことじゃないかなというふうに思っております。

ここでコラムにあるのは、そういう子供が大学に行ったり、それから親戚にそういう柿を送るということがございますが、私が思うところ、そういう柿が大変喜ばれるのは事実でありますけども、うきは人の気性からすると、いいものを送って、それも極上の品物を送って喜ばれることに喜びを感じるということで、毎年繰り返していきます。

そうしますと、どういう現象が起こるかということ、全国の農家の善良な思いの方々がお互いにそういう活動を展開していく。結果的には、そういう行為が、自分でも食べるでしょうけども、知り合いとか関係の人にどんどん配ってPRしていただくのはいいんですけども、結果として、柿に例えてますけども、もらうがゆえに買わない。買わないから、農業の実態を生産者がみずからの首を絞めてるというコラムなんですよ。

意味はおわかりですね。結局、よかれと思って贈っていくと、都会で売ってる柿に例えると、相当な金額ですね。結果的には、それを全国の人たちがお互いに贈り合うということで、消費活動が低迷しているということをおっしゃるコラムでございます。

そういうことをひとつ、なるほどなということも思いましたので、紹介をさせていただいたところがございますが、通告はいたしておりませんが、何かこのことについて市長、コメントがありましたらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 通告外です。

○議員（7番 江藤 芳光君） 市長、議長がやめろということでございますんで、やめさせていただいて、早速質問に入らせていただきたいと思います。

きょうは2つのテーマを掲げさせていただいております。1点は、うきは市農業の政策について、2点目がうきは市観光及び都市との交流戦略について、この2点をテーマとして質問を行います。

まず、うきは市の農業政策についてであります。今、うきは市農業に限らず、危機的な状況を迎えておりまして、いよいようきは市農業も正念場にあるという認識であります。

それでは1点目が、危機迫る中山間地農業の継続及び多面的機能を保全する具体的な政策をお伺いをしたいと思います。

2点目は、第2次総合計画（前期）——5年ですね——に団地化を掲げていただきましたが、その具現化に向けた計画、未整備圃場等の再生を含みます、このことについてお伺いをいたします。

3点目は、今後、株式会社レインボーファームが担う、うきは農業振興への事業構想をお伺いをいたします。

4点目に、うきはルネッサンス戦略の基盤とするうきはテロワール（7大自然要素）の農業振興政策への具現的な活用戦略をお伺いをいたします。

この4点、御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいまうきは市の農業政策について4点の御質問をいただきました。

1点目が中山間地農業の継続及び多面的機能保全の具現的な政策についての御質問であります。中山間地域は、過疎化、少子高齢化に伴う農業従事者の減少等により、平成22年に237戸あった農家数が平成27年には198戸と39戸も減少し、農地の継続的な耕作を行うことが非常に厳しい状況になっております。

しかし、中山間地における特色的な農業景観でもあります棚田は、保水、洪水調整、国土保全、生態系保全、保健休養など、多面的機能を有しており、耕作放棄が拡大することによって、農業のみならず、国土保全、環境に多大な影響が予想をされます。

このような状況の中で、市としましては、うきは市農業委員会、JAにじ、久留米普及指導センター、耳納山麓土地改良区、認定農業者で構成するうきは市耕作放棄地対策協議会において、農地保全のあり方について検討を行っているところでございます。

今後、地域の合意を踏まえ、将来的にわたって耕作を継続していく農地、そして近いうちに耕作をやめ、山林等へ転用を図る農地に区分けをしていくことも重要になってくるものと考えております。

また、中山間地の特色に合った作物の普及について検討を行い、販売戦略を含めて研究してい

くことも重要であると考えております。

さらには、農業従事者が確保できない農地に関しては、集落営農的な形で耕作していくことも必要ではないかと考えているところであります。

2点目が団地化に向けての具現的な計画についての御質問であります。うきは市の農地整備に係る現状としましては、うきは市の水田の耕作面積1,656ヘクタールのうち、県営圃場整備を行ってきた農地が約1,246ヘクタール、未整備地区は、中山間地では4から6ヘクタールほどの農地が残るだけで、可能な限りの圃場整備を行っているところであります。

また、最近、平たん地におきましては、県営圃場整備事業に該当しない小規模の農地をまとめて、効率性のいい農地にしたいという要望も出ており、費用対効果が見込まれるかなどを関係者と個別に協議をしているところであります。

このような状況の中、田については公益財団法人福岡県農業振興推進機構の協力も得て、農地の集約化に努め、戦略作物である大豆等のブロックローテーションの規模拡大やローテーションの短縮化等の検討を行っているところであります。

しかし、戦略作物の大豆等の団地化を拡大するためには、まずは個別農家の団地化への同意が不可欠であり、それに加えて、営農組織のオペレーター等の人材不足や、収穫するための農業機械の不足等の課題に悩まされている現状であります。

そのため、JAにじ担い手営農組織連絡協議会が中心となって、平たん地と山間地に設けられている機械利用組合等の連携のもとに、人材不足を解消するため、山間地から平たん地へ、平たん地から山間地への人材の交流等に取り組みを始めたところであります。

3点目が株式会社うきはレインボーファームの農業振興への事業構想についての御質問であります。JAにじとうきは市とが共同出資する形で、平成27年6月に株式会社うきはレインボーファームを設立し、トマト栽培を通して新規就農者の育成・確保に向けた研修事業を開始いたしました。

設立してから1年余りとなりますが、1期研修生が1年の研修を修了し、独立就農を始めております。現在は新たに3名の研修生を受け入れて研修事業を行うとともに、独立就農者の経営サポートのため、ハウス施設のリース事業を開始し、支援を実施しております。

また、現在の取り組みとしては、研修事業の継続、充実、活用可能な空き家ハウス、農地の情報収集と提供など、新規就農者の育成支援を進めております。

さらに、就農相談者の面談等にも積極的に取り組み、うきは市における農業担い手の確保に努めているところであります。

このような中、次の段階として、雇用創出の視点から経営規模の拡大を図るとともに、果樹を中心とする農業における臨時的雇用者の減少、高齢化が進行する中、その従事者確保として農業

人材センター機能を有する取り組みも必要と考えております。そのための職業紹介業の資格も本年度取得をしておりますので、今後、活用を図ってまいりたいと考えております。

さらに、中山間地における農地保全対策として、管理作業の受託や集落営農組織へのオペレーター派遣事業についても、今後検討してまいりたいと考えております。

4点目のうきはテロワールの農業振興政策への具現的な活用戦略についての御質問であります。うきは市の農業は、農家の努力によって、基幹産業として現在に至っております。

農業の中でもフルーツにつきましては、年間を通して生産されたものがJAにじへの共同出荷だけではなく、耳納の里、道の駅うきは等の直売所へ出荷され、都市部の消費者との交流事業としての役割も担っているところであります。

議員御質問のうきはテロワールは、うきは市が恵まれた7つの自然要素に加えて、農家の長年培われた農業技術や農業方法により、他の地域よりも品質のよい作物がつけられてる地域であることをアピールする上で打ち出しているものであります。

これまでうきは市のフルーツは水と緑に恵まれ、肥沃な大地の中で育っておいしいと、こういう漠然とした形で市場や直売所でPR活動を行ってきましたが、今後はうきはテロワールに係る客観的かつ定量的なデータをバックに、うきはでとれたフルーツだから、他の産地のフルーツとは違うという点を訴求し、うきはの農業生産物の高付加価値化、農業の活性化に結びつけてまいりたいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁の趣旨はよく理解できました。現実的な方向で、状況の中で改めてお尋ねをしていきたいと思うんですが、まず中山間地、3つの谷の状況でございます。今年度も議会の報告会を実施しました。それで、中山間地の浮羽町の3つの谷の共通する点については、誰がこの農地を守るかということが切実に伝わってきます。

私は妹川でございましたけど、一つ、とにかく夏場の草刈りの、高齢化によって、現実的に環境保全の問題も、これもままならない状況にあります。できるだけ環境を守っていきたいという熱意は継続しながら、今も変わりませんが、例えば中山間地の水田を守るためには、平地と違って、まずは圃場の整備、田植え前の、あぜ塗りという特別の仕事があります。今は機械によるアタッチメントで、あぜ塗りは機械でもできるそうですけども、そういう話が明確にありました。

八女市の星野村では、畦畔にコンクリを塗って、あぜ塗りをしないようにしている地域があるという話も、実際わかりません。そういう話でございました。ただ中山間地のあの水田にコンクリートというのは、私は当然望みません。しかし、それだけ労力が大きいし、高齢化で離農者がふえてるという現実をどうやっていくかということが現実、まさに課題であります。

だから、これを何とかせにゃいかんというのは共通の認識でありますけど、なかなかこれを誰

がどうするかという難しい課題がございます。

そこで、一つは、市長、お聞きになったかどうかわかりませんが、農地保全対策協議会というのが姫治地区で設立されてます、ことしの10月。実は小塩のほうに先般、コミュニティーのほうに行きまして、小塩は非常に中山間地をどう維持保全するかということで、熱い思いを持っています。それで、小塩だけじゃなくて、同じ条件にある3つの谷をどうするかということで、農地保全対策協議会というのが設立されております。熊谷課長、御承知だと思いますが。

それで、今日、こういう話し合いの場を持つというのは非常に必然的であるし、現実的なんですけども、結局は当然せにやいかんけども、誰がそれをやるのかということで、みんな腰が引けてるというのが明確にありました。そうだろうと思います。

どうするかということの後押しについては、先ほど市長のほうからレインボーファームで中山間地への支援、平地の水田農業のオペレーターの支援、そういうこと、それから中山間地と平地は1カ月間の作業の空白期間がありますから、お互いの応援というのも現にやっています。

そういうことになるんですけども、なかなかこれは難しい現実で、話し合ってひとつ意気投合してるのは、小塩の自治協議会が行く行くは、小塩を守るために法人化を行く行くはしたいと。

ただ3つの谷を同時にやるということは、話し合いの中で、とてもこれは無理だということですから、統治下戦法で拠点的に一つの成果を上げて、それに後から皆さんがついてくるような方法をせざるを得ないのじゃないかという話し合いで、話は一致したとこなんですけど、そして小塩はぜひそういう方向で進めたいと。

問題は、一番、都市との交流と棚田、都市との交流で一生懸命活動している中心の新川・田箆。ここの課題は何かというと、市長も御承知のとおり、棚田は保全の協議会でやっていますけども、自治協議会と都市との山村交流のプロジェクト、いわゆるうきプロ、これが両立しながら、何とか中山間地を維持保全していかんやいかんという、総論は一緒なんですけど、各論になるとこれが一体化してないというのが新川の現実です。

もう一つ、妹川は何かというと、今度トンネル、滝、いろんなもので、これも総合的に総論は一致するんですけども、5つの区は一体化がままならないという現実。こういうものを解消しない限り、前に進めないと。

そこで、結論としては小塩と妹川の中の持木という地域にスポットを当ててみると、なかなかこれはおもしろいという現実が見えてきます。持木、私、関係ありますもんですから、何回も話しました。ただ今のところ、ノーです。

持木に何で着目するかというと、この時期によって、今圃場整備がほぼ終わりつつありますけども、それと持木の中心から右のほうに上がっていくと、耳納パイロットの多々羅という梨園が広がってます。半分以上が放棄園になってます。

こういうものを総合的にいくと、今の持木の实情は、これを法人化して、経営に切りかえていくと魅力ある地になるということ、いつも思いますから、そう申し上げてるんだけど、それによって若い人たちが、Uターンで帰ってくる人たちがそれを継ぐという、私の思いでございますけども、小塩の自治協議会の出身の方は、そういうことで小塩と、そういうところからやり始めんことには、動き始めんだらうということでございますんで、市長、ひとつ考えていただいて、具体的に支援に乗り出していただきたい。

そして、支援は、単なる行政の支援というのは、ある程度これを、腰を上げるような一定の財政支援も考えてやらないと、なかなか腰が上がらないというふうに思いますんで、その点について、いかがでございましょう。市長の考えをお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 中山間地域の農業は、本当に厳しい状況に置かれてると、このように思っております。そういう中で国のほうも、議員御承知のように、日本型直接支払制度で中山間地域等の直接支払交付金であったり、多面的機能支払交付金、いろんな施策を打っておりますけれども、それでもままならないという現状であります。

これいつも私、答弁をさせていただいてますように、うきはの農業の活性化を図るためのキーワードは、消費者志向の付加価値農業と、あとはうきはが持つ農林業、農山村そのもの、景観も含めた付加価値化、この2つだと、このように思います。

姫治地域には3つの谷があって、それぞれ特色のある谷であります。小塩については、今議員御指摘のように、ホテルの里をキーワードに水田農業の活性化に取り組んでおられますし、新川・田籠については棚田、そして妹川の谷については滝ということで、それぞれ特色ある3つの谷であります。

今回、うきはテロワールの中で科学的に、実証的に判明したのは、姫治地域の台地は溶岩台地であること。溶岩台地ということは、土壌が酸性土であります。酸性土になりますと、おのずから作物が限定されるわけですが、例えば今議員御指摘のように、持木で盛んな梨とかお茶、これが適地適作の代表格であります。あるいはひところ、小塩の眞美野で生産された眞美野大根、眞美野スイカ、つまり大根とかスイカとかトウモロコシとかバレイショ、これがまさに酸性土に適しているということでもあります。

うきははもとより、野菜の生産が少ないというのが大きな課題でありますので、今後、うきはテロワールの結果を地域に入って、私はいろいろ意見交換をしていきたいなど。そういう中で適地適作農業というか、特に姫治地域については適地、過去から続いてきた適地適作農業というのは、もう一度、皆さんで考えましょうと。

そういう中で景観をプラスにした大きな付加価値をつけて生き残りを図ると同時に、テロワー

ルを都会部に発信することによって、都会の若い方にそういうテロワールの台地であるならば、ぜひうきはの地で、うきはの姫治の台地で農業活動したいと、こういうふうに結びつけていくような、そういう取り組みをしたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） そういうことをございまして、いかに具体的に行動起こすかということをししないと、総論ばかり言っても何も動かないということは、これしっかり申し上げておきたいと思ひますし、現実的に小塩がそういう熱い思いに現実になっていることは、しっかり所管課のほうも、今まだ課長聞いてますから、お願いしたいと思ひます。

それから、ちなみに、新聞でもお読みになっていると思ひますが、自民党提言案がまとまりまして、中山間地に予算の優先枠ということで、具体的に出ておりますよね。いうことで出ています。具体的には幾つもの、ジビエのことも、鳥獣害対策も含めて、具体的な提言がまとめられておいて、新年度予算の中に織り込まれることは、ほぼ確実だろうと思ひます。

これもいいチャンスとして捉えて動かないと、既に16年度の第2補正の中で300億ということも報道されてますから、総論ばかりここでやりよっても仕方ありませんが、具体的に市長、指示してから職員が動いて、現実化するようにお願いしたいと思ひますが、その決意をお聞きして、これで終わりたいと思ひんですが。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、自民党の農林部会で大きな議論が交わされて、結果として先月の29日に農業者の経営安定や収支改善を図るための方策をまとめた農業競争力プログラムが決定されました。

この中では、議員がたびたび御指摘されてるように、安倍政権が進めてた農地の集積、あるいは農業者所得、あるいは農業規制の重点3分野で農政改革を前進させる。そういうことで、いろんな施策が出てきておりますので、しっかり受けとめまして、担当の課のほうにも大きな、うきは市の基幹産業である農業をしっかり捉えてやるように指示したいと思ひます。

重ねて申し上げますと、三園議員のときもやりとりをさせていただきました経済指標で見たときに、経済産業省のRESAS、地域経済分析システムによりますと、農林業は地域経済を牽引する主力産業部として、地域経済の活性化という観点から、農林業は非常に貢献度が高い産業と、こういうことがRESASでしっかり判明をしておりますので、そういうのを職員一人一人に周知させて、基幹産業である農業を振興させるということは、うきは市全体の産業が発展するという視点で指示をしたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 中山間地については、現実的な、危機的な状況であることは共通

認識であるので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、団地化の話です。市長からあったとおりでございまして、なかなか団地化が、例えば今、沖出地区の大豆団地の3ブロック化を、3年のローテーションを2年ローテーションにするという話を前々から聞きながらも、なかなか進展しません。

なぜかという、その土地が個人所有でありますから、その人がだめと言え、どうしようもないという問題をどうするかということについては、なかなかこれは難しいということも、共通認識を持ってるところでもございます。

いずれにしても、来年度いっぱい生産調整が終わって、米の直接払い7,500円がゼロになりますから、今までどおり同じような米をつくり続けては、これは間違いなく、農業の政策を一部でもわかってる方は、当然そういうことで動くんでしょうけど、まだまだお年寄りの方々は、おらが田んぼの、おらが米のこだわりが強いから、なかなか集積問題、それからあぜを切って農地の面積を拡大する。現実の課題は幾つもあるんですけども、なかなか進まない。

これをどうするかということを開かない限り、市長なり私もそうですけども、基幹産業、フルーツ王国という言葉はしっかりあるんだけど、現実はそのようなことなんです。

特に加えて言うと、今圃場を見てください。ヒエの集団、きのうも熊谷課長とも話しましたね。すごいですよ、ヒエが。種が落ちて、水で運んで、これは基幹産業の農業の農地とはとても言えない状況に、近年も全部覆われると思います。あれは種は穂が出たなら、その前に、小さいうちに抜根するしか対策はないというところのようです。

何か研究してから、撲滅する方法を考えにゃいかんとじゃないかと、きのうしっかり言いましたけど、今のところは昔ながらで、手で引き抜くしかない。その作業、誰がしますか。見る見るうちに田んぼはヒエ、米よりヒエの圃場になってしまうのは目前です。

時間がございませんから、聞きたいことはここにいっぱいしてるんですが、あと熊谷課長にやってから実現してもらいましょう。あと半年もないから、実現が難しいかもしれませんけど。

それから、レインボーファームの関係、レインボーファーム、これもしっかり話をさせていただきました。でも、市長がおっしゃるとおり、中山間地の支援、平地のオペレーター等の支援、そういうことございまして、あくまでもトマト栽培も順調にいったるようですし、2名が卒業して3名ということも十分聞いております。具体的に次の職をどうしていくかということも聞いております。

ただこういう農業の実態ですから、基幹産業をこの一番疲弊した高齢社会、人口減少の中でこれを維持するためには、あらゆる手段を活用して守って、また次の時代にこれをつなげていくということが、私たちの命題ではないかと思っております。レインボーファームというのはトマトという、新規就農者の育成というのは、ほんの一部の仕事であって、本論は後者的にうきはの農業

をどう守るかという、経営指導も含めた、そういうものになってほしいというのが私の思いでありますし、それは今の社長も同じ考えでありますので、そこ辺は申し上げておきたいと思えます。そういう点で、確認で市長の御答弁をお願いしたいんですが。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、うきはレインボーファームについては、今は取りかかりとして、トマトの生産であります。それをいろんな作物にも広げるし、いろんな地域にも広げるということと、最終的には非常に効率の悪い中山間地の農業の振興も、最終的にはそちらまで抱き込んでいくという構想のもとにやらせていただいておりますので、しっかりそういう全体構想に着手できるような、構想が実現できるよう、1日も早くそういう方向に進むように、しっかりまた経営者としての視点でも注視していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちなみに、せっかくだから紹介しとったがよかろうと思うんですが、小塩に、市長もよく御存じの米城ビルディングの社長さんが小塩にほれ込んでいまして、一つは中山間地の米がうまいのはよく知ってます。米を交換してもなりませんけど、甘みと粘りのある中山間地の米、これを浮羽カントリークラブのほうに持ち込んで、米を小塩の米にかえていただいたということが一つと、もう一つは、空き家を、これも市長、御存じですね、改造して、原風景をスクリーンにした風呂をつくって、若い福岡の女性あたりを誘客するという構想が今進んでおるようでございます。

山北保育所の跡のうきはとまと株式会社もさようでございますが、いろんな外的な兆しも見えてるのも、非常にうれしく思いますし、加えて小塩がそばをつくって、おいしい100%そばを持木とも連携してやっているような話を聞いておりますので、つけ加えておきたいと思えます。

最後に、テロワール、おっしゃるとおりで理解をしております。ただテロワールで市長はいかにもトップセールスで、そのとおりであります。我々からすると、伊藤議員ともきのうもよく話したんですけど、資料もいただきました。

テロワール、私はうきはのテロワールについては、農業をする人間からすると、流川の大規模農家も放棄、できない方も現実に生まれてきつつあるようであります。流川、それから段の山、私は、柿園は大野原の黒土につくってます。話はよくわかりませんが、柿の見かけは同じけども、味が、味わいが違うというのは、前からお話をしたことがあります。書家の大力翠雲さんが、おいしい柿ちゅうてから買って帰ったら、全然うまくなかったという、そういう味の差があるということですから、それは私たちは大野原でつくって黒土ですから、おいしくないと言われるのがくんとするんですけども、事実、耳納の福富から流川、小坂、段の山周辺というのはおいしいんだけどということと言われると、テロワールとしては、どこまで言えるかわからんけど、適地

はここなんですよと。そして、この土地にはこういう作物がありましたけど、そういうものをあ
る程度具体的に示していくまでがテロワールの仕事だと思うんですよ。

ただ7つの自然環境がいいというだけで言っても、なかなか届かない。そして、よくテロワー
ルの話を農業者の中でもよくします。ただ返ってくることは、これ誰がやるとのという話で終わ
るとですよ。そこに一つの戦略がないと、戦略作物のために、これつなげていくということがな
いと、テロワールというのは、あくまでも総論の域を出ないというふうに思いますんで、それ
に対してのコメントをいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 冒頭に米城ビルディングさんの話が出ました。今まで我々のブランド推
進の一環の中で、うきはのファンクラブじゃないけれども、いろいろうきはを気にとめていただ
く団体、個人があらわれてきております。米城ビルディングもそうですし、以前から議論してま
すエフコープさんもそうであります。

さらには、先日、新聞で大きく報道されました、小塩にお住まいの方がスモールアグリトレー
ディングという会社を興して、うきはの柿をタイに輸出すると、そういう取り組みも今あらわれ
てきているところであります。

ところで、うきははテロワールの話であります。私も思った以上に、私が承知してなかった話
も幾つも幾つも出てきて、驚いてる状態なんですけども、これをしっかり今から啓蒙、普及し
ていかなくちゃいけないと、このように思っています。

進め方については、まずは身内の職員全員がわかること。そして、うきはは市民、農家の方を中
心にうきはは市民全員がわかること。そしてさらに、今度は福岡、大阪、東京の皆さんに打って出
ること。こういう手順で今考えておりました、秋口から、まずは職員一人一人がわからないと、
幾ら言っても、他から問い合わせしたときに知らないじゃ全然広がりががないもので、全ての職
員に各課ごとに説明会をやって、今終えたところであります。

これから農閑期に入りますので、ぜひ農家の方を中心として、市民の方に今から啓蒙を図って
いきたいと思っています。

そして、その次が都会部であります。そういうことをやってる中で、西日本新聞さんが大き
く取り上げられたことの影響もあって、九州経済調査会のほうから、おもしろい取り組みだと、
ぜひ話を聞かせてくれということで、私、天神のほうに行って、説明会をやらせていただいたん
ですが、50ほどの企業とか団体の方、あるいは個人で新規就農したい方たちが聞いていただき
まして、本当に驚くぐらい反応がよかったです。

その話を聞いて、幾つかうきはのほうに、こういうことをやりたいという話も飛び込んできて
るような状態でありますので、しっかり来年は東京にもアンテナショップが開設されますし、い

ろんな足がかりが出てきますので、しっかりアピールしていきたいと、こういう気持ちであります。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） この話は尽きませんが、時間があつて、もう一題ありますんで、農業については、あとは熊谷課長に定年までの宿題としてお預けして終わりたいと思います。

次に、うきは市観光及び都市との交流戦略について御質問申し上げたいと思います。

まず1点目が県道八女香春線の進展、橋梁、橋のかけかえ、合瀬耳納トンネル、東高見交差点のラウンドアバウト化等は、うきは総合戦略において重要な振興基盤であることから、この機において浮羽の扇状谷——中山間地の3つの谷でございます——への進入基幹道及び環状道路、仮称として私がつけてますが、うきは探訪扇状ロードを整備し、観光及び山村振興の計画推進を提案をいたします。

2点目、うきは探訪道路及びうきはの魅力を発信する案内板の設置を求めます。

3点目、新川・田籠山村振興PT（略称うきプロ）が取り組んでいる都市との交流の拠点として、四季の舎ながいわを交流宿泊施設として整備し、再生を図るよう提案をいたします。

答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまうきは市観光及び都市との交流戦略について、3点の御質問いただきました。

1点目が妹川線、新川・田籠線、小塩線への進入基幹道及び環状道路の整備についての御質問であります。現在、うきは市の姫治地区へのアクセス道路は、一般県道山北日田線、それから一般県道朝田日田線、そして主要地方道八女香春線の3路線で、それぞれが国道210号と連結した幹線道路であります。

この中で、新川・田籠方面へ向かいます一般県道朝田日田線は、国道210号の接続部分が未整備の状況であります。この県道は平成15年、改良工事が行われておりますが、未整備区間におきましては、地元協議の中で交差点改良に伴う調整ができずに、現在に至っているものであります。

当時、210号バイパスが未整備でありましたが、現在はバイパスも供用開始され、新たな交通網が整備されております。今後、地元の要望、さらには協力体制が整えば、福岡県の久留米県土整備事務所へ要望を行ってまいりたいと、このように考えております。

また、姫治地区へ通ずる3本の県道の環状道路として結ぶ計画につきましては、主要地方道浮羽草野久留米線の起点、流川地区から路線を延長し、環状道路として整備されれば、観光客の利便性を高めることに加え、山村振興の推進、機動力としての活用が期待できると、このように考

えております。

ただし、この地域には住宅等も建ち込んでおり、実現を図るためには、地元の理解と協力が必要となりますが、まずは地元の機運が大事であると思っております。

市といたしましては、今後、機運が盛り上がり、要望が出され、地元の協力体制が整いましたならば、福岡県久留米県土整備事務所へ要望を行ってまいりたいと、このように考えております。

2点目がうきはの魅力を発信する案内板の設置についての御提案であります。まず従前から市が設置している観光案内板としましては、国道210号沿いと主要地方道浮羽草野久留米線の2カ所がございます。いずれも観光やフルーツの里をPRをしております。

また、今年度、筑後川温泉入り口に温泉とうきは市をPRする看板を設置したところであります。さらに、主要地方道八女香春線と一般県道保木吉井線が交差する高見交差点の3カ所の道路案内板に筑後川温泉を追加する予定であります。

今後につきましては、うきは市と八女市星野村を結ぶ合瀬耳納トンネルの供用開始も出てきたところがございますし、市の観光資源であります、水、緑、フルーツ、白壁、歴史などを有効に使った案内板等の設置について、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

3点目が四季の舎ながいわの民宿施設としての活用についての御提案であります。今回御提案いただきました宿泊施設の整備につきましては、施設内でレストランあんじゅを運営する平島氏からの要望もあり、検討を行ってきた経過があります。

しかしながら、宿泊施設として活用するには、防災対策として宿泊利用箇所及び調理室等の改修工事費用が300万円程度見込まれており、また、国との用途変更協議等も必要となることで、宿泊施設の整備は厳しいと受けとめております。

新川・田籠地区には、既存の3つの宿泊施設に加え、今年度新たにうきはポサーダも整備されました。各宿泊施設ともそれぞれタイプが異なっているため、新たに四季の舎ながいわを整備するよりも、まずは利用される方のニーズにあわせて、既存施設の活用を図っていくことが重要であると、このように考えております。

最後に、うきは市「都市と山村交流」プロジェクト協議会、略称うきプロでございますが、主な活動はお試し暮らしができるうきは百年邸の運営、分田地区の棚田保全による都市住民との交流、また農家民宿体験の受け入れサポート等を行っている状況であります。代表の米川氏とは連携をとりながら、うきはブランド推進課においても、うきプロの活動支援を行ってまいっているところであります。今後、うきプロの活動として、四季の舎ながいわの活用ができないか、関係者を交えて検討したいと考えております。

○議長（櫛川 正男君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。まず、うきは探訪扇状ロードと私が勝

手につけた名前ではありますが、時間が12分しかありませんから、一つは市長のおっしゃる、小坂、流川から道の駅までの、これはぜひやってほしいと思います。

それで、私は大石の人間ですが、昭和橋がかけかわりました。寿橋がかかりました。新川橋がかかりました。今はトンネル、そしてその次に、東高見の交差点の九州で初めてのラウンドアバウト、環状交差点、その次に今川橋のかけかえ、拡張。

私は杷木の高速からおりて昭和橋に立ちどまるときに、今からうきはの原風景に向かう魅力とこのを感じるんです。そして、そういう道路が整備されて、まさに西高見までは理想の道が広がって、それからがもとのままですから、それで最終的に八女香春線の整備が、今の計画が終わった段階で考えても、今川通りの橋を過ぎて、モリ薬局のところで、さっきの話のとおり、国道210号線と合流する。あそこで期待ががたっと切れるんですよ。これをどうするか。そして、さっき言いました小坂から道の駅に、これがつながればこの広がり扇状、まあまあ形をなしていくという、何らか工夫をせんと、せっかくの夢がそこで、イメージがぼさとなるのは事実です。

私、考えたのは、一つは多少の210号線と重複間があっても、今の朝田日田線にどこからか、例えば宮本あたりからつないで、あそこでつなぐという方法もありましょう。それから、千足発着所から鋭角に東に向かう斜めの道がありますね。これも事実死んでるという表現でいいかどうか。あれもそれにつなげると、吉井方面から来たら、新川、小塩なりに向かうという道が生きていく。

何らかそういうことを具体的にやらないと、せっかくのうきは市が観光イメージというので、協力隊あたりが頑張っただけでブランド化やってますけど、基本戦略がないと、なかなかそれに結びつかないという思いで、道路も非常に必要な基盤であるというふうに思ってますんで、その辺は行政ばかりがどうこうしてもできるもんじゃありませんから、民意を高めて、よしんば議員さんの議員連盟でこれ実現するぞというような話にも持っていこうとも、地元住民と一緒に考えなければならぬというふうに思っております。

時間の都合がありますから、続けて最後に市長のコメントいただきたいと思います。

この扇状道路というのは、うきは市が今観光的なもので進めてる、浮羽まるごと博物館構想につながるもんでありますんで、吉井のほうの魅力も含めてですけど、そういうことでぜひ、そういう方向で一致した考えのようであらうとは思いますが、よろしくお願いを申し上げます。

それから、道路の整備については、こないだ軽トラックで、雨の降る日でありましたけども、全て回ってきました。新川から上って、まずは3つの谷がどう山奥でつながってるかと。新川、日森園から女子尾に出る道、牧の草が途中にあって、それから道路へ行くんですが、新川と妹川

のつなぎというのは、栗木野から内ヶ原に出て、内ヶ原からは持木につながってますね。持木からは多々羅というパイロット事業の梨畑を通っていくと、あそこの道とつながって檜ヶ平に出る。特にこれと思ったのは、新川のかわせみ橋、あの手前を左に上ると浮羽カントリーに出ます。その途中に合所ダムの見事な景観が出てきます。

思ったのは、案内板を、今看板を、そうじゃなくて、こないだ、この看板の話は私の発案というよりも、初日に報告をいたしましたブランド推進課とうちの委員会との中で出てきた話を、私がここで具体的に申し上げてるだけでございまして、協力隊の皆さんから二、三あったように、原風景にマッチした道路案内、集落という名前が非常に古風なり、非常に意味を込めた集落名、ああいうものも含めて、全国的にはよくやってるところがあるですね、非常にいい感じの。ああいうものを道案内も含めて、そしてうきは市のイメージをせんと、筑後川の看板は、見事に温泉はできました。けども、看板ばかり立ちよるところに、高見の交差点にあそこにまた立てたところで、あれは効果がないと思います。

それよりも要所、要所に、計画的でもいいですから、そういうことに着目して、原風景は今から非常にインバウンドの人たちも含めて、なかなか貴重なうきは市だというふうに思いますんで、ぜひ案内板のほうを求めたいというふうに思っているところであります。

それから、四季の舎ながいわ、3億6,000万でしたか、あれだけの費用をかけながらも、日の目を余り見ることなく現在に至ってます。これは今、田園回帰志向というのが新聞報道、それからテレビでも芸能人が仕事の拠点とは別に、自分の人生の居場所ということで、非常にいろんなところを探索して、テレビでやってますね。非常にそういう魅力も、新聞報道等も非常にそういう志向が広がってきてるのは事実だと思います。

ですから、そういうことを最後に、四季の舎を生かす道というのは、今からどんどんそういう原風景を求めてくる人たちのために、こういう一つの考え方かなど。いずれはこれを生かしていかないと、このままでは、300万かかるから、いいじゃないですか、300万の話は。何とかそういう方向でやるべきはバーンとやっていかないと、何かわからんままに終わっていくというのが、一番私は懸念するところでもございます。

それから最後に、お願いしたいのは、福岡市の職員と10日ぐらい前にしっかり話しました。それで、福岡は福岡の都市としての、回帰志向も含めて、田園志向も含めて、いろんな田舎の魅力に対する期待が高まってます。そうするとうきは市はどうかちゅうと人口減少、いろんな問題が、それぞれの課題がございまして。

ですから、お願いしたいのは、ぜひ、福岡市に限りませんけども、都市圏の自治体と協定を結ぶなりして、お互いの交流というものを踏み込まないと、福岡は福岡で考えてるんですよ。はっきり言うと、魅力は糸島、東はうきはということがはっきり出てきます。どうでしょう。そうい

う福岡市の市長さんと、規模は大きい、全然違いますけど、そういう話し合いは大いにしていたほうが良いと思うんですよ。

東京のアンテナショップも良いんですけども、身近な1時間で来れる福岡都市圏、そういうものを考えて、具現化をお願いしたいなというのが、私のきょうの切なる思いを絞り出しての質問でございますので、あと3分、市長の答弁で私は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま4点、御指摘をいただきました。うきはの道路網のあり方については、議員御指摘のとおりだと、こう思ってます。特に姫治地域には、3本の県道、幹線道路が走っておりますが、並走しながら1級河川、3本の河川が流れてます。西のほうから巨瀬川、そして隈上川、小塩川で、私はちよくちよく浮羽町の町史をよく読むんですけども、その昔、3本の川は1本につながって筑後川に流れ出たと、そういう記述もあります。

並走してる3本の県道が1本になってもいいんじゃないかというのは、いつも頭の中に取りまして、議員御指摘の主要地方道浮羽草野久留米線の起点部分の流川を道の駅まで起点を延ばすと、起点部分を延ばすという構想というのは、非常に過去からも言われてたわけではありますが、重要な指摘だと、このように認識をしてるところであります。

それから、看板につきましては、当然これは道路網と抱き合わせの発想になろうかと思いますが、そういう道路網の整備ができれば、しっかりした誘導というのが重要でありますので、わかりやすい看板を設置するというのは、本当に重要なことだと、このように認識しております。

3点目の四季の舎ながいわ、これはたびたび議会でも取り上げられておりますが、貴重なうきはの地域資源だと認識しておりますので、この活用というのはしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ただすぐさま宿泊施設となりますと、ポサーダを含めて4カ所、実は新川・田籠地区にあるわけですから、この4カ所をまず生かすということを主力にして、その延長線に四季の舎ながいわをどうしようかというのが見えてくるのかなと、このように思っております。

最後に、福岡都市圏との交流であります。私はうきは市のアピールの第1項目に、うきはから車で1時間も満たない近距離でありながら、今なお原風景を保ってるうきはと、こういうふうで紹介をしているくらいでありますので、東京、大阪じゃなくて、まずは九州第一の都市である福岡都市圏に絞って、いろんなアピールをしてきたいと、このように考えております。

○議員（7番 江藤 芳光君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） 次に、6番、上野恭子議員の発言を許可します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） それでは、私は、今回4つの質問をいたします。

1つ目に民生委員のあり方について、2つ目に消費者金融過払い金について、3つ目に市職員採用のあり方と上司のマネジメント教育について、4つ目に地域住民の利便性と安全性について、4つ質問をさせていただきます。

それでは最初に、民生委員のあり方についてです。

国が、民生委員は、戦後、区長さんや行政で末端まで手が届かない、手が回らないということをつくった委員だそうです。高齢者などにも目を注いでいかなくちやいけない、生活困窮者にも目を届けなくてはいけないという見回り制度としてでき、全国的に民生委員も多く、報酬も膨大になるということで、無給としたと聞いております。

国からは、福岡県民生委員とする、市からは、市長からの福祉相談員とするとされております。今現在、浮羽町に30人、吉井町に32人、計の62人であります。

つい最近、得た情報ですが、民生委員はボランティアであり、各地で不足をしておるということで、全国に8,700人以上の欠員がっております。また、高齢化率も高く、6県では85歳以上の方が民生委員、熊本では88歳の方が民生委員をしていらっしゃるということです。国のほうでは75歳までの方をお願いしたいということのようですが、以上のような状況になっております。

民生委員は厚生労働大臣から委嘱され、福祉の増進に努める一方、児童委員も兼ねているが、非常勤の地方公務員であり、任期3年、今後継続していくためのあり方、問題点を市として、どのように考えていらっしゃるでしょうか。

2つ目に、ますますの高齢化、民生委員制度は末端まで行き届く制度として必須と思いますが、市の福祉相談員として、もう少し納得のできる経費や報酬は考えられないのか。また、訪問中、家の中にも入りますので、ユニホームとして薄手のジャンパー等の配布は考えられないのか。このままでは今後、民生委員制度が成り立つのか危惧をしております。簡単に言えば、処遇改善ができないものかということでもあります。

朝倉市では、県から5万8,700円、これは一律のようではありますが、県から1人当たり報酬というか、経費だろうと思いますが、そういうものが来てるということです。朝倉市からは調査員報酬として5万7,600円、月平均すれば1万円に足らぬ報酬のようです。経費だと思います。大刀洗町でも平均しますと1万円ぐらいです。うきは市も1万2,000円程度になると思います。

こういうことでもありますので、処遇改善を伴う質問として、民生委員のあり方についてのお尋ねをいたします。

これで1回目、終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま民生委員のあり方について、大きく2つの御質問をいただきました。

まず1点目が、制度を継続していくためのあり方、問題点についての御質問であります。民生委員、児童委員の任期は3年であり、本年度が改選の年でありました。5月30日に第1回民生委員推薦会を開催し、民生委員、児童委員の留任、退任者の確認を受け、自治協議会及び区長に候補者選考を依頼をいたしました。推薦すべき民生委員、児童委員67名のうち、8月17日の第2回民生委員推薦会で54名、9月26日の民生委員推薦会で7名、10月28日の第4回民生委員推薦会で1名、11月18日の第5回民生委員推薦会で5名の推薦を行い、定数を満たすことができ、12月1日に委嘱を完了いたしました。新任が31名、留任が36名ということでもあります。

民生委員、児童委員のあり方につきまして、問題点が幾つかありますが、やはり最大の問題点は、なり手不足だと、このように考えております。

今回は半数以上の方が留任をしていただきましたが、当初退任を予定していた方に、もう一期ということをお願いした事例もあります。また、区域内の選考の過程で、3年という任期の長さや、責任の重さ等で就任をためらう方もいらっしゃったと聞いております。さらに近年、定年延長化等もあり、推薦対象者が広がらず、苦慮しているところもあります。

この問題に対する決定的な解決を見出すのは、難しい状況であります。平成25年6月に民生委員法が改正したことに伴い、民生委員推薦会委員は、市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱することになりましたので、今後は、地域の実情に精通した方を委員として積極的に委嘱し、これまで以上に円滑な選考を行える体制を整えてまいりたいと考えております。

民生委員、児童委員の業務については、研修機会をふやし、対応方法のマニュアル化により負担軽減を図っていきます。

また、地域における福祉の担い手に多くの方がなってもらえるよう、環境の整備を行っていきたいと、このように考えております。

2点目が、報酬の増額、ユニホーム等の配布は考えられないかとの御質問であります。うきは市の民生委員、児童委員の方には、県より年間5万9,500円、市より福祉相談員報酬として年間8万5,000円を支給しております。周辺市町村と比較しても安いほうではありませんので、現時点での増額は考えておりません。

また、ユニホームであります。民生委員、児童委員の活動を市民の皆さんに理解していただ

くためには、効果的であると考えられますが、来年度は民生委員制度創設100年を迎える年でもありますので、今後この制度をアピールしていくためにも、どのような方法が効果的なのかについて、今後検討を行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。処遇改善をお願いしたいということでの質問としたわけですが、ある民生委員さんの活動を調べてみました。4月、5月、6月と、ことしの4月が12回、5月が10回、6月が7回、7月が10回、8月が6回、9月が10回と、平成25年が222人の見回り、それから26年が202人、それから27年が226人として訪問をされてるわけですね。そして、それについては、救急入院、身元の保証人とか、福祉の共同募金もちろんです。施設訪問、それから今、電気製品等のリコール対策、リコールが出た場合の商品を見てあげるというようなこと、それから生活全般を民生委員さんにやっぱり頼るわけですね。

だから、本当に仕事を持っていらっしゃる方が、なかなかない、大変ということです。そして、やっぱり見守られる側が高齢でありますので、本当に右から左にさっとできない、お話もよく聞いてあげなければいけない。そういうことがありますので、このままでいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはりちょっと考えていただきたいというようなことであります。それで、やはり仕事を退職された方、仕事を持っていらっしゃらない高齢者の方にどうしても目が行くわけですね。

そういうことでありますので、うきは市のほうでは、大刀洗、朝倉と比べますと、幾らか高いようにありますけれど、それでも本当に車を提供し、ガソリンをたいて可動するには足らぬ経費ではなかろうかと思っております。

時代も変わりましたし、いろんなこともありますので、国への働きかけとか、そういうものはされておりますでしょうか、そこをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、民生委員、児童委員の皆さんには、今、うきは市は、ことしの4月で高齢化率が31.4%、本当に本格的な高齢化社会になりましたし、来年度は地域包括ケアシステムを構築しなくてはならない。まさに支え合いのまちづくりが大きいうきは市の課題であると、このように認識しておりますが、そういう支え合いのまちづくりの中でこの民生委員さん、児童委員さんの役割というのは、本当に重要なものがあると、このように思っております。

しかし、一方、議員自身が御指摘されたように、民生委員さんは、民生委員法で設置、定められた厚生労働大臣からの委嘱であります。そして非常勤の特別職の一応公務員ということでもありますし、また御案内のように、民生委員、児童委員には3つの基本的性格があるということで、オールジャパンというか、全国的に自主性、奉仕性、地域性、例えば、自主性でいきますと、常

に住民の立場に立ち、地域のボランティアとして自発的、主体的な活動を行います。あるいは奉仕性でいきますと、誠意を持ち、地域住民との連帯感を持って、謙虚に無報酬で活動を行うとともに、関係行政機関との業務に協力します。あるいは地域性におきましては、一定の地域社会を基盤として適切な活動を行いますという、この3要素、基本的な性格を持った全国的な組織でもありますので、うきは市だけ大きく変わるような制度というのは無理があるわけではありますが。

しかし、この重要性というのは、十二分認識しておりますので、全国市長会あるいは九州市長会、福岡県市長会、いろいろ組織がある中で議論をさせていただいてるところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 3回目です。そこのところをお願いしたいわけですね。これは私も大刀洗、朝倉のほうをお尋ねしましたけれども、やはり行政の担当の方も、民生委員さんが地域的に決まりにくいということをしっかり言われておられました。

うきは市の場合でも、ことしは決まっておられても、今後の不安はあると思うんですね。絶対民生委員さんが欠けることはないというようなことはないと思うんですね。今までの方はボランティアであっても、今は割と高齢になっても生活のために働いている方もいらっしゃいます。

それで、仕事を持っていると、やっぱりひとり暮らし、お年寄り2人となりますと、手元に子供もいませんで、本当入院するときの保証人とか、そういうのもしっかり行かれるわけですね。

だから、本当に曖昧にしましょうというような仕事でもありませんので、しっかりそこいらは考えていただいて、それはうきは市だけではできないことはわかっておりますので、全国市長会、市長会等になげうって、しっかり国のほうにその件も考えていただきたいと思うわけです。市長の働きかけをよろしくお願ひしたいと思っております。

これは現場で民生委員さんをされている方が、本当に考えてほしいというようなことです。そして1回なりましたら、さっきも留任がありましたけど、逃れられなくて、やっぱりする方がいらっしゃらないんですね。

だから、留任していく方がたくさんいらっしゃいます。それで、みんなで助け合っていくという精神はわかりますけれども、やはり1人の方に負担がいくでもいけないし、今後、本当に私たちの年代も高齢化になっていきますので、民生委員さんは必須でございます。

だから、そこら辺を市長会等でも考えていただいて、国のほうに働きかけをしていただく、また市のほうでも、やはり少しでも民生委員さんに考えていただける部分がありましたら、処遇改善をお願いしたいと思います。

また、ジャンパー等の配布というのは、私が考えましたのに、やっぱり民生委員さんというのは、家の中に入っていきわけですね。そうすると、よく地域的には、あの民生委員さんは一方向に回ってきよりなさらんとか言われる方もおられますけど、民生委員さんは、それぞれに努力をさ

れております、自分の生活を犠牲にして。

だから、本当安いジャンパーで結構なんです。それを着ていくと、ああ、民生委員さんが回っていただけよるちゅうのがわかりますので、そういうことも兼ねてお願いをしているわけです。そこら辺を答弁いただきまして、今後の努力と考えられることを考えていくという答弁をいただいて、次に移りたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 本当に重要なお仕事をいただいています民生委員、児童委員の皆さんの処遇については、しっかり市長会等で議論をしていきたいと、このように思っております。

そして2点目のユニホームの件ですが、先ほど答弁させていただきましたように、まずは民生委員、児童委員の皆さんの御意見も聞くことも重要だと思うんですね。そういうこともありますし、また先ほど答弁させていただいてますように、来年度が制度創設100年という大きな節目でありますので、そういう節目の年に当たり、いろいろ議員の御指摘を踏まえて検討させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 民生委員のことについては、今後どうぞよろしく願いをしておきます。ボランティアでしっかり動きながら、なかなか自分たちの思いが言えないということであれば、本当に心も痛みますので、よろしく願いしたいと思います。

それでは、消費者金融過払い金についての質問です。

本来、払う必要がないにもかかわらず、貸金業者に支払い過ぎたお金のことで、5年以上の金利18%を超える方は、過払い金が発生している可能性が高いグレーゾーン金利です。払い過ぎたお金、金利を計算して、その額を返還請求することにより、それを取り戻すことができる。この期間が10年を過ぎますと請求できなくなり、消費者金融が倒産しても返してもらえません。

この過払い金についてですが、税滞納者について調べてみますと、消費者金融からの融資による過払い金に苦しんでいる方もいるのではないかなという気がしてなりません。担当課の現状はどうかということをお尋ねいたします。

それと、2つ目、市民の生活と命を守り、救済するための過払い金、グレーゾーン金利対策を、市として今後どういうふうにかかわっていかうと考えているか。滞納者に対して、取り立てだけではなくて、徴収対策室の専門的指導も必要なのではないかな。なぜ滞納になって生活も苦しいのか、原因を調べて生活改善をしていくことも、市民生活を守るとても大切なことと思われませんが、どうでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま消費者金融過払い金について、2つの御質問をいただきました。

1点目が、過払い金の現状についての御質問であります。過払い金とは、金融業者等からの借入れに対する返済において、本来支払う必要がないにもかかわらず、支払い過ぎたお金のことであります。

金銭消費貸借の利息は、利息制限法により元本が10万円未満の場合で年20%、10万円以上100万円未満が年18%、100万円以上が年15%に制限をされているところであります。

しかし、現実には、消費者金融業者による貸し付けは、制限利率を超える利息を付されていることが多く、出資の受け入れ、預かり金及び金利等の取り締まりに関する法律、いわゆる出資法の第5条第2項に規定する年29.2%を超えない限り、罪には問われることはなく、この出資法に違反しない範囲の利息を、一般的にグレーゾーン金利と言われております。このグレーゾーン金利を支払う必要がないとの最高裁の判決が平成18年1月に出され、過払い金の返還請求が可能になったところであります。本来、過払い金の返還請求は、本人の請求になりますが、制度自体の認知度はまだまだ低いと言えます。

うきは市の状況であります。滞納者の納税相談をする中で、カードローン等の返済はないか。あれば18%を超える利息で5年以上返済を続けていないか。利息制限法の上限金利を超えて返済をしていないか。借金を完済して10年を経過していないかなどについて聞き取りを行い、過払い金を確認された場合は、本人の同意のもと、過払い金返還請求訴訟を行っております。

うきは市では、これまで平成26年度と平成27年度に過払い金の返還請求訴訟を起こしており、平成26年度が224万5,109円、27年度が197万円の過払い金が返還され、滞納に充当をしております。

2点目が、市としての過払い金対策についての御質問であります。滞納者の中には消費者金融に返済するために、他の消費者金融から借りるといふ、自転車操業の多重債務者も多く、生活が立ち行かなくなり、やがては非正規の貸金業者等、いわゆる闇金融と言われる者から借入れられるのではないかと心配をされてるところであります。

現在、多重債務者は全国に約399万人いると言われており、うきは市でも例外ではなく、多重債務に陥っている方がいらっしゃると思います。

このような人たちに早目に弁護士や多重債務救済活動を行っている市民団体等に相談に行くことを勧める啓発活動が重要だと思っておりますが、最も市民が気軽に、そして安心して相談できる場所は、市の窓口だと思っております。多重債務を抱える市民の方に対する相談活動は、多重債務の解消だけではなく、生活再建の見通しをどうつけるかということが大切であります。そして、このような方の多くは、市税や国保税の滞納を初め、上下水道料金や市営住宅家賃等、あらゆる分野の滞納が絡んできてることから、庁内各部署の横連携を密接に図るとともに、うきは

市社会福祉協議会等のカウンセリング機関と連携して対応を図っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。私がこの質問をしたのは、徴収対策室でこの対応をお願いできないか。欲を言えば、専門を置いて、そして市民の生活を守ってほしい、こういう思いから過払い金について質問をいたしました。

なかなか本人がそういう穴にはまっているの気づいてもらってほしいと、そういうこともありますし、今は高齢化でわからない方も多いものがあると思いましたが、やはり市民であれば、そこのところの生活、国民が保障されてる必要最低限の生活が成り立たないということはいけないことですので、そういうことで救済をしていただきたいという思いからでございます。

そういうことの質問であります。担当課の課長、もう先が何カ月かしかありませんが、先ほどから数カ月の方ばかりでございますが、その対応をしっかりと次につなげていただく答弁をお願いできたらと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほど答弁させていただきました平成26年度と27年度に、今もそうありますが、本人の同意をいただきながら、過払い金の返還請求訴訟を市役所そのものが行っておりますが、その担当部署は、御指摘のように、徴収対策室であります。室長のほうに答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 徴収対策室長。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 過払い金を見つけるための取り組みと今後の、どうするかという御質問だと思います。

早期に過払い金を見つけるためには、議員言われるように、納税相談での聞き取りが重要だと思っております。滞納者に関するさまざまな情報を収集して、滞納者の生活全体像、これを把握すること。そのためにも、現在徴収対策室に在籍しております徴収対策アドバイザーの指導とか、それと適時開催されております研修会等に積極的に参加いたしまして、職員の交渉・相談能力を向上することが、滞納者の生活の全体像の把握につながると思っております。

また、所管する部署が保有する情報等を共有して連携すること、そういうことが多重債務に陥っている滞納者の早期発見につながっていきますし、滞納者の中には多重債務の解消だけではなくて、これからの生活の見通しはどうするかという、生活再建型、こういった取り組みも現在進めているところでございます。いわゆる庁舎内の横軸、それとか社会福祉協議会等の民間団体との連携を密にして、今後とも取り組みを進めてまいります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。税の滞納者というのは、取り立てばかりじゃなくいろいろな状況を抱えている方がいらっしゃると思います。うきは市民であれば、できる範囲でやれることをやっていくということが大切でありますし、徴収に行っても、その話の中からいろいろな状況を酌み取っていただいて、その方に合った対応をやっていただきたい、こういう思いで質問をいたしました。

本当に、お金があつて滞納されてる方はもう強く取り立てをするということはもちろんでございますが、本当にないは命しかないという方もおられると思います。そういう方に対しては対策、そういういろんな対策を徴収のほうでやっていただき、できれば専門を備えていただいて、そういうところをしっかりと目配りをしていただきたいという思いです。

答弁の中で、しっかりやっていきますということでありましたが、いかがでしょうか。来年も専門はいらっしゃるのでしょうか、そこをお尋ねいたします。徴収対策室の相談員を今置いていると思いますが、そういう方は来年も引き続き担当していただけますでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 徴収アドバイザーには、本当に今までにないいろんなアドバイスをいただいて、本当にいい仕事をしていただけてるとこういうふうに思っております。

ぜひ、引き続きアドバイスをいただけるような、そういうふうなお願いはしていきたいとこのように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。そういうところで、安心したところであります。それでは、そういう答弁をいただきましたので、ぜひこの件はよろしく願いをしておきます。

それでは、3番に移ります。

市職員の採用のあり方と上司のマネジメント教育についてであります。

職員の新規採用には、学力や人間性もとても大切と思いますが、他に何を重視して採用としているのか。

市長は、9月議会で、職員については、ゼネラリスト、広い範囲の知識や能力を持つ人、スペシャリスト、この分野には強いという専門性を持った人をおかみ合わせて育ててまいります。攻めと守りを考えながらやっていきますとの答弁がありました。

今、正規職員さんが235名、臨時職員さんが191名で、うきは市はあります。うきは市の場合は、一次試験と個人面接と集団面接、5人の人を一度に集団的に面接するということと、作文があるということを聞いておりますが、採用は他に何を重視してするのか。

また、2つ目には、市の生き残りをかけた活性化、本当に生き残りをかけた活性化であります。

経営には、企業能力が欠かせない、職員の経営能力や営業能力、いろんな能力が必須と考えますが、雇用した後の企業への出向や企業体験者の採用は考えられないか。また、上司のマネジメント教育はどうなっているかをお尋ねをいたします。

マネジメント教育とは、人や物、お金、時間などの使用法を最善にうまく物事を運営、効果を出す手法と書かれてありました。そういう教育についてのお尋ねです。

以上、1回目終わります。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、市職員採用のあり方と上司のマネジメント教育について大きく2点の御質問をいただきました。

1点目が、職員の新規採用についての御質問であります。現在、うきは市の職員採用試験については、一次試験では、高校卒業程度の教養試験のほかに、事務職員としての適用性を判断する事務適性検査、そして公務員に求められる資質に関し性格傾向の面から見る一般性格診断検査を実施しております。また、二次試験では、作文試験で理解力、創造性、表現力を、そして面接試験ではコミュニケーション能力、積極性、経験学習力、社会性、信頼性、自己統制力を見て、総合的に判断して採用決定を行っております。

なお、近年、教養試験等を廃止し、全員面接試験を行うなどの人物重視で採用を実施してる団体も増加をしてる状況があります。

市におきましては、有能な人材の確保を図るためにも、採用試験のあり方については引き続き検討してまいりたいと考えております。

2点目が、企業への出向、上司のマネジメント教育についての御質問であります。企業への出向につきましては、県内の一部の自治体で実施されておりますが、現時点でうきは市としましては出向計画の予定はございません。民間経験者の採用については、現在採用試験の受験年齢を18歳から30歳までと幅を持たせていることから、結果的に民間経験のある職員が毎年一定程度採用されているところであります。

また、上司のマネジメント教育についてであります。福岡県市町村職員研修所の新任係長及び新任課長研修におきまして、マネジメント能力の向上に重点を置いた研修が行われており、その研修に参加することでマネジメント能力の向上に努めているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。

市職員の採用については何を重視しているかということでありましたが、大刀洗をお尋ねいたしましたところ、先ほど市長は言われました人物重視の面接からされるということでありました。非常にいいなと思ったわけです。年齢等は余り変わりませんが、それと朝倉のほうでは、試験か

ら面接というようなことであります。

私がこの質問をするに当たりまして、市の生き残りをかけた活性化には職員さんのやっぱり能力も大変必要と思うわけです。その能力というのは、やっぱり経験者ということも大変重要ではなかろうかと思うわけです。雇用した後で育てるとするのは非常に難しいことでもありますし、経験者の能力のある方を雇っていくと即戦力にもなりますし、非常にいいのではなかろうかと思うわけです。

このことを考えますと、採用に当たり、18歳から30歳までということであればその中に入ると思いますが、やはり社会人経験者、そういうものを持っていただきたいと思うわけです。18歳から30歳と言えば経験者の中に入っていると思いますが、採用に当たり社会人経験者の方を募集しますというような何かそういうもので採用をしていただけたらどうだろうかということと思うわけです。それと、即戦力となるということです。

それから、経験者というのは営業能力、宣伝力、企画力、多様な企業へ精通しているわけですから、いろんなくきは市が思う、企業誘致とかいろんなことに精通しているのではなかろうかと思っておりますので、民間企業経験者っていうものの雇用も大変大切なのではなかろうかと思っております。それと実務経験がある方、そういうことを思いますと、社会人経験者、社会人経験者募集枠をぜひ設けていただきたい、そのことを思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員も御指摘のように、私も常々申し上げてるように、職員の人材育成は非常に重要な課題でして、やはり究極的にはゼネラリスト、総合職、ゼネラリストとスペシャリスト、専門分野に明るい人材、これを織り交ぜながら人を育てていくというのが非常に重要だと思っております。

そういう中で、先ほど答弁させていただきましたように、結果として社会人経験者がうちの職員採用試験で合格をしております。議員の御指摘は、それに加えてもう一つ特別枠をもって採用してはどうかという御指摘でありますので、確かにスペシャリストを育てる中でいきますと、議員の提案はやはり大変重要なものだと、このようには感じております。そういう視点で、また議員の指摘もありますので、しっかり考えさせていただきますと思っております。

例えば、インバウンド施策とか観光施策が大きな課題であります。例えば外国語に精通した人材を集めようとしたときには、やはり何か特別枠という制約を持たないとなかなかいい人材が集まらないということもありますので、しっかりそういう御指摘の点も踏まえながら今後の人事管理のあり方に生かしてまいりたいと、このように思います。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。そういう思いでの質問であります。よろ

しくお願いしておきます。

それから、マネジメント教育、これは私も仕事をする中でおのずと学んできましたが、本当に一生懸命お仕事をしている中から本人が学ぶ教育なんです、マネジメント教育というのは。人から教えられるものではなくて。入り口としては教えも必要かと思いますが、自分が体当たりの仕事をしていく中で学ぶ教育だと思っております。

そう思えば、きょう参加している管理職の方は立派な意欲のある方と私は見ておりますが、今後管理職を決めるに当たっては、よければ年功序列型ではなくて本当にやる気のある向上心を持った、年は少し年功序列にはちょっと当たらないけれども、本当にやる気があるからというような人をすくい上げていく、そしてそのやる気の中からマネジメントを感じていく、そういうことが非常に大事ではなかろうかと思っております。

往々もすれば、公務員となりますと年功序列型が多いのではなかろうかという気もいたしますけれども、今現在管理職になるのも嫌がる時代というようなことも聞いておりますが、やはり管理職というのは部下を率い、この指とまれでしっかりやるぞという方になっていただく、それは年は関係ないと思うわけです。ある程度の経験は必要だと思いますけれども、年功序列で決めていくものではないと私は思っております。

自分たちもマネジメント、経営力とかいろんなものは、仕事で壁に当たりながら自分は学んでいったと思います。これは教えられるものではないです。

だから、そういうことを思いますと、ぜひ向上心を持ったやる気満々の方を管理職にさせていただいて、そしてうきは市を変えていただきたい。そういう気持ちから一般質問をいたしました。答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御承知のように、今年度から人事評価制度を本格的にスタートさせていただきました。この人事評価制度には大きく2つ、職員の業績評価と能力評価とございます。特に業績評価のほうが、期首に職員一人一人が目標値を定めて、期末にそれを評価するというところではありますが、その中で上司と部下職員がしっかりコミュニケーションを図ってどこまで到達したかというのをはかるようにしております。

そういうことで、人事評価の大きな目的の一つとして人材育成が挙げられます。人材育成の中で代表格は研修ということではありますが、研修のやり方もO f f—J TとO J Tというのがあって、O f f—J Tが先ほど答弁させていただきましたように外部の機関、例えば福岡県市町村職員研修所に出向いて外部で研修することをO f f—J Tといいますか、O J Tは勤務の中から上司が部下を育てていく、そういうことがO J Tでありますけれども、今度の人事評価制度がスタートしましたんで、必ずやこの業績評価を評価する上においてこのO J Tの役割というのは重

要なものがありますので、しっかりそういう視点で人材育成に努めてまいりたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） しっかりお願いをいたします。

本当にうきは市が独立でうきは市でいけるように、このことは大事だろうと思います。そして、やっぱり任せられたものは結果を出していく、これが大事なことではなからうかと思っておりますので、ぜひ人事評価制度をいたしながら、しっかり育成をしていく。そして、その向上心の仕事の中から自分たちがおのずとマネジメントを学んでいく、そういうことをお願いしたいと思えます。

それでは、力強い答弁をいただきましたので、4つ目の質問に入りたいと思います。

地域住民の利便性と安全性についてです。

山間部では郵便ポストが少なく、高齢者、ひとり暮らしの方が多いのですが、日々とても不自由をしているということをお聞きいたします。市よりふやしてもらう要望はできないかということですが、ポストは小塩に2つ、新川に2つ、妹川に1つであります。2007年から2008年にかけて、10年前に民営化したことで、コスト削減によってポストが多く消えたわけでございます。今は高齢者の事故が多くて、免許を返納するということが非常に取り沙汰されておりますが、ポストがないで不便ということは非常に大変だろうなということ、高齢者はちょっと先に歩くことも足が悪くてできないということはあります。

そういうことで、要望書を出していただきたいということと、今、山間部に移動スーパー、サンピットさんのスーパーが走っております、車の中に荷物を積んだ。あのサンピットさんなんかには提携、移動スーパーにポストの提携ができないか。もうあれは庭先まで行きますので、こういうのを利用と言ったらいけませんけれども、協力をしていただくようなポストの提携ができないか、これを久留米の東郵便局のほうへ要望書として出していただけないかという質問でございます。

ポストを幾つかふやしたところで、点在している山辺のおうちの方はそれでも大変不自由でありますので、庭先まで行くサンピットさんの車等に提携依頼ができないかということでございます。

東郵便局にポストの件でお電話をしましたら、要望書を出してくださいということでありましたので、できるできないは別として、当たって砕けろでよろしくお願ひしたいと思えます。

それと、2つ目、自動車学校の高齢者免許更新の講習については、受講者がとても多くて待ち期日が長いために、あんなに待たせなくてももう少しどうか計画的な講習はできないのかということです。講習は75歳以上が1回9名、5,850円の料金です。それから、75歳未満が1回

12名の講習で、5,600円です。余りにも待ち期日があるので、もう予約が何か入れられないようにいっぱいつかえてるということです。それで、市外の方に切りかえに行っております。5,850円、5,600円は、市外のほうに納められているわけです。

それで、もっと計画的な講習はできないか。これは、もうあっちこっちの高齢者講習に行かれる方が、本当に忘れるほど待たんといかんとか言って、待ち切れない方はもうよそに行っております。それで、ますます高齢化になりますので、もっと計画性を持って、もう高齢者は多くなるということはわかっておりますので、もっと自動車学校のほうでも計画性を持って対応していただきたいという質問でございます。

それから、もう一つ、3つ目、うきは市内には正規の踏切とは違う、住民利便性上の4種踏切、これは4種踏切と書けばよろしかったのですが、4種踏切のことです。4種踏切と言えば、警報機それから遮断機のない踏切、危ない踏切、4種踏切はないのか。あれば、安全対策はどうなっているかという質問でございます。

以上3つです。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま地域住民の利便性と安全性について3つの御質問をいただきました。

1点目が、山間部の郵便ポストの増設についての御質問であります。郵便業務管理規定第9条に郵便差出箱、つまり郵便ポストの設置に関して規定がなされており、会社は利用者の便益その他の事情を勘案し適当と認めるときには郵便差出箱を設置することがあるものとする、こういう規定がされております。

議員御指摘の山間部の郵便ポストの設置数につきましては、小塩地区に2基、妹川地区に1基、新川・田籠地区に3基の合計6基が設置されております。また、郵便局により山間部の数台のポストでの利用状況の統計をとった経過があり、結果につきましては月に1通か2通とかなり少ない利用状況で、現在設置している6基についてもほとんど投函されていない状況であると、こういう報告もいただいているところであります。

さらに、ポストの設置によって1日1回の回収は必要なことから、コスト面からかなり厳しい管理状況にあるとの情報も得ているところであります。

このような状況でありますことから、市が要望を行った場合でも郵便ポスト増設の実現は厳しい状況ではないかと考えております。

2点目が、うきは市立自動車学校での高齢者講習についての御質問であります。高齢者講習は道路交通法108条の2第1項第12号の規定に基づき、福岡県公安委員会が行う講習であります。運転免許証の更新時に、70歳以上となる場合にはこの高齢者講習を受講しなければ更新

ができません。自動車学校は、福岡県公安委員会からの委託を受けて講習を実施しております。福岡県内に住民票があり、居住する方は、福岡県公安委員会の委託を受けた自動車学校であればどの学校でも受講ができるようになっております。このため、うきは市立自動車学校には、市内の皆さんはもちろん、近郊の市町村や遠隔地の方からも受講の申し込みがあります。

福岡県公安委員会からの講習受講の案内はがきは、誕生日の5カ月前に発送されますので、免許証有効期限の6カ月前ごろに到着をいたします。はがきには届いたらすぐに予約手続をするように注意書きがあります。高齢者講習は申し込み順に予約を受け付けておりますので、希望の日が既に予約でいっぱいの場合や予約の申し込みがおくれますと、待ち期日が長くなってしまい、場合によっては有効期限直前の講習となるケースも発生しているのが現状であります。

自動車学校としては、運転免許証の有効期限内には更新が終わるように可能な限り講習の機会をふやすなど取り組みを行っているところであります。

3点目が、ただいま御指摘があった4種踏切の安全対策についての御質問であります。現在うきは市内には2カ所の4種踏切があります。

踏切道の種類は4種類に区別をされております。第1種は自動遮断機が設置されている踏切、第2種は踏切保安員が遮断機を操作する踏切、第3種は踏切警報機と踏切警標が設置されている踏切、そして第4種は踏切警標だけで列車の接近を知らせる装置がない踏切であります。

全国的に警報機、遮断機のない踏切で痛ましい事故が発生する中、平成15年8月に道路管理者、警察署、JRの三者が一体となって、踏切事故防止を推進する三者連絡会が発足しました。この三者連絡会におきまして、危険踏切にかかわる情報共有と改善策を協議しております。JRにおきましては、第4種踏切は基本的に廃止の方向であります。地元住民には必要な生活道路としての機能があります。

このような状況を踏まえ、市では第1種踏切への格上げ等を要望しております。現在市内に2カ所ある第4種踏切につきましては、事故防止のため注意喚起の看板を設置し、路面にとまれの表示を行うとともに、左右確認を促すための路盤段差等の設置を実施しているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 2回目です。

それでは、ポストの件です。1通か2通ということですが、高齢者の方が非常に不便であるというような声は聞いております。それで、片一方のことばかり聞いてもわからないのですが、ポストをふやしても、本当に歩いてというのはなかなかできないんです。年寄りというのは、そこまでの歩くことができない。そういうので不自由をされていると思いますが、よければ、できないは別として、先ほどから申します移動スーパー等に提携というようなことができれば、

もう本当にポストは1つずつでもいいというようなことになるとと思いますが、そういう要望がでないか。もう多分できないだろうではなくて、言ってみるということをお願いしたいわけです。それをしながら、見守りも兼ねていろいろがいいのではなかろうかと思いますが、その努力ができるかどうか。

それと、自動車学校の高齢者の切りかえのことですが、市外からも来ているからということでございますが、もうあちらこちらからしっかり不足の言葉を聞きます。多分、ほかの議員さんも聞いてると思います。

それで、もっとどうかしたやり方があるのではないかと思います。もう本当に、地元で自動車学校があって、よその学校に行かなくてはならないということは納得がいかないと思いますので、もっと計画性、それこそ経営、ここらを見据えていただいて、これも収入になりますことですから、経営力を養っていただきたい、自動車学校に、そのことをお願いしたいと思います。

それと、4種踏切のことですが、1に格上げするようにJRとも協議をしているという、本当にありがたい言葉でございます。いろんなところで過去にも事故がありましたが、被害になる人は高齢者、子供でございます。しっかりと、このことは前向きにやっていただきたいと思います。

自分が家の裏の野菜畑に勝手に踏切でもないのにうろうろとするというのは勝手にしたとこでありますけれども、地域の人がみんなが利用している遮断機のない踏切となれば、1種に格上げの件と、これは将来ずっと使っていく踏切だと思っておりますので、しっかりと2つの踏切、事故のないように格上げの検討をよろしくお願いしたいと思っております。

3の質問に対しましては検討中ということでありまますのであれですが、自動車学校の件、ポストの件、再度答弁をお願いして終わりたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 郵便ポストについては、プライバシーの問題もありますので、単純に外部の方に委託するというのもちょっとなかなか厳しいのがあるかと思いますが、まずは実態を、私どももそうやって現実的に月に1通か2通ぐらいの利用しかないという状況を受けておりますので、もう少し実態を見て検討させていただきたいと思っております。

2点目の高齢者講習については、自動車学校長より答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 自動車学校長。

○自動車学校長（今村 一郎君） 自動車学校の今村です。

経営力の御質問のところがございますけれども、先ほどの御質問の中で、75歳以上については9名、75歳未満については12名の講習を1回当たり実施しております。

9名の講習につきましては指導員を3名、それから75歳未満については指導員を4名つけて、3時間の講習をしております。この間は、いわゆる免許を取りにこられる方の教習生の方の教習

は一時ストップして当たってるところでございます。

この高齢者講習を行う指導員は、そのための資格が必要でございます。資格を取得するためには、茨城県のひたちなか市にある自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施しております高齢者講習指導員の普通車・二輪車課程、この研修を受講する必要がございます。うきは市立自動車学校では、平成28年度から、今年度ですけれども、計画的に指導員の資格取得に努めておりまして、今年度新規に資格を取得した1名を含めて現在8名の指導員が講習を担当しているところでございます。

平成30年度までには全員が資格を取得する計画をしており、講習指導員のローテーションをより円滑にすることで講習機会をふやす方向へ持っていきたいと、そのように考えているところでございます。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。時間になりましたので、終わります。

○議長（櫛川 正男君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで、暫時休憩とします。再開は11時15分より再開します。

午前11時04分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、12番、高山敏枝議員の発言を許可します。12番、高山敏枝議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 許可を得ましたので、通告順に従って質問させていただきます。

まず、第1問目に、小学校の統廃合については、きのう4番議員さんのほうから質問がございました。重なる点もあると思いますので、割愛して質問させていただきたいと思います。

まず、1点目の総合教育会議での検討内容についてどう考え、どう対処していくのかということ、きのう尋ねた中で一応もう統廃合を考えていくという方向性、そして32年に姫治を御幸に統合するという方向性がはっきり出されているようでございますので、このことについては割愛させていただきたいと思います。

2番目の地元は子供に同級生がいないことや少ない状況で心配しているという、このことも昨日の質問の中に出てきておりました。

議会基本条例によりまして、議会の報告会をしておりますけれども、毎回、山三校のいずれかには行かせていただいておりますけれども、毎年今までもこの合併問題、小学校の統廃合の問題は住民の方から質問がありました。

当初は、小学校をなくすことをどう議会は考えるのかというような危惧をする言葉が非常に多

かったんです。昨年は本当にきつくて、経済的なことで小学校の問題は考えるなど、1名になっても統合すべきではないという強い意見もありました。ことし初めて、住民の方から、早く何とか結論を出してくれと、孫が小学校に入るそのときにきちんとなっていないなら、下に若い夫婦がおじると言いよると、何とかしてくれという意見が初めて出ました。すかさず、地元の別の方から、小学校がなくなったら地元はどうするんだと、地域の活性化はますます寂れてどうにもならんんじゃないかという相反する意見がその中でも出されました。

そういうことで、非常にやっぱり相反する意見が地元の中にもあるということがしっかり感じられました。このことは前からありまして、アンケートの調査をしたらという提案もしたり、あるいはいろんなところでそういう意見を調整して聞く会を持ったらというようなことも言う中で、やはりみんなの中では意見が言えない状態が現場にはあったというのを感じてきました。

あんまりはっきり言うと四面楚歌になったり、地域から外されると、だから本音が言えないというのが非常に今までありましたけれども、今回やっぱり皆さんの前でも早く統合してくれという意見が出たというのは、それだけやはり住民の切望が出てきたんじゃないかなというのをつくづく感じました。

しかし、小学校の問題だけではなくて、このことは地域の活性化、そして地域の人々の融和を、これをどうするかということが一つ大きな重要事項として考えていかなければならないんじゃないかと思います。合併したことによって、あんたどんが統合に反対したからどうだとか、賛成したからどうだって、そういう気持ちが地域に残れば、一番まずいと思います。

そこで、きのうもありましたが、住民の説明を十分してくれという4番議員の依頼があっておりましたが、そのことに一つ突っ込んで、どのように説明をしていくのか、どういう段階を踏まえていくのか。きのう、一応校長会あるいはPTAそして自治組織にということでしたけれども、これをもう少し具体的に、年次計画とかあれば教えていただきたいというふうに思います。

その一つの中で、3番目に私は提案をしたいと思いますが、この地域活性のために統合した御幸小学校の子供たち、学年はほとんど変わりません、クラスの数からすると今が14クラスありますが、統合しても14クラスはほとんど変わらない。1、2年生30名ある、その上が35というふうになっていきますと、クラスとして変わりませんので14クラスぐらいが維持するのではないかと思います。

この14学級を定期的に山へ返していく、そして常時四、五人いる校区が、1日でもいいから、月に1回なり2月に1回、30名余りの子供たちが地元に戻ってくる。そのことによって、地域のほうは受け入れるための給食、1人当たり260円の数ですから、経費としては非常に少ないでしょうけども、そういう経費を使って昼食を出す、そして地元を引き受けたときの行事をいろいろ考えていただく。そういうことを地元が考えていくことによって、各校区の自治組織と住

民がさらにきずなが深まっていくということも考えられます。

また、給食を提供するという一方で、その地域地域の名物といいますか、おいしいものというものの開発、それがひいては自治組織でのコミュニティービジネスになっていたり、いろんな波及効果が考えられるのではないかという気がいたします。

そういうふうに、地域活性の方向性と提案とともにこの小学校統廃合の問題を説明していかなければ、統廃合するというだけで説明しても、私はなかなか受け入れができないのではないかという気がいたします。

そこで、今私が言いましたのは一つの提案ですけれども、地域活性のための一つのプランを持ちながら説明をしていただいて、理解を得るということが一番大事ではないかというふうに思っております。

以上、2点について私の考えなり質問を述べましたが、質問させていただきます。答え、よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま小学校の統廃合について2点の御質問をいただいたんですが、せっかく通告が3点いただいておりますので、通告に従って答弁をさせていただきたいと思っております。

まず1点目が、総合教育会議での検討内容についての御質問をいただいております。

昨日、中野議員の答弁でも申し上げましたように、11月2日に開催された第3回うきは市総合教育会議で、小学校の適正規模、適正配置について議論を行いました。8月に新学習指導要領の中央教育審議会からの審議まとめ案が示され、3、4年生で英語活動、5、6年生に教科英語が導入されるとともに、平成30年度から教科化される道徳では、討論が重視されます。また、アクティブ・ラーニングが全教科で取り入れられ、対話的、主体的、深い学びがキーワードとなります。これらを踏まえて、適正規模とは何か、子供の視点、地域の視点に立って議論を行いました。

この議論をもとに、大きな枠組みとして、平成32年度に小学校の新学習指導要領が全面実施される前までには、姫治地区の3校を御幸小学校に統合するという軸で、しっかり丁寧に、子供の視点、地域の視点を基軸に進めていくという方向性を示したところであります。

2点目が、学校がなくなると若い家族が少なくなり、地域が寂れるなどの意見の対応についての御質問であります。中野議員への答弁と重なる部分もありますが、さまざまな行事を通じて地元と小学校とのつながりが強いので、学校がなくなると地元が寂しくなる、市はもっと中山間地域の活性化に力を入れてほしいなどの御意見があるとの報告は受けております。今後、説明や意見交換の際に地元へ伺う際には、学校教育課だけではなく、市民協働推進課、生涯学習課等の対応部署が連携し、丁寧に御意見を伺いながら対応策等を探ってまいりたいと考えております。

先ほど対応のスケジュール等の御質問もありました。そのことも踏まえ、第3点目については教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 地域活性化のための地域への提言についての御提案ですが、御提案の体験活動につきましては、小学校の楽しくて有意義な教育活動になったり、あるいは議員御指摘のように地域活性化の一つの方途になったりするのではないかと考えます。一方では、各地域での既存の行事との調整や新しい学習指導要領で小学校の英語などの授業時間数が増加することなど考えますと、実現についてはさまざまな課題があると考えます。

これらの教育活動のあり方につきましては、御提案の体験活動も参考にさせていただくとともに、保護者や地域の皆様の御意見等も踏まえながら、さまざまな観点からしっかりと検討してまいりたいと考えます。

先ほど議員から、今後について年次計画と申しますか、スケジュール化を提案できないかということでした。

この学校の統廃合につきましては、平成26年のうきは市の行革答申、そして平成27年の文部科学省の適正規模・適正配置、こういった手引等を踏まえながら、地域の皆様等にお話を進めてまいりました。特に、小学校のPTAの役員さんとお話ししましたときに、全員の保護者の方の意見を聞いてくれということで、3つの小学校につきましてそれぞれ伺わしていただきまして、最大で90分程度の御意見等もいただきました。

また、その後、こういう場ではなかなか発言ができないからぜひアンケートをとってほしいということで、アンケートをとらせていただき、その結果につきまして、また議会の全員協議会の中でも報告させていただきましたが、全ての保護者の皆様にお返しをしたところでございます。

そういったふうにやってくる中で、地域の声、いろいろ声がございましたが、やはり市のほうが何か示さないと論議にならないでしょうということあたりがございました。そういったことを踏まえながら、総合教育会議等で一定の方向性を出して、今、大きな枠組みと申しますか、それを示させていただいております。

今後、この大きな枠組みにつきまして、保護者の方、地元の方等に、先ほど市長が答弁申し上げたような関係課も一緒に参りまして、十分に御意見を伺ってまいりたいと思います。

最初にこうするんだということではなくて、大枠こういう枠で行きたいと思っております、皆様どうでございましょうかということをお話をゆっくり聞いていきたいと思っておるところでございます。また、貴重な御意見をいただけるものと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 一番問題は、やっぱり保護者、地域の方にどう理解していただくかだろうと思いますけど、今まさに教育長おっしゃいましたように、こうするんだと決めてかかるのと、やっぱり住民は、初めじゃあどうしたほうがいいんですかという提言の中あるいは考える中に住民と一緒に巻き込んでいくということが一番大事じゃないかと思います。

保育園をなくしたときに、市長も経験なさってると思いますが、小塩祭りのときに、若いお母さんたちからいっぱいいろいろ、何で保育園をという質問とか抗議受けたというのを言われておられましたけれども、やっぱり上からこうするんだって言われたのと、どうしたがいいのかって一緒に考えましようって言われたときの受け答えは非常に違ってくるし、反対と言う人は何回聞いてもそれをやっぱり受け入れられない部分があります。一般質問でもそうですけど、何回もおなじことをすると言われますけれども、なかなか考え変えるというのは難しい面がありますので、やはりともに住民と考えていい方向を探るというこの姿勢をしっかり持っていただきたいというふうに思います。

そういうことで、いろんな意見の中に、やはり今までは言えなかった部分がことし初めて住民の中から統廃合してくれという意見が出たという、これだけの機運になってきているので、いろんな本音が聞けるんじゃないかというふうな気はいたします。そこで、十分やはり住民の意見を聞いて、そして先ほどから言われてます横串入れているんなところで、生活全般の中からの学校統廃合ということを考えていく、この視線で住民に当たっていただきたい。

一番私たちが大事にしなきゃいけないのは、住民の中に不満やそういったものを残さないように、よかったと言えるような。子供は、下に行ってみんなの中で勉強し、そして地域は学校を中心にしたやっぱり今までの拠点として、いろんな行事があるというようなことでやっていけるのが一番いいんじゃないかというふうに思います。

32年からということですけども、その前にぜひそういったことをしっかりやっていただきたいと思いますが、今言われたように、市から、上からでなくて住民のほうからいろんな提言をもらえるような、そういう形で進めていっていただきたいというふうに思いますし。さっき言いましたように、学校がなくなればなくなるだけ地域のきずなをどこでつないでいくかという、このこともしっかり考えていただいたならば、やはり今ある行事との関連性、今各地域で持っている行事とそれから新たにこの子供を中心にした新たな行事をどこで活性化のため持つていくかという、こういったこともやはり十分地元と話し合った上で決めていっていただくと、私は非常に子供にとってもいいし、地域にとってもよくなると思います。

今まで複合教室ですか、そういうやり方とかいろんな特徴を持って今まで山の三校が頑張ってきておられます。あるいは、山村留学のこともあります。こういったことをやっぱり一つの意見にまとめていくということには、何度も何度も説明が必要だと思いますが、どのくらい説明会を

持っていかれるのか、どの規模で持っていかれるのか、そこまで考えがありますでしょうか、まだ今後の計画として計画されるのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 説明会をどれぐらい持つていくかっていうのは、きのう御答弁の中で申しました、まずはこういうところあたりからお話をさしていただきたいと。そういうお話の中で、よかったら地域をこういう形で回ってもらえないとか、そういう御意見もいただけていると思っております。そういったことを十分踏まえていきたいと思っております。

それと、先ほど複式学級の件がございましたので、今回私どもはどういうことでこういったことをやってるかという大きなちょっと理念を簡単にお話しさしていただきたいんですが。

新しい学習指導要領がやはり20年先、30年先の社会が見通しにくいと、だから、時代をみずから切り開く子供たちをつくるために、きのうお話にありましたようにアクティブ・ラーニングとかそういうのをしっかりやっていきたいという部分と、うきは市が出しております教育大綱、これが今からの激しい社会の中で子供たちに本当に社会を生き抜く力をどうつけるかと、まさしくその理念は一緒であります。その理念のもとにどういう学び合いの場を子供たちに提供すればいいのかということがございます。

そういう学び合いの場を考えたときに、今の児童数が減ってきた中での複式学級、1人の先生が2つの学年を教えるというやり方、もちろんうきは市としては学校支援員をつけてはおりますが、そのやり方がどうしても厳しくなっていると、こういうふうな学び合いを考えたときに、私どもは学校を統合してまいる必要があると、そのように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） まさにそうだろうと思います。複式学級のよさはよさでありますけれども、今後のことを考えて、子供にとって本当にどれがいいのかっていうこと、そういったことを考えたときに、やはりどこかの時点で統廃合というのは必ず考えなければいけないことだと私も思ってきました。今回こういうふうにご決定づけていただいた、方向づけしていただいたというのは、私はありがたいというふうに非常に思っております。

ただ、今までやってきた山村留学とかそういったことも捨てがたいものがありますので、逆に言うならば、夏休みとかそういったことに、山に子供を、地域の子供じゃなくって、うきは市内の町部の子供とか、そういったことを介して体験をさせるとか、そういった、今度は今までは地域の子供ということの視点でしたけれども、うきは市内の子供という視点でその交流が、何もよその地域との子供、福岡だの熊本だのの子供でなくても、市内間の子供のいろんな体験を私は重視していただけるんじゃないかというふうに思います。そして、それができる環境にある。山の環境というのは、やはり同じうきは市でも町部とは非常に変わってきます。

だから、例えば月に1回山にかえしたときに、体験、若芽摘みだとか、あるいはお茶摘みさせたり、あるいは植物採取をさせたりと、あるいはお手伝いをさせたり、いろんな体験をさせながら、そしてともに地元の食物を食べて、そういうことで地元と人の触れ合い、まさにコミュニケーションづくりも役立つし、それからいろんな感謝の気持ちとか、そういったことも私は醸成できるんじゃないかなというふうな気がいたしますし、高齢者は子供と触れ合うと非常に若返って元気になります。そういうことで、やはり高齢化であるならば、いかに子供たちと触れ合うかというのも一つの大きな方法だと思いますので、これを全体に、今は孫がいる世帯だけになりますが、今度は地域全体で子供たちを迎え入れる、そのことで子供にいろんな知識や体験や経験を伝えながら、そしてまた自分たちも生きがいと元気をもらう、そして波及的にその中から地域の特産の食品加工品とか出れば、なおさらいいことですので、そういう大きな広がりの中でこういう計画性をぜひ実現していただけたら、私は寂しくなる、山が寂れるというだけじゃなくてよかったという、そういう感想につながるのではないかというふうに思っております。

まだ、これからの計画ということですが、ぜひ具体的に子供を山に返すというこの一つの行事と申しますか、そういうことを具体的な一つの提案として考えていただきたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 夏に壱岐市と交流で壱岐の子供たちがやってまいります。2年にわたって私も一緒に参加させていただきましたが、姫治小学校の横の谷川で遊ばせますともう2時間でも3時間でも子供たちは遊んでくれます。

姫治地区というのは本当に魅力のある地域であると私は思っておりますので、議員の御提案、先ほども申し上げた答弁と重なりますけども、御提案の体験活動につきましては、さまざまな観点からしっかりと検討させていただきたいと思えます。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 確かに、英語の授業とか入りますので、授業的には難しくなると思えますけれども、いろんなところで今土曜日の開校と申しますか、土曜日授業というのを取り入れてるところもたくさんあります。ただ、授業でなくてこういう体験活動であるならば、子供は土曜日出校も非常に喜ぶんじゃないかというふうな気がいたしますので、その点、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに思えます。

地域の活性化とそして小学校の統廃合、このことについて前向きの御回答をいただきましたので、この1点目については終わらせていただきます。

2点目のレインボーファームでの取り組みについてを質問させていただきます。

うきは市は、食育の関係でミネラル野菜栽培というのを取り組んできております。議会でも、

ミネラル野菜の栽培の効果はどこなんだと、実績が出てくるのかというようなことを質問が出ました。ただし、このうきは市が取り組んだミネラル野菜というのは、健康な野菜を食べてみずから健康になりましょうと、それが大きな目的でございます。うきは市のブランドとしての野菜をつくって、それを販売し収益上げましょうということは二の次でございました。そのために、このミネラル野菜をつくって、その販売先は市内にと限らせていただいております。道の駅やあるいは耳納の里というところでしか出荷ができません。

つまり、せっかく健康的な野菜をつくるんだから、まずは市民が食べましょうというこの視点でやってきております。そのことは、この9月の決算委員会でも、市長は、ミネラル栽培野菜は市民の健康対策でありますと、はっきりおっしゃっていただきました。

やはり、野菜は食べ過ぎてどうのこうのというのはありません。肉とかは食べ過ぎると、動脈硬化とかっていうのが出てきます。この同じ野菜でもミネラルという微量要素が入ることによって、野菜の栄養価も上がるし、人間に必ず必要な微量要素がとれるということで、健康に非常にいいとされております。

栄養分析表の書きかえがもう何年か前からずっと何回かにわたって改訂版っていうのが出されていますのはなぜかという、昔の野菜に比べて栄養価が落ちてくる。特に、微量要素が入っていないというようなことで、栄養分析表の改定が年次なされてきております。

そういったことで、野菜を昔と同じ量食べても同じだけの栄養価がないんだということが今通説になってきております。改めて、野菜のかわりにいろんなサプリメント、栄養剤というのが、薬ではなくってそういうふうな健康飲料という形で出てくるのは、皆さんも御存じだと思います。きちんとした野菜、きちんとした食べ物を食べれば、そういうサプリメントは必要ないわけです。そこで、うきは市は何も新たにそういうものを飲まなくても、本当に野菜を食べて健康になろうというので、この取り組みが始まっております。

しかし、やはり年にミネラルの予算は5万でしたか、いただいておりますので、この効果ということもやっぱり議会から言われるのは当然であるので、このブランド化について、今までは健康対策でしたけれども、やはりこのブランド化についてどのように市長お考えになられますでしょうかということをお尋ねをしたいと思います。

2点目、レインボーファームが、きょうも何回も話題に出てきておりました。新規就農者がトマトを栽培するというので技術を習得なさって一本立ちなさると。そして、トマト栽培を続けていきながら、うきは市のいろんな農業支援とかそういうことをやっていくということで、一本立ちなさるということでございますが。

ミネラル野菜のメンバーの方がトマトをいただいて食べた。しかし、特に変わったトマトじゃないねって言われる。トマトはトマトですから変わらないんでしょうけれども、ミネラル野菜

を食べているミネラル会員は、失礼ながら本当に味覚が鋭くなってきてるなっていう感じがいたします。うまさ、そして味の濃さ、新鮮度、こういったのがやはりミネラルが入ってる野菜は違うんです。本当は、論より証拠、きょうここで私がつくってるミネラル野菜のエンジンと、たまたまてんとうばえでできたおんなじ種ですけども、てんとうばえで生えたエンジンがあるのでここで食べ比べしてもらおうかと思ったんですが、議場では口に入れられませんので諦めました。

皆さんにぜひお知らせしたいのは、今月18日の食育講演会があります。そこで、ミネラル野菜普及会は食べ比べをします。ぜひ来ていただいて、食べ比べをしていただきたいと思います。ミネラル野菜は味も濃いです。そのかわり、酸っぱい、甘い、それがはっきりしてます。そして、寿命が長い、鮮度が長くもちます。逆に言うなら、柿がことしはすぐやわなくなると言いますけれども、それを入れてらっしゃる方は、そこまですぐやわくならんというような話も聞きます。こういったことは論より証拠、食べのが一番わかると思ったんですが、そういうことで残念ですので、18日にぜひ試食会に来ていただきたいと思いますが。

そういうことで、あっちこっち今トマトの栽培がありますが、せっかく市あるいは農協、支援して新規就農者を育てるのならば、その同じトマトに特徴を持たせられませんかという思いがあります。ミネラルを使うことによって、特別に技術が要るわけじゃないけれども、これを入れることによって差が出ますので、ぜひその取り組みを進めていただけないでしょうか。

以上、質問をいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいまレインボーファームでの取り組みについて大きく2点の御質問をいただきました。

まず、1点目がミネラル野菜のブランド化についての御質問であります。議員御指摘のとおり、9月の決算特別委員会の総括質疑におきまして、ミネラル栽培農産物への取り組みの目的は健康対策であると回答しております。これは、土壌分析に基づいたミネラルバランスのとれた健康な土で、鉄やマンガン等のミネラルを多く含んだ農産物を栽培し、それを食することにより健康を維持していくという理念に基づいているものであります。

今後もミネラル栽培農産物の特徴や健康へのメリットを知っていただくことを通じて、その認知度を高めるなど、市民の健康づくりを主眼とした取り組みを行ってまいりたいと、このように考えております。

2点目が、ミネラル製品によるうきは市のトマトのブランド化についての御質問であります。農産物のブランド化につきましては、付加価値を高める上で大変重要なことだと考えております。現在、うきはレインボーファームを含むJAにじトマト部会が出荷するトマト「博多桃太郎」については、甘みが強く、適度な酸味があり、果肉もしっかりしていて、市場でも高い評価を受け

ており、JAにじにおいても、販売額10億円を超え、管内では第2の農産物となっております。

議員御提案のトマトへのミネラル施肥につきましては、JAにじとも連携して、その実効性を含め検討させていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） このミネラル栽培用の資材、農協で販売をしていただいております。非常に連携がしやすいのではないかとこのように考えます。その前に、まずは会員になっていただいて、ミネラル栽培のいかん、どういうことなのかというのをやっぱり勉強していただきたいと思っております。

トマト部会のほうで今出しております。トマトは本当に今、非常に高品質で、そして皆さんの需要が多いということですが、同じ市内でしていく中でもやっぱり新規就農者に自信と誇りを持たせるためには、そのあたりで自信、そこがやっぱり味の違いとかそこに出てくるとさらに新規就農者の喜びと、それから今後農業への継続につながるのではないかと思います。

長年、トマト栽培をしてきていらっしゃる方に改めてこれを使いなさいというのは非常に難しいものがあります。しかし、今この技術を習得し、独立し、自分のトマトをつくろうというときに、こういういろんな提言、こういうものを使うともっとこうなるというような勉強をしてもらって取り入れてもらおうと、私はおのずと自分の製品に自信が持てて誇りが持てる。そうすると、いつまでも新規の未熟ということじゃなくって、誇りを持つことによってこの方たちがやっぱり頑張れると、ほかからもやっぱり新しい方が来るという誘引剤になるんじゃないかというふうに思います。

そこで、価格的には少し高い面があって、これがいつもリスクになって、メーカーに半分にしろとかいろいろ言いますが、その分だけあるんだということで非常に自信を持っておられます。

実はこの前、会津のほうからこの栽培野菜の方が視察に見えました。そのときに業者の方が案内をしてきてくれたんですけども、「こんないいものを何でうきは市は全体的に取り入れようとしないとですか」という非常にその傲慢な言い方されて、私ムカッと来たんですが、そのときに別の方が失礼な言い方しましたけれども、それだけ自信持ってますという言い方だったんですね。だから、使ってあるところがこんないいものが何で懸念持つんだろうって、使えばこんなにいいのについていうふうに自信を持っておられました。確かに私たち使っていると、私がさぼって野菜を買ってくると、娘が「これお母さん買ってきた野菜やろ、おいしさが違う」とかいうぐらいにやっぱり本当に食べなれてくると舌が判断できるようになるとわかるぐらいあるんですね。

だから、最初はもうそれまで入れなくても、もうできるようになってるからいいんじゃないかという懸念はあるかもしれませんが、ミネラルのそれを施肥することだけによって、これだけの差が出るということ、そしてそれがおのずと自信につながるということですので、私はこれをぜ

ひ農協と具体的に話を進めていただきたい。あわよくばうきは市の部会が全部こういうものを使っていたらと、うきはブランドは全部ミネラルが入ってるからおいしいんだと、そこまで大きくなるんじゃないかな。

健康志向から来たけれども、それがやはりうきは市だけの健康じゃなくて、全体に広げていくというこの普及活動というのがすごいなって、やっぱりうきは市のおもてなしのこのサービス精神かなってということにもなるんじゃないかというふうな感じもいたします。

私はぜひこれを具体的に取り入れていただきたいと思います。市長、早速にでも関係部署と話し合いをしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 私、きょうチラシをお持ちしたんですが。（「ありがとうございます」「」と呼ぶ者あり）

うきは市健康ミネラル栽培農産物普及会の皆さん、もうかれこれ8年前ですかね、発足されて、健康ミネラル栽培に取り組まれていることに対して深く敬意を表する次第なんです。いろいろお話を聞くと、今議員も御指摘があったように、なかなかミネラル施肥の結局その施肥そのものに価格が付加されるもので、なかなか普通の野菜と比べて値が高くなってそこがなかなか売れないという問題であったり、やはりミネラルを施肥し、健康な土壌づくりに手間とそして先ほどから言ってますようにお金がかかるということで、なかなか部会の方というか、特に部会員は多いんですが、今出荷されているのが耳納の里と「道の駅うきは」であります。出荷されてる方がちょっと限られてきて広がりがいいというふうなお話を聞いております。

先日もJAにじの川原組合長ともお話ししたんですが、今回うきはテロワールで、うきはのこの平たん地については、本当に野菜に適した肥沃な大地であるというのが科学的に証明がされました。そういう中で、うきははどうしても野菜の生産が少ないというのが大きなネックであります。

片や健康の視点で行くと、いろんなうちの保健課の職員の指摘であるんですが、うきは市民の皆さんは、他の市町村と比較して、野菜の摂取量がすごく少ない。特に食物繊維を摂取している率が少ないということでもありますので、野菜をつくっていない、摂取量が少ないというのはどこか通ずるものがあるのではないかと。

今回うきはテロワールで、本当にどの地域にも負けないようなそういうすばらしい肥沃な大地であるということが証明されましたので、もっともっと農家の方っていうか、この野菜づくりについて広がりを呼びかけていきたい、こういうふうな思っております。そういう中で、ミネラル栽培についてのあり方も私自身も考えていきたいなど、このように思います。

ところで、ブランド商品化という視点でいくと、やっぱり大きく2つのやり方があると思うん

ですね。1つは、生産者が少なくてもその商品に希少価値がある。それは全国的に売って出て、ブランド商品ということでアピールすることができるんですが、あとそのほかは、例えばミネラル栽培の場合は、今回生科研さんを活用してのミネラル栽培なんです、ほかにもミネラル栽培ごまんと、ごまんといったら失礼な言い方なんですがいっぱいあるんですね。全国どこにでもミネラル栽培野菜というのはいっぱいある中で、それをブランド商品化するためには、やはり地域が全員が取り組んでるとか、そういうことになればまたブランド商品になりますんで、そこを議員は指摘しているのではないかと、このように思いますので、そういうことも頭に置きながら、議員の御指摘についてはしっかり受けとめさせていただきたいと、こう思います。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） まさにそうなんです。なぜ道の駅とか耳納の里に少ないのかというのは、最初の視点が自分たちが食べて健康になろうということでしたので、出発点が家庭菜園ということに視点を置きながら、各家庭で食べる分をミネラル野菜にしましょうということでしたので、出荷までするという農家さんが、会員さんが少ないということが1つの現状で、なかなか広がらなかったんですね。

それで、きょう申し上げる1つはレインボーファームから取り組んで、やはり農協が取り扱っていますので、農協さんとの提携、話し合いによって、各部会でも取り入れていただけないのかって先の先はそこまで見てまして、まずはレインボーファームでつくったトマトが最初ですので、トマトから入って行って、ここでよさがわかればトマト部会、ナス部会、いろんな部会にやっぱりこれ広げていただいて、おいしくてそして健康的でっていうここに持って行ったら、本当に私はミネラルの農産物のよさというのが光るんじゃないかというふうに考えております。

早速そのあたりをまずはこのトマトから取り組んでいただきたいというふうに思います。組合長とも話していただくということですので、あと部会とか、野菜全体をですね。まずは野菜全体にしても、まず各部会を農協が全部持っておりますので、そのあたりにやはり働きかけていただくように、ぜひ今後頑張っていただきたいと思いますので、もう一度農協との折衝、そして全体に広げていく方向性、取り組んでいただけますでしょうか。もう一回お願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほども申し上げましたように、うきは全体が野菜の生産が少ない、片や市民の皆さんの野菜の摂取量が少ないと、これは相通ずるところがありますので、ここはしっかりJAとタッグを組んで、野菜全般の生産をどう高めるかについて協議をしたいと、こう思っています。

レインボーファーム、ミネラル栽培についての重ねての御質問でありますので、担当の農林振興課長のほうからも答弁をさせます。

○議長（櫛川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 農林振興課長の熊谷です。

レインボーファームのトマトについて、ミネラル野菜をということですが、レインボーファームでつくられているトマトが「博多桃太郎」というふうなことで、うきは市限定の品物じゃないんで、そしてまたレインボーファームだけで出荷してるんじゃないんで、うきは市全体で共同出荷をして、それが市場に流れますので、レインボーファームでちょっと特殊なものをつくって、そのすばらしさをというのを表現するのがすごく難しい形でありますので、やっぱりそれについてはうきは市内の野菜全般で考えるというふうなことで、JAにじとか普及センター等で、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） まさにそうなんです。自分だけお金かけていいものをつくっても、共同出荷にするからなかなかその特徴が出ないっていうので、ミネラル栽培の普及員においても、その点を非常に方法がないねということで行き詰まるんですけども、でもつくっている人が自信を持つためには、うちのトマトは違うというこの自信もぜひつくっていただきたい。そしてそのことによって広げていただいて、トマト部会が全体で使うように、そういうことを私は夢見ております。

一歩ずつでも努力していただけるようお願いをして、実は3問予定してましたけど、今回2問にしましたので時間が早いですけれども、統廃合についてもしっかり住民との連携、そしてレインボーファームについても本当に自信を持てるような就農者を育成していただくために、自信のあるトマトをつくっていただくということを最後にもう一度申し述べまして、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） これで、12番、高山敏枝議員の質問を終わります。

.....

○議長（櫛川 正男君） ここで暫時休憩とします。再開は13時20分より再開します。

午後0時01分休憩

.....

午後1時20分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、11番、大越秀男議員の発言を許可します。11番、大越秀男議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 最後になりましたけれども、最後の質問にふさわしい結果が出

ればいいがなと思っておりますけれども、そこは高木市長の答弁次第でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今回私は上水道の整備計画、それと耳納クリーンステーションの施設維持について、2つの項目について質問いたします。ただし、この2つの表題ともに三園議員、中野議員が既に質問をされております。そして、答弁も一定程度の答弁が出ておりますので、私はその中で自分なりに聞けなかった部分、そういったところに重点を置きながら質問をしていきたいと思ひます。

まず、上水道整備計画についてでありますけれども、この問題は当然うきは市は全国の市の中でも上水道が整備された中で、市としてはもう唯一、唯一というか唯二というか、上水道のない市としてある意味注目されている自治体でもあるかなと思ひしておりますけれども、昨年実施されました市民アンケートの結果の内容についても、なかなか即上水道事業を進めるというには非常に厳しい結果が出ているのではないかなと、そういうふうと思ひます。

そこで、まず上水道整備計画については、(1)として、市民へのアンケートの結果は、整備された場合の上水道接続率が大変厳しいと思われ、当然経営は成り立たないと思うが、それでも計画を進めるのかということ。

それから2つ目、水源についても市民のコンセンサスはまだ得られてないと思うが、その点について市長の考え方を。

それから3つ目、ブランド推進の観点からも市独自の水源は市のアイデンティティーにかかわる重要な問題だと思ひますので、その辺はどうかということ。

それと、その3つを考慮すると、今のままの地下水利用、ほとんどが平たん部は、もう全市民地下水を利用してありますけれども、さらに地下水保全条例まで制定したこの地下水をさらに守りながら、重点区域に簡易水道を数カ所設置する、そしてそれをつなげるという方法もあるのではないかということで、以上4点について、まず上水道整備計画については、市長に質問したいと思ひます。1回目です。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、上水道整備計画について、大きく4点の御質問をいただきました。

まず1点目が、市民へのアンケート結果と今後の計画についての御質問であります。昨年実施した上水道事業に関するアンケートでは、早急に上水道に加入すると答えた方は、全市民の約1割であり、加入する割合が少ない結果となりました。今後は、現在多くの市民の方が利用されている地下水について、調査、分析を行い、実態を解明していくとともに、上水道事業の必要性について、市民へのさらなる説明に努めてまいります。

その一方で、市民の1割の方が早期の上水道整備を待ち望んでいることや、今の井戸水が使用

できなくなれば上水道へ加入するという方も一定程度いらっしゃるのが現状であります。そうした方々の思いに応える必要性や、企業誘致のための安定した水の確保や防災上での消火栓の設置などを勘案しますと、うきは市におきます上水道の整備は必要不可欠であると、このように考えております。

2点目が、水源に係る市民のコンセンサスについての御質問であります。議員も御存じのとおり、上水道の水源につきましては、旧浮羽郡時代より多くの協議がなされ、当時の各町議会で説明し、小石原川ダム建設事業へ参画をしているところでございます。このことにつきましては、市民の皆様からこれまでにも多くの御意見をいただいていたところでございますが、私の市長就任後、水源を含む上水道整備につきましては、市民シンポジウムを初め、区長説明会や市民団体との意見交換のほか、広報うきはへの掲載など、これまで真摯に市民の皆様とのコンセンサスに努めてまいりました。

今後も上水道事業につきましては、議会や市民の皆様とともに、整備に向けた検討を進めてまいる所存であります。

3点目が、ブランド推進の観点からの水源のあり方についての御質問であります。上水道のないうきは市は、生活用水の大部分を地下水に頼っており、地下水が市民生活にとって、欠くことのできない重要な資源となっております。

そこで、平成27年1月1日にうきは市地下水保全に関する条例を施行し、1日当たり最大10立方メートル以上の地下水を採取する場合は、一般家庭を除いて届け出を義務づけた次第であります。条例制定の背景としましては、地下水がうきは市にとって重要な地域資源であるとの認識のもと、市内における適切な利活用を維持しようとするものであります。

昨年度、地方創生先行型交付金事業で取り組みましたうきはテロワールにおきましても、地下水は7大自然要素の1つとして評価をしているところでございます。引き続き、地下水をうきは市のブランドを形成するための重要な地域資源と位置づけ、地下水にかかわる調査を進めた上で保全に努めてまいります。

4点目が地下水を水源にした新たな簡易水道の設置についての御提案であります。地下水を水源とする簡易水道事業では、水源の井戸枯れや水質悪化などの影響を受ける可能性を払拭できない状況等考えられます。さらに、議員も御存じのとおり、簡易水道は給水人口101人以上5,000人以下の水道であり、事業規模の面から、上水道より経営効率が落ちることとなります。

このようなことから、平成19年度に簡易水道の国庫補助制度が見直され、補助基準が厳格化され、新規に簡易水道事業を開始する場合の補助要件が、既存の水道事業と接続せず、橋で連結されていない島、または既存の水道事業の給水区域から、道路延長が原則10キロメートル以上

離れている場合で、当該事業と会計または管理を一体とする簡易水道会計が存在しないこととされ、その結果、実態的にうきは市は補助要件に該当しない状況となっております。

こうした状況から、簡易水道、上水道ともに全国的に見て、水道事業は1つの自治体で実施する時代から、広域により実施する時代になってきております。したがって、簡易水道事業の新規創設は、財政的、経営的に見て、大変厳しいものがあると考えております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） まず1番目のアンケートの結果で云々という部分ですけれども、実はこの質問をするに当たり、熊本地震で大きな被害を受けられた益城町、先日ここに行こうとしたんです。先週の月曜日ですけど、向こうのほうに用事があった相手に対して、ついでと言っちゃなんですけれども、この際、行って調査しようということで、被害を受けた状況を知らないままここでやりとりしてもあんまり意味ないなと、益城町がどういう状況なのかなということ、結果的に俵山トンネルも俵山峠も通れずに、結局行くのを断念して帰ってきて、電話で長々とお話を聞かせていただきました。

上水道部門ですけれども、それで、あそこの、驚いたことに、益城町は人口3万3,000人、約1万1,530世帯、上水道普及率100%、そして接続率が98%、1万1,300世帯が加入していると、一体これはどういうことだろうと、水道料金が無料なのかなと思ったんです。ではなくって、水道料金はもう全国平均、ほぼ平均と同じぐらいです、標準世帯で。

ただ一つ言えるのは、100%地下水を利用しているということがあります。

それと、よく調べたら、もうずっと以前から、山間部が多いからそれぞれに簡易水道を持っておりまして、しかし、落雷とか、落雷による停電、いろんなことでちよくちよく電源が落ちて、その修理とか、それから、とまった間の不便さとか、そういったのを経験したので、最終的にいわゆる上水道を整備をして進めてまいりましたと。

そして、現在、上水道が106キロ、簡易水道が84キロ、専用水道3キロで、合計193キロの水道管が埋設されていますと。

今回、5キロメートルでその被害がありましたと、そして、その査定がようやく終わり、復旧には3年ぐらいかかるのではないかなと、それから被害額については10億円ぐらいだと、そういうことでありました。

結局ここはもともとがもう地下水つくって、そして簡易水道で市民みんなが水道に入っって、そして平坦部は別ですけれども、それを簡易水道をもう広域的につなげていく、連携の上水道、そして最終的に平坦部には上水道を整備したと、それでそれを一体化して今はほとんど、106キロもあるわけですから、そういうことで、もともとがもう地下水による飲み水を確保しとったから、今回も市民の皆さんは抵抗なくかたってくれたと、そして当然、今まで集落ごとの

簡易水道だと、修理をするたびに負担金を出さないかんやっつと、しかし、一体化したことで、もうそれは市民の言葉ですけれども、もう費用は町に任せとかれるから、自分たちは水道料金を払うだけで済むからということで今現在に至っており、そして、さらにこの専用水道も含めて簡易水道合計193キロを、今度、広域に一体化する手続を進めておりますと、全部上水道ということで、今その手続を進めているところでございますということでございました。

なるほどなど、やはり水源については地下水が、もともと自前の地下水であったということで、市民も抵抗なく上水道にもかたるし、接続するし、そして使う。そういうことで、接続率が非常に高くなっているということがわかりました。

そういった意味で、うきは市の場合は、最終的には確かにもう行政の流れとして、小石原川ダム参画という前提で進んでおります。

しかし、市民の中には、これに抵抗感を感じている市民の方も当然、市長も御存じとあるとは思いますが、何でも自前の水やないんだと、延々30キロも下流の久留米から持ってこにゃいかんとかとか、いろいろ意見があるところです。

そういった意味で、非常にこの計画のケース1、ケース2とかで、上水道事業計画の試算がなされておりますけれども、安く見ても50年間で250億、あるいはケース4あたりになると、もう300億円を、50年間ですけれども、超すというような経費がかかるということはもうわかり切っています。少なくとも、ですから最低限でも250億は、50年トータルしますとかかるといことはほぼわかってると思うんです。そうすると、50年間ですから、平均すると年間5億円の経費ですよ、これは。

ですから、そこを今度は水道使用料として、果たして回収できるのかということが大きな課題であると思います。

市長はさっきも言われまして、いつも言われますが、市民にはもうさらに理解を得るべく説明を重ねながら、この事業を計画実行に向けて努力していきたいということをきょうもおっしゃいましたが、そこらあたりなんです。

幾ら丁寧に説明しても市民が納得しない場合、数字的にはこれはだめだという、やっぱりボーダーライン等はあると思うんです。それが何%になるのかわかりません、私も。

しかし、それでも市長はぜひとも進めていくと、確かに最悪の場合を想定して、水源の枯渇あるいは汚染、水質汚染、地下水の場合の、そういうことを考えると、必要不可欠だということをおっしゃいました。

それともう一つ、さっきの益城町の事例を言いますと、地震の後、水源の水の状態がどうなりましたかと聞いたんです。

そしたら、濁りが出ましたと、かなり、しかし、それは数日間でもとに戻りました。そして、

水位については低下しておりませんと、むしろ益城町の地盤そのものが、全町にわたって1メートル何十センチか、全体が地盤が低下しているそうです。GPSで調べればわかるんでしょう。そういうことで逆に今まで出なかった井戸から水が出たり、低かった水位が、その下がった分、上がったとか、そういうことも起きていますということで、水の枯渇という状態は起きておりませんということでした。

ですから、私は地下水の枯渇とか汚染というのは、殊さらにそれをあんまり強調すべきではないんじゃないかなと、もうこの地球上に人間が住み始めて何年になるのか知りませんが、何十万年ですよ、それで地球上から水が枯れたことはないんですから。

ましてや、今、例に挙げました益城町は、一応、阿蘇山に降った水が、雨が地下水として湧き出ていると言われてますよね。

しかし、吉井の耳納の里、あそこでコイン式で水がくめますよね、あれも阿蘇山の水だと言われているんです。

ですから、それと筑後川の河川沿いの田んぼ・畑、ああいったところではよく、水がもうちょっと掘れば出ますよっちは言われますよね、確かにそうです。

果たして地下水の流れというのが、そんなに簡単に切れるのかということで、地下水の枯渇というのは、私はあんまり強調すべきことではないんじゃないかなと、汚染の問題は、これはやっぱり強い農薬あるいはその他の薬品がやっぱり長い間染み込めば、汚染の心配は確かにあるとは思ってます。

ただ、枯渇の問題になると、筑後川のおそこの例で言いますと、吉井でもいいですけど、橘田とか中島とか、あのあたりはよく川のそばに水が出ますと、よく出ます。

それは何で出るかって、川がそばに流れているからじゃないんですよ、地下水が湧き出るのは、山間部に降った雨が地下を通ってずうっと河川のほうに向かって行って流れてくるから、地下水が豊富に河川の近くでは出てくる、いわゆる低いところへ流れているから、水が。

それを大きく考えると、九州山地に降った水は、やっぱり周辺部に地下を通って流れている。そういったことで、地球の気象変動、そういったことで年々どっちかという雨の量はふえていますよね。

ですから、地下水の枯渇ということは、私は考えなくてもいいと、それは100%そうかちゅうと言われると、それは私もそういった地下を研究しているわけでも何でもないですから、言えませんけれども、人間の地球上に住むようになった歴史から考えると、水が枯れたことないんだから、あえて地下水の枯渇っていうのをあんまり前面に押し出して、言葉は悪いですけど、市民の不安をあおって、だから上水道が必要なんですよというのは僕は当たらないと、そういった意味で市民への理解を求めるための説明、そしてその説明の結果、さらに、幾ら説明してもやっぱ

り市民の納得がいかないと、コンセンサスが得られていないということになった場合、市長はどうするのかということ、どうされるのかという、それでもやりますと言われるのかどうか、その辺ぜひ聞かせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 議員御指摘のように、うきは市は本当に多様な地下水が豊富であるし、また、いい水が豊富にあるまちだと、こういうふうに思っております。

今回のうきはテロワールの調査の中でも、それが具体的に判明をいたしました。三者三様の多様性を持つてゐるんですが、1点は議員御指摘のように、例えば浮羽町の山北にあります清水湧水というのは、もう間違いなく阿蘇の伏流水でありますし、あるいは吉井の語源が、井戸がよいということで「よしい」であります。ここはやっぱり耳納連山に降った雨の、ここが本当に天然ろ過システムというか、本当に珍しい複合扇状地の中の地層地盤を形成している、これを言うなれば自然ろ過システムだと、そこをろ過しながら、吉井の町なかにあれだけの水がポンプアップされて、いい水が出てきている。あるいは姫治地域については、溶岩台地で大きな大地が3つあって、そのちょうどすき間に3つの谷があって、3つの谷にいい水が集まっているということで、うきは市内全域とっても本当に地下水が豊富だということが判明しました。

ただし、その地下の伏流水というのは、なかなか難しいんですが、議員おっしゃるように、117.46キロ平方メートル全域に伏流水があるわけじゃなくて、もう水道というのは必ず偏りがあるわけでありまして。

その水道にあれば、十分な地下水をくみ上げることができるんですが、水道から外れているところもある、それを物語っているのが、今回のアンケートですぐさま、もうすぐにでも上水道が欲しいという方が10.9%でありました。もうすぐさま欲しいと、その人たちの声というのは、今もう水が枯れている、あるいは水質が汚染されているから、一日も早い上水道が欲しいという市民の声があるわけです。

やはり行政を預かる者として、命にかかわるこの水の問題であります。重要であります。

しっかりそういう少数意見でありますけれども、そういう意見もしっかり、これ、行政として責任持って、それが本当に皆さんがおっしゃるような状態なのかというのを、今、調査をさせていただいているところであります。

そういうことを考えますと、未来永劫、うきはがこの一軒一軒の地下水で本当にいいのかというのは、やっぱり考えなくてはいけない、50年後、100年後、本当にこのまま地下水が豊富で、そして汚染されないで、このままの状態本当に保障できるかというのは、十二分に行政を預かっている者として、考えていかなくちゃいけないものだと、このように認識をしております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 今、市長が言われた地下水が出ない、出にくい、あるいは別の意味では汚染されているとか、有害物質が含まれている部分、そういった地域があることも私知っております。

たしか、吉井で言うとナフコとJR九大線を挟んだあの地域は、マンガンが非常に出るということはもう私も聞いております。

ですから、それぞれに井戸を掘り直して、あれが妙なもので深く掘れば出ないというもんじゃないんですね。マンガンとかというのは、深く掘り過ぎるとまたマンガン層に当たるとか、そういったこともあるんで、そういったところがあることはもう十分知っております。

ですから、私がこの4番目で言っているのは、いい水質を探して、そして簡易水道事業を起こしたほうがいいんじゃないかと、言ってる意味はそこなんです。

ただ、市長、さっき言われた平成19年に水道法が改正されてどうのこうのって言われたですよ。

私も平成19年の11月に、ある民間のコンサルが提案されたうきは市水道事業整備計画検討書というのを持っているんです。

これでいくと、この時点では、まだそういった法改正っていうのは前提としてなくて、うきは市を、ここにありますが、これちょっと見えるかどうかわかりませんが、古川地区とか流川とか、あっちの合所ダムの下あたり、それと吉井、江南、福富地区、幾つかに分けてやればいいんじゃないですかという提案も、そして細かい計算もしてあります。

ただ、これはあくまでも試算ですから、そのとおりに行くとは限っておりません。

これですと、200メートル以上離れた区域ごとにつないでいけば、広域的に簡易水道の事業は進められると、国の補助金も3分の1あると、この辺がちょっと市長が言われた法改正でもうできなくなったと言われたのと、ちょっと食い違っているんで、ここはもうちょっと置いときますけれども、こういった民間のそういったコンサルの提案もある。つまり、こういう方法もありますよということの提案なんです。

必要とあれば、またお見せしてもいいんですけども、もう私が立てた計画でも何でもありませんので、専門家がつくった資料ですので、何かの機会に見ていただければと思います。

それと、肝心かなめのブランド、うきはブランド、フルーツを中心としてうきはブランド推進、進められておりますけれども、私はやっぱり水と空気と、それからいわゆる大地と、要するに人間が生活する上での最大の条件、やっぱり気候、風土と言われるくらいですから、これがやっぱりうきは市はすぐれているということを内外にやっぱりアピールするためにでも、この水源の問題は非常に大事だと思うんです。

確かに、久留米市も放光寺何とかというミネラル水を販売してますよね、だけどやっぱりあれ

だと上水道の水ということで、久留米市さんには悪いけど魅力はないですよ、やっぱり、うきはの今、筑後川温泉の中でうきは何とか水というのが、売り出されておりますけれども、売れ行きがどうかということは私知りませんが、そういった意味で、もう本当に人間生活、そして健康を維持していく上で欠かせない水の話ですから、これはやっぱりうきは市がブランド推進を強力に進めていく以上、この水がその範疇に入っていない手はないと思うんです。

だから、ぜひとも水もやっぱりうきは市として売り出すべきだと思うし、昨年、前々回のたしか質問だったと思いますけれども、昨年の政経懇話会で、ゲストの講師の方が言われましたね、市長はあのとき挨拶だけ帰られたから、聞いてほしかったなあということを1回言ったと思いますけれども、うきは市のやっぱり特徴を生かしなさいと、確かに、全国の市として上水道がないということは何か悪いことのようにだけ、我々、外から見た人間からは非常に魅力があるんですよ、このすばらしい地下水、それは筑後川の水あるいはそれから引き込んだ五庄屋の用水路、そういったのも含めての話だったと思うんですけれども、やっぱり自前の水を大切にしながら、これがうきはの特徴ですよということを言われました。

なるほどなど、自分たちがあんまり気がつかないことについて、外から見ている人はそこに目をつけている、さっきのテロワールの話にもこれはつながってくると思うんですけれども、その辺が、いわゆる市のアイデンティティーとして、市長は水問題を考えることはできないのかなと、私が説明するまでもなく、アイデンティティーという意味は市長は御存じだとは思いますが、その辺、アイデンティティーにかかわる重要な問題ということ、これに関してのちょっと感想、市長の感想をぜひ聞かせてください。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） まず、前段で御指摘あった簡易水道の国の補助事業のあり方でございますが、まさに冒頭指摘があった益城町さんが、要するに幾つもある簡易水道を連結させ、そしてそれを上水道に連結させ、広域的処理をしようというのが、これ、国の指導で、それでそれをインセンティブというか、誘導するためにはインセンティブが必要ですから、そういうところに補助金をつけましょうということで、益城町さんなんかそういうふうに取り組んでいるいい例があります。

そうすると、もう一つは、19年度からそういう方向性が示されて、当然、あしたからやりますよじゃなかなか厳しいですから、いわゆる経過措置という意味合いで、現時点ではもうそれが完全施行になっていて、うきはが新たに簡易水道しても、単費とする分は結構なんです、国の補助金を受けることはできないということだけは御理解をいただきたいと思っておりますし、また、詳細の通達等々は総務省からも頂いてますので、また担当の水資源対策室のほうとあれしていただければ、しっかりした資料もまたお渡しすることができるんじゃないかなと、こう思います。

それから、うきはのアイデンティティー、地下水だというお話がありました。まさに、私もそれは同感であります。

しかし、地下水保全イコール上水道整備は結びつかないというか、一体化するものではない、もう両方を求めていくものであると、こういう認識を持っておりまして、本当に議会の皆さんの熱心な御議論の中で、全国的にも珍しい地下水の保全条例もうきは市は制定していただいて、その条例のしっかりした対応を図るために、今、水資源対策室等があらゆる、今、地下水の調査をさせていただいております。これもひとえにうきはのアイデンティティーである地下水を守る、こういう視点で今進めさせていただいていますし、また、並行しながら市民の皆さんの命の水をどのように確保するか、これもしっかり考えていかななくてはいけない、こういうふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 市長は言葉がうまいから、うまくなるほどなというふうに話が傾いてきているかなと思いますけれども、まず、このちょっと話がぐうっともとに戻していきまされども、例の覚書によって、浮羽郡は当時9,200トン、今は5,740トンの水の配分を受けている状態だとは思っています。これは配分は受けてますよ、あの覚書、破棄されてないんだから。

実は、この覚書について、以前、昨年度ですけれども、県でこの覚書立案にかかわった方に話を聞きに行ったことがあります。

何でこげなふうにもうきははなってしまうんですかと、私も覚書の重みというか、法的な価値とか、そういったものはあんまりわかりませんので、そもそも覚書って何ですかって質問したら、その人いわく、何か事業を計画しますよね、これを事業を前に進めていくときに何か障害になってとまることがあると、じゃあ、これを解決するために、事業を前に進めるためにつくる、つくるっていうか、一つの方法として取るのが覚書という、当事者間っていいですか、事業者とそれを利益を、受益者としてそれにかかわる関係の市民であったり、町民であったり、団体であったり、そういったところと事業をうまく進めるために交わすのが覚書ですよと、ですから逆に言うと、これは紳士協定でも、ずっと以前からは単なる紳士協定だというようなことも言われてきました。

そんなはずはないと思ってましたけれども、そういった紳士協定とかそういうことじゃなくて、事業進行を進める、担保するための覚書ですよということですので、私はもうそのことに対するコメントはいいんですけれども、あえて市長に尋ねたいのは、この覚書をいつの、もうさかのぼる、さかのぼっての話ですけれども、どっかの時点でこの覚書に基づいて、まず福岡地区水道企業団と県と三者になると思いますが、この覚書をもとに浮羽郡、当時で言えば浮羽郡、う

きは市がやっぱりこの覚書をもとに、この水を水利権として確保したい、だから返してもらえませんかという交渉をしようと思えばされたと思うんです。覚書あるんですから、ちゃんとただし書きまで書いてあるから、最終的には合所ダムの水を使うということですよという書類まであるんですから、どっかの時点でこの覚書をもとに水利権獲得に動けば動けたと私は思うんですが、市長はその辺の認識はどう思ってますか。

この覚書をもとに交渉できたんじゃないかと、いや、絶対はなからできなかったと思ってるのか、いや、どっかでできたんじゃないですかと、これは高木市長の責任ではありませんから、別にそこは私は何も問いませんけれども、以前の話なんで、どっかの時点で交渉しとけばできたんじゃないかという感想が、感想というか、そういった感覚をお持ちなのかどうか、ちょっとそこを聞かせてください。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように昭和50年7月の5日に覚書が締結をされております。

この覚書の位置づけについては、もう何回も何回もこの議場でも議論をさせていただきました。私はいつも申し上げていますように、3つのステージで御理解いただきたいという話を常々させていただいております。

まず、1点目は、覚書をもって公的な水利権という取得はないと、法的根拠はないというのが1点であります。

しかし、覚書を結んでいることは事実でありますので、じゃあ、その覚書の性格は何かというと紳士協定である、水利権を許可する当事者が入っていない中での紳士協定であるということが2点目、そして3点目が、順を追ってお話しなくちゃいけないんですが、まず覚書は法的根拠がない、2つ目が紳士協定であると、しかし、その紳士協定でも有効期限というのが定まっているということで、基本的に一番遅い、10年スパンで水利権の更新というのがありますから、一番短い期間でいくと昭和50年ですから昭和60年に期限が来るんですが、またはということで、次期水源大山ダムですね、大山ダムが最終的に確定したのが平成12年の1月24日の事業実施計画であります。

したがって、私はいつも申し上げていますように、大目に見ても平成12年の1月24日に、この紳士協定の期限が切れて有効性をなくしています。

したがって、次のステップの3ステップは、有効期限はなくなってますけれども、皆さんがこうやって覚書に調印したことは事実であるし、それを受けて浮羽郡3町が水源を守ってきたという事実があります。

浮羽郡3町が水源を守っているからこそ、福岡都市市民が水の恩恵を受けていたという事実はありますから、それが協力感謝金ということで議論になったところでありまして、先般、水資源

対策特別委員会からの指摘もあって、この協力感謝金の話を早く整理をすべきだという御指摘もいただいておりますので、今それに向かって整理をさせていただいているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） いや、一番大事なところ、これをもとに交渉ができたんじゃないかと。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 大変、失礼しました。

おっしゃるとおり、仮に平成12年1月24日以前であれば、いろんな法的根拠は覚書にはありませんけれども、水利権者を除いたメンバーの中で覚書を結んでますが、そういうメンバーの中でいろんな動きというのは、当然されることであつたと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） ちょっとわかったようなわからんような答弁でしたけれども、今、交渉という言葉が出てこなかったんでちょっと不満なんです、そういった、確かに水利権者いわゆる国土交通省とか、そういった部分の関係ないところで交わした覚書だからということではありますけれども、当事者間でこの覚書にかかわった人たちというか、かかわった人たちでその交渉を改めて水利権確保に向けた話し合いをしようと思えばできたんじゃないかなというふうに解釈していいですか、今の。

○市長（高木 典雄君） 平成12年1月24日以前であれば。

○議員（11番 大越 秀男君） 以前であればね、平成12年1月24日、それで十分です。

というのは、じゃあ、それまでにそういった覚書にある内容に従って、それなりの行動をとらなかった、誰が悪いんですか、これ。平成12年ですから、合併の5年前ですよ、どうですか。誰が悪いというか、それは言いにくいかもしれんけど、当時の行政にかかわった人たちが、これをある意味ないがしろにしたと、ある意味ですよ、細かく検討しなかったと言いかえてもいいのかもしれませんが、この重要性をあんまり認識していなかったと、いろんな表現ができると思いますけど、私はそれより以前であつたなら、何らかの話し合いぐらいはできたんじゃないかなという答弁であつたと理解していいですか。

平成12年1月24日以前であれば、この覚書に基づいた何らかの話し合いなり、検討がなされれば、それができたんじゃないかなというふうに答弁があつたと理解していいですね、よかですね、はい。

当時、じゃあ、誰が町長しちよつたかとか、議長しちよつたかとか、そういうことはあえて言いますまい、言っても始まらないことですから。

だから、市長が言われる、もう平たく言えば遅きに失したと、今さら、そういう今の認識であ

るというふうに理解していいですか、そこは。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 先ほどから平成12年1月24日、これは次期水源である大山ダムが、最終的な事業実施計画が認められたときであります。

そこを境にそういうふうにお話をしてはいますが、しかし、当時の浮羽郡3町は、そこは十二分に承知の上で、皆さんと一体となって議論をして今日まで来ているものと、このように承知をしております。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） そういう認識だということで、ただ、大山ダム云々の話、最終的に事業計画まとめる時点での話も、多少、私は抵抗あるんですけど、あの時点で浮羽郡も大山ダムに入らんですかと誘われてますよね、だけど、今のところ計画がないから入らんでいいと、だけど、裏を返せば覚書がまだ残ってるんです。

だから、どうしても水が要るんなら、これに基づいて交渉して、合所ダムから水を取れるようにできるという認識が一部にあったのかもしれませんが、これは。

今さら言っても仕方がないんですけども、小石原川ダムも着々ともうでき上がりつつありますので、これを今さらもとに戻すことはできないだろうと思います。

ただ、やっぱりさっき言いましたこの簡易水道をつなげる案、これはもう一回、ちょっと私も勉強させてもらいたいと思っております。

それと、仮に、もう今さら小石原川ダムから撤退はできないんだということであれば、一旦、24億円という水利権に値する負担金を払う、どういう形で払うかは別として、負担はしたとしても、あと、私は、この水というのは譲渡ができるんですね、調べたらそういうふう書いてあります。

これは、水の権利というのは、行政が与える許認可にかかわるものであるから、いわゆる特許の取得とか、そういったものと性格は同じものでありますと、ですから、当事者間で話し合いができれば譲渡ができると、そういうふうに法律の上でも解釈ができるというふうに書いてありますので、そういったところも頭に入れておく必要はあるんじゃないかな、現に、流域が違うんで一概には、簡単にはいかないことだと思いますけれども、那珂川町の不法取水問題もありましたし、福岡都市圏は水は幾らでも欲しい。

県南地区は水は余っている、久留米だけでも8万トン近く余っている。なのに、5,740トンを何でうきは市が買わないかとかという、もう素朴な市民の疑問はあると思うんです。

これを、やっぱり一旦決めた行政の計画というのは、引っくり返らずにずうっと進んでいくこと自体に私は大きな問題があると思いますので、このことはちょっと申し添えておきたいと思

ます。

水利権は、早い話が売買ができるんだということです。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 水利権の売買はできません。

いわんや、河川管理者を除いて、当事者間で売買することなどは一切できないと、このように承知しています。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） 水利権、河川の流水、湖沼の水などを排他的に取水し、利用することができる権利、行政機関の許可に基づく権利ですと、免許や特許と同じ、一般に免許の売買、免許の譲渡と呼ばれる地位の継承を行うことで、他人に引き継ぐことができる。私もちょっと表現が、売買と話しましたが、他人に引き継ぐことができると書いてあります。（「それは一旦河川管理者に対して流水占用の許可、申請を行わなければならない」と呼ぶ者あり）

そうそう、そうですね。（「当事者間ではできなくて、完全に河川管理者を通さなくちゃいけないんです」と呼ぶ者あり）

河川法の33と34条でそれが書いてある。ですから、やろうと思えば、頭を使えばできるということですよ。

まあ、これはいいとします。

水の問題は、もうやりだしたら切りがありません。私30分で2つ終わろうと思ってたんです。そしたら、残り11分になりました。

RDFの問題に行きます。

RDFの問題は、もう答弁でいろいろ市長も申されました。

私は1点だけ、1点だけこのRDFの問題について、意見というか、私の思いというか述べたいと思いますけれども、2022年度末で5年間延長が切れますよね、大牟田のエコ発電の、要するに22年度末でもう一応廃止の方向が打ち出されました。

うきは市は耳納クリーンステーションに関しては、地域7地区と環境保全協定を結んでますですよ、それをさらに5年先まで結びましたよね。で、10年結んだんだから。（「トータルで10年です」と呼ぶ者あり）

そういう、で、しょうが。

だから、2027年度末までは、あの耳納クリーンステーションについては、用途の変更、事業内容が変わらない限りは一応そのまま行けますよね、関係地区にはもう改めて相談することなく、で、しょう、10年後までは。（「29年度、まずは29年度3月まで」と呼ぶ者あり）

ああ、西暦で言ってるから、西暦に直すと2022年度末で大牟田と合わせた5年延長が終わ

ります。

耳納クリーンステーションについては、2027年度末まで、環境保全協定を地域7団体と結んでますよね。

ですから、その間であれば、今の用途というか、あそこでやっている事業の内容が変わらない限りは、改めて保全協定を結ぶ必要は、結び直す必要はないと私は理解しています。

そこで、いろんな、市長も大牟田が残ってやって、そして人口5万人以上を確保して新たに国庫補助を受ける方法もある、あるいはその他のいろんな考え方があるということで、答弁がございましたけれども、私はもう一つ、ずばり提言したいのは、その2022年度末で終わるときには、恐らく久留米市はもう抜けられるんだろうと思うんです、当然。いやいや、それは話し合いされてないと思うんで、私は、久留米市の皆さんはそうですよ、もうあそこは5年延長はつき合うけれども、その後はもうないという認識ですよ、いろんな人に聞いてみると。

その後ですよ、私は久留米市はもう宮ノ陣で、もうそれが始まっているんだから、燃焼施設がですね、私はもうずばり言って、うきは市のごみも宮ノ陣と一緒に委託して燃焼してもらおう、燃やしてもらおうと、もうこれが一番簡単だ。

ただし、私も無責任なこと言うわけにはいきませんので、施設で現在働いていらっしゃる方の雇用の問題も当然あります。そして、施設、あれだけの施設ですから、単に壊すのはもったいないじゃないか、そういった議論もあると思うんです。

ただ、そういった方向性を持って、私はもうずばり検討していくべきではないかなと思うんです。

今さら、耳納クリーンステーションを新しい機能を持たせて、あれを燃焼式の炉を備えて、また使っていくなんていうことは、恐らく考えられないだろうと思うし、じゃあ、うきは市として一番負担が軽い、逆に言うと久留米市として燃焼するごみの確保という面からいくと、これがいいんじゃないかなという、うきは市のごみも久留米市と一緒に処理をしてもらおうと。

で、久留米市の市議会のある議員さんに聞きました。耳納クリーンステーションのことについてはどう、何か話し合いがされておりますかと、議会では話しておりませんと、ただし、執行部はうきは市のことも云々と、検討をしているみたいですよという話がありました。

「みたいですよ」ですから、もう確証はありません、私も。想像で勝手に言うてはいけませんので、そういう話も聞きましたということにしとってください。そういうことが行われてますとは言いません。どうも検討しているみたいだという話も聞きました。

ですので、私は逆に言うと、ここはもういろいろあるにしても、うきは市のごみも久留米に委託をして、処理をしてもらおうという方向を持ってやっていくべきではないかなということをおっしゃっています。

もともともうRDF化の事業というのは……

○議長（櫛川 正男君） 通告に対して、まだ答弁求めてませんので。

○議員（11番 大越 秀男君） 済みません。

○議長（櫛川 正男君） 答弁、市長。

○市長（高木 典雄君） 今回の御質問の前に、通告2つ、耳納クリーンステーションの施設維持について、2つの御質問をいただいておりますので、まずはその話を聞いて、今の話に答えたいと思います。

まず、1つ目が、耳納クリーンステーションの存続についての御質問であります。2023年度、平成35年度以降につきましては、県内5組合と新たな形でRDF事業を継続してまいりたいと考えております。

また、昨日、三園議員、中野議員からの質問の中でも回答いたしましたが、2023年、つまり平成35年度以降のRDFの受け入れ先の確保につきましては、現在、福岡県及び県内5組合で検討しているところでございます。

2点目のお尋ねが、久留米市との協議についての御質問であります。

久留米市とは、今回の問題について既に協議を行っております。私自身、久留米市長とも協議をさせていただいているところであります。事務レベルでも、うきは久留米環境施設組合、うきは市、久留米市との間で3者で協議を行っております。

耳納クリーンステーション施設につきましては、今後も久留米市と共同処理を継続し、長期的に運営を行ってまいりたいと考えております。

重ねて答弁させていただきますと、常々申し上げていますように、耳納クリーンステーション、本当に地元の皆様、議会の皆様のおかげをもちまして、創業から12年、事故一つなく、運営をさせていただいておりますが、常々申し上げていますように、耳納クリーンステーションは30年は保つと私は思っております。

しっかり、これまでも丁寧に丁寧にあの施設を運営してまいりましたので、しっかり使う方向で対応していきたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） このRDF化事業について、私もちょうど議員になった、平成15年に議員になったときには、既にもう事業計画、そしてもう建設も始まっております。

そして、翌年の平成16年の9月に操業を開始したと思うんです。何もわけわからないまま、議員になって、事業計画がそういうのがあって、そして操業が始まったと、そして前期、今、改選になって2年半ぐらいたちますけれども、その前の期のときは耳納クリーンステーションの組合の議員もしてございました。

そこで、いろいろ資料を見せてもらって、1日5,000リットルの灯油を燃やしながらごみを処理して、それをつくったRDFを金をかけて運んで、そしてまた金をかけて燃やしてもらって、こんなばかな施設はないんじゃないかなということ、そのときに強く感じましたけど、大量の燃料をたいて、燃料をつくって、金かけて燃料を運んで、金かけて燃料を燃やしてもらって、こんな事業が長く続くわけがないと、そのとき思ったんですけど、案の定こういうことですね。

ですから、私はもうRDF化事業にはこだわらずに、別の一手をぜひ市長には考えてもらいたい。

市民は自分の家の前に置いたごみをもっていってもらって、どういうふう処理されているかわかりませんので、早く言えば無関心なんですけれども、市の財政を見たとき、こんなに無駄なことしているのかともうびっくりしますよ。

ぜひとも、もう私はRDF事業には固執せずに、もうちょっと広くいろんな方法を考えてほしいなということをおもっていますので、今のことに対して何かコメントありましたら、それをお聞きして終わりたいと思います。

○議長（**櫛川 正男君**） 市長、答弁。

○市長（**高木 典雄君**） 先ほど答弁させていただきましたように、あれだけのRDFの施設で30年は保つと、このように自負しておりますので、久留米市さんと共同で維持をしていきたいと、このように思っています。

議員提案で、今、久留米市さんが新たに宮ノ陣で大型な焼却ごみ処理施設を建設しました。そこへどうかというお話がありますが、まだ新築間もない中で、仮にそういう話でお話申し上げても、相当の加入負担金が求められるものと、こう思います。

そうしますと、総合的な判断というのを常に考えてなくてはいけないということも申し伝えておきたいと、こう思います。

○議員（**11番 大越 秀男君**） これで終わります。ありがとうございました。

○議長（**櫛川 正男君**） これで11番、大越秀男議員の質問を終わります。

以上で一般質問は終了しました。

日程第2. 議案質疑

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第94号うきは市ふるさと・まごころ基金条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（**田箆 正規君**） うきはブランド推進課の田箆でございます。

議案書の4ページをお開きください。

議案第94号うきは市ふるさと・まごころ基金条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年12月9日、うきは市長高木典雄。

5ページをお願いいたします。

うきは市ふるさと・まごころ基金条例の制定でございます。

うきは市では、ふるさと納税を平成20年度より取り組んできております。平成25年までは、年間100万円前後の寄附金で推移をしてきたところでございますが、それ以降、情報発信や返礼品の充実等に努めたことで多くの寄附をいただいております。平成27年度は、2億4,191万1,000円の寄附がございました。

今回の基金条例の制定でございますが、これまでその年度の寄附額を寄附者の希望に沿って、同じ年度の事業に財源充当を行ってきたところでございましたが、寄附額が相当な額になったということで、ふるさと・まごころ基金を設置いたしまして、寄附金を一旦全額基金に積み立てまして、後年度以降の事業の財源としてまいりたいと考えております。

このことにより、寄附者の意向に沿った事業への寄附金の活用と適切な寄附金の管理を図ってまいりたいと考えております。

条文の説明をさせていただきます。

第1条、ふるさと納税による寄附金を適正に管理及び活用し、うきは市のまちづくりを応援する寄附者の思いを具体化するため、うきは市ふるさと・まごころ基金を設置する。第1条につきましては、基金の設置の目的をうたっているところでございます。

第2条、基金として積み立てる額は、ふるさと納税による寄附金の額とする。第2条は、基金に積み立てる額を定めております。積立額は、前年度のふるさと納税の寄附額全額を当年度に積み立てをするものでございます。

第3条、基金に属する現金は、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。第2項、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができる。第3条は、基金の管理・運用の方法について定めております。

第4条、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。第4条は、基金の運用から生ずる利息等の収益の取り扱いについて定めております。

第5条、市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することができる。第5条は、基金を繰りかえ運用することができる旨を定めております。

第3条から第5条につきましては、ほかの基金条例と同じになっております。

第6条、基金は、規則で定める事業の経費に充てるときに限り、これを処分することができる。

第6条につきましては、基金を規則で定める事業に処分、充当できるとしております。規則につきましては、12月1日の全員協議会の折に、説明をさせていただきました、うきは市ふるさと・まごころ基金条例施行規則で定めておるところでございます。

第7条、この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。第7条は、この条例に定めていない事項は、市長が定めることとしております。

以上で、うきは市ふるさと・まごころ基金条例の説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） ちょっと質問させていただきます。

ふるさと納税については、たしか納税者側のほうから、6つぐらいの種類の寄附に対する希望というのが出されていると思いますけれども、それがその基金ということになると、その流れが希望されたものがどうなるのか、要するに使われ方がどうなるかっていうところが検証されなければならないというふうに思うんですけれども、その辺についての検証をどうされるかお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 寄附者のほうが選択するいろんな、例えば森と水を守ろう寄附とか、そういうのがございます。

それに対応した規則の中で、事業を、例えば森と水を守ろう寄附でございましたら、自然環境保全事業というふうなところで対になっているところがございます。今までは、例えば平成26年度の寄附については、26年度のそういう事業のほうに充当させていただいていたような経過がございますけど、先ほども説明申し上げましたように寄附額が相当大きな額になっておりまして、なかなかそういう一事業に充当できないような事態にもなっておりますので、一旦は基金のほうに積み上げまして、それを例えば平成29年度の当初予算のほうで、改めてそういう事業のほうに基金を財源充当していきたいというふうなところで考えております。

その分の充当した数字につきましては、担当のほうで把握させていただきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかにありませんか。11番、大越議員。

○議員（11番 大越 秀男君） この5条のところですけど、これは要するに基金を必要とするときは一旦一般会計で借りて、確実に返せばいいということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）

ただ、それに何で利息が要るのかなという思いです。利率を定めてとありますので、自分の市

の基金を使うのに、それに利息を払うっていうのは、ちょっとおかしいような気がするんですが、そのことと、それと、このふるさと納税、今朝もたしか佐賀県の太良町の記事だったと思うんですけど、単一の町で20億円もふるさと納税があったと、佐賀牛の人气がこれをあおったということで書いてありましたけれども、私はある意味、これは一つのふるさと納税ブームだと思うんです。今、一時的なブームだろうと思うんです。

そのうちに、ある意味、沈静化してきて、ゼロになることはないでしょうけれども、また低いレベルに下がって、そこで落ち着くんじゃないかなという気がしますが、その辺のことはどういふふうに市長は思っているのか、基金のことで利息を必ずしも、一応うたっているだけなのか、現実利息を払って基金を使うのか、その辺ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 第5条の繰りかえ運営でございます。

こちらにつきましては、仮に一般会計のほうがそういう資金が不足した場合につきましては、普通でしたらそういう外の金融機関とかからお金を借りるような状況になるかと思っております。

それを手持ちの基金のほうから一旦借入れをして、それをある程度低利で借りる、内部での操作になりますので、低利で借りることができるということで、財政的にも安価で借入れができるということで、基金の繰りかえ運用ということで、ここで定めさせていただいたところでございます。

ちょっと説明がわかりにくい。（「いやいや、意味はわかります」と呼ぶ者あり）

あと1点のふるさと納税、今、太良町の話が出たところでございますけど、確かに今ブームになって、非常に自治体間の競争が激しくなっているような状況かと思っておりますし、そういう返礼品のほうの競争になってまして、なかなか今までの趣旨にちょっと沿ってないような部分もあるかと感じております。

そういう部分もあるかと思っておりますが、今のふるさと納税、そんなふうとうきは市のほうから外に出ていくほうが多いような状況に陥っては、市のほうも財源不足とか、そういうふうに陥りますので、今は積極的にふるさと納税をやっているところでございます。

いつまで続かというのは、非常にまた先が見えないような状況かと思っておりますけど、なるべく当てにしないようなところで、ふるさと納税については、財源的なものは受けとめていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 市長はいいですか。

ほかにありませんか。8番、伊藤議員、委員会付託事項でございますので。

○議員（8番 伊藤 善康君） 委員会付託ばってん、ちょっと聞きてえつばってん。

基金にした場合、余計たまった場合、これは交付税がその分減らされるということはないですか。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） そういうことはないと認識しております。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 直接基金とは関係はないかと思いますが、今、売り上げが昨年2億4,000万円ということで、ことしはまだ年末売り上げが伸びるということだから、今8,600万円ぐらいということなんですけど、この申し込みをする際、今、ホームページでダウンロードしてやる方法でしかないのか、メールとそれから電話、ファックス等々で問い合わせることしかやってないのかをちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 寄附の方法につきましては、昨年の12月からクレジット決済を取り入れまして、相当な額が入ってくるようになりました。

ただ、今までどおり、ファックスでの受け入れとか、電話等でも対応しております、いろんな多様な申し込みの方法で対応させていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今ほかの市町村は、ホームページからのアクセスだけでなく、御承知のように楽天とか、アマゾンとかあるんですね。そこからリサーチできてくるんですね。だから、それで売り上げが伸びているというのが現状なんですね。

早急に、多分楽天が一番と今聞いてますけど、ここに楽天からずっといけばうきはに通じてくるということで、申し込みが非常に上がってるんですね、よその他市は。糸島もそう言っていましたけど、だからそれを検討しないと、頭打ちになるんじゃないかということがありますから、ほかのサーバーをぜひ利用するようなのを開拓してやっていただきたいと思っておりますから、その方向はあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○議長（櫛川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 今うちのほうまでは、今ふるさと納税関係で一番効果が出ております「ふるさとチョイス」というサービスを使わせていただいております。あわせてそういう楽天とか、いろんなものも対応していった場合については、またふるさと納税の納税額もふえることもあるかと思っておりますので、その辺検討をさせていただけたらと思います。

○議長（櫛川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 全国的にアマゾンと楽天がもう断トツになってるんですね、これのサーバーは。だから、もしよかったら私ごとですけど、ちょっとできますから、もしあれだ

ったら相談に乗ってもいいし、自分たちのところで、ブランド課でぜひ早急にやったほうがいいんじゃないかという気がしましたから、御提案をしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 答弁はいいんですか。はい、ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 最初にお断りをしておきます。この議案については、当委員会のほうに付託をされますので、ただ付託されて検討する以前に、市長がいらっしゃいますので、基本的なことをお聞きすることを御了解いただきたい。よろしいですか。

○議長（櫛川 正男君） はい。

○議員（7番 江藤 芳光君） 2点ほどあります。まずは、第6条の処分、これを12月1日の全協で答弁がありましたとおりに、充当については6項目上がっております。それで、1番が自然環境保全事業、2番が環境保全事業とあります。

これもちょっと具体的に言いますけれども、この間JAの20周年記念式典の懇親会の席上で、たまたま筑後川、三浦先生が翻訳したあれがDVDで流されましたですね。

あのときの後に、以前からこれは伊藤議員あたりもしっかり五庄屋、それから袋野隧道の田代重栄さんの、これをぜひ映画化をという話が、あの席上何人か話が上がりまして、これはなるほどなというふうに思いまして、これはふるさと納税の基金をもって、その目的の一つにしてもいいんじゃないかという、なるほど、なるほど、燃え上がるような一杯入っておいりましたけど、そういう話でございました。

これを見ますと、この規則、条例はもう異議ありませんけども、私としてはですよ、この2番の景観保全条例の後に、ちょっと今考えて記入したんですが、いわゆる歴史文化保全事業とか、そういう項目をそういうことであるなら入れていかないと、6番の「その他市長が特に必要と認める事業」というふうにあります。こういう並びを考えると、そういう歴史的な文化事業というのも、当然入っていいんじゃないかと思うんですが、これは規則ですから、条例の後に定めるものですから、これをぜひ市長どうお考えになるのかを、またそういう事業を市長はお聞きになったかどうか知りませんが、どう考えるのかをひとつ、まず一つですね。

2つ目は、私は基本的なことを聞いてますから、もう一つは、この間日本農業新聞でも大きく出ておりました。いわゆるCF、クラウドファンディングの話です。今皆さんほとんどが、あくまでの2分の1の返戻金合戦じゃないですか。さっきあったように、私もブームと思ってます。きょう藤田議員のほうからも、どんどん取るべきは取るべき、それはもうそのとおりです。

ただ、これが長く続くかなというのは、今はクラウドファンディングに移って行って、むしろCSR、CSV、社会的貢献の非常にあるべき方向に向かってきているんじゃないですか。国からも、総務省からことしの4月に、各自治体にはつきり通知があつてるといふふうには書いてるん

ですが、その事実が当然あると思う。新聞はうそを書かんでしょうが、こういう問題ですんで。

だから、そういう方向に切りかえているのかどうか、これをはっきり聞いた上で、今後あくまでもこの返戻金の合戦はそう長く続くとは思いませんで、早く切りかえて、うきはのこの本来のものの資金を集めるという方向に向いていただきたいんですが、これも市長からそういう方向性について答弁をいただきたいと思います。五庄屋の話もあわせて。

○議長（櫛川 正男君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ただいま御指摘があったように、規則では第2条に、（1）から（6）ありまして、（6）が「その他市長が特に必要と認める事業」ということになっています。これを私どもその他特定指定事業というふうに略称で呼んでいるんですが、その中で一般財源、寄附金とうきは市の一般財源をミックスしたところの事業である一般財源事業と、寄附に目標額を決めて、全額寄附で賄うところの応募事業と、このように2つに分かれてるんですけども、基本的に今五庄屋の物語を例えば次のステップで、例えば映画化とか、そういう事業をやるには、この応募事業に合致するんじゃないかと、このように思います。

それから、総務省もちょっとわかりやすい表現がありますんで、ちょっと長くなりますが読ませていただきますけれども、この4月から、今年度から総務省が力を入れてるクラウドファンディングのさわりですが、「都市から地方に移住してまちおこしを担う地域おこし協力隊は、年々拡充してきているが、隊員が任期終了後も地元に着住するための企業支援が大きな課題になっている。そこで、総務省は今年度からふるさと納税の仕組みを活用した寄附で事業資金を調達するクラウドファンディング官民連携事業を始めた。事業の立ち上げに当たり、公的な補助金だけに頼らず、広く寄附を募ることで起業する隊員の自信と責任感を高め、定住につながると期待されている」と、こういう表現もあるんですが、これは地域おこし協力隊だけではなくて、単独もやれるし、地域おこし協力隊を巻き込んでもやれるということで、今回の条例が認めていただければ、非常に江藤議員御指摘の、いろんな対応に合致できる、対応できるような仕組みができ上がるんじゃないかと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） そういうことを踏まえて、委員会のほうでは付託を受けて議論をしたいと思いますので、これを実現できる方向で確認をして、質問は終わります。

○議長（櫛川 正男君） 実現の確認。じゃあ、付託の中で。

○議員（7番 江藤 芳光君） そうしないと、からで議論しても仕方ないから、そういう方向性をひとつぜひ実効性があるようなところでお認めいただいて、委員会で議論したいと思うんですが、その答弁をいただきたいということ、市長に。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） はい、しっかりそういう方向性で、この基金を認めていただいたら運用していききたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） 5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 江藤議員と関連があると思いますけど、今の5ページの処分の第6条に、規則で定める事業の経費に充てるということでございますが、先般12月にいただいたふるさとまごころ基金条例施行規則の中で、先ほどから言う事業の種類ですね、これの6番に、その他市長が特に必要と認めた事業ということで、今までいろいろエアコンの問題があったけど、これに充てたらいいじゃないかなというも思ってたけど、なかなかそういうことに充てずに、別の方面でやっているようでございますが、そこで私が提案したいのは、今現在6項目ある中で、7番目として、新たにふるさと子ども学力応援寄附ということで、創設をしていただきたいと思います。うわけでございます。

というのも、今の（4）に、ふるさと子どもこれからの寄附ということで、今までの事業を見ますと、鷹取登山やら壱岐島の夏休みの体験とか、子ども議会、そういう面にちょっとソフト面ですかね、思いやりの心や自立心、規範意識を育み、耐力や精神力を鍛え、社会性を学び成長することを目的として取り組んでいるというホームページに書かれておるわけでございます。

そこで、私が言いたいのは、子どもが落ち着いたよい環境の中で集中できる学習ができるようなことで、環境整備っていうかな、そういうことで新たにふるさと子ども学力応援寄附をしていただけないものかと思っておりますので、市長の答弁をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件は、施行規則の2条の（4）番で読み取れると思っております。

ぜひ御理解いただきたいのは、規則の中でこと細かく小さくうたってきますと、なかなか運用ができないところもありますので、大きなくりの中でしっかり寄附者の皆さんに伝えられるような事業に使わせていただく、こういう対応をさせていただけないかなと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次の議案にいく前に、資料の配付の申し出があつておりますので、配付させていただきます。

〔資料配付〕

○議長（櫛川 正男君） 次に、議案第96号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 男女共同参画推進室長の瀧内でございます。

まず、お手元に資料ということで、御幸コミュニティセンター館内図を配付させていただきました。これにつきましては、議案第95号で資料提出をお約束しておりましたし、96号に関係がございますので、配付をさせていただいております。

それでは、議案書9ページをお開きください。

議案第96号うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年12月9日、うきは市長高木典雄。

次ページをお開きください。うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、議案第95号との関連になりますが、御幸コミュニティセンターを現在の男女共同参画センターに移転させることから、男女共同参画センターの機能を、うきは市民センターに移転させることとしておりますので、第2条の男女共同参画センターの位置を変更するものでございます。

移転先の事務室は、うきは市民センターの2階を使用し、講演会や講座等の事業につきましては、3階の図書館所有の各部屋の利用を予定しております。そのため、これまで行ってまいりました貸館業務がなくなりますので、貸館業務関連の条項を削除するものでございます。

また、あわせて貸館業務の詳細を規定したうきは市男女共同参画センター条例施行規則を廃止いたしますが、その中に男女共同参画推進団体の認定申請の規定につきましては、今後も必要でありますことから、条例に取り組むものでございます。

なお、男女共同参画センターの移転に当たりましては、男女共同参画センター審議会、同センター運営委員会並びに利用されております市民大学の自主講座代表者の方々には、移転計画の内容等について説明を行ってきているところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 第7条が、ちょっと前のが変わってきてるわけですね。今までのやつでありますとですよ、第7条はセンターを利用することができる者は、本市に居住する者、または本市に主たる活動拠点を有する団体とするということでありましたが、今の規則のほうでは、そういう指定を向けるということになります。今度は条例のほうにこれが動いてるわけですね。

したがって、その指定をしてないと、申請をしてないと、認定を受けてないと申請ができないことになりませんがね、この申請認定はどの程度の有効期間があるわけですか。

例えば、28年度に認定を受けている団体があると思いますよ。そうすると、29年からまた改めて認定を受けなきゃならんのだろうかということね。例えば28年に認定を受けている団体、男女共同参画推進団体は何団体あるかということです。

それから、いわゆる第8条から現在までの第8条が、いわゆる利用の許可っていうことで、許可制であったわけですね。ところが、第8条から16条までは、もう削除になっているわけですよ。第8条が利用の許可、第9条が利用の制限と、第10条が利用の取り消しと、第11条が使用料、それから12条が使用料の免除、第13条使用料の還付、それから、14条が権利の譲渡、15条が利用後の整備、そして16条が損害賠償ということでありましたが、そういうものが必要なくなったから、これは廃止したと思いますがね。

ただ、利用の許可だけはとってないと、全く集計ができないということになるんですね。いわゆる男女共同参画センターも使った、その実績が許可をしてないから、あと何でとれるわけですか。これ集計方法をどのように考えてあるのかですよ、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 7条の利用団体の関係でございます。規則にあります利用団体の条項を、これについては残すということで、条例のほうには7条ということで盛り込んでおります。利用団体、資料をちょっとできておりませんが、たしか6団体だと思っています。

それから、この利用団体につきましては、登録をすることによって使用料の減免措置ができる。さらに、利用団体については、さまざまな講座の折に案内を出しております。そういった形で利用団体を登録しているわけでございます。

それから、利用料につきましては、うきは市民センターの3階の部屋を使用することになりまして、この3階につきましては、図書館の所管になりますので、部屋の申請等については、図書館のほうで行っていただくことになっておりますから、そちらのほうで利用料金については徴収していただくことになっておりますし、統計的な部分につきましては、私どものほうから図書館の係を通じて利用状況については、調査をいたしていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今までの第7条を見ますとね、第2項というのがあったわけですよ。第7条の2項に、「センターの利用に支障がない場合は、前項で定める者以外の者にも利用させることができるものとする」と、こうあったわけで、これは全く削除してあるから、今もしちゃってる。6団体だけしかもうセンターは使わせないということですか。これについて答弁願いたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 利用者の関係でございますが、先ほども申し上げましたように、利用規定につきましては、図書館の利用規定が準用されることとなりますから、6団体のみならず一般の方についても、使用できるということでございます。あくまでもその利用団体については、減免措置等の関係がございますから、登録するものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それじゃ、利用させるんだったら、この第2項を何で削除するわけですか。第7条の2項に、センターの利用に支障がない場合は、前項で定める者というのは、団体のことであるわけ。団体以外の者にも利用させることができるということですから、これがないと、団体でないと利用できないということになってしまいますよ。第7条の第2項は何で削った。削る必要も何もなかったんでしょ。図書館のほうでそういう利用させるんだったらですよ。ところが、このままだったら第2項はないんですよ。センターの利用に支障がない場合は、前項で定める者以外の者にも利用させることができる。この条項が削られてるわけですよ。これについて答弁願います。

○議長（櫛川 正男君） 男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 7条でございますが、新旧対照表をお渡しをしております。新旧対照表の6ページでも御確認いただきたいと思っておりますけれども、7条については、もともとの利用者の資格の部分については全て削除をし、そして7条の1項として規則のほうから盛り込んでおります。

利用者に利用規定にかかわる分については、図書館のほうの施設を利用するということで、利用に関する7条以下の部分については全て削除し、新たに7条に認定の申請の関係の条項を盛り込んでいるということでございますので、御理解いただきたいと思っております。（「理解できん」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。3時10分より再開します。

午後2時59分休憩

.....

午後3時10分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで、男女共同参画推進室長より発言の申し出がっておりますので許可します。男女共同

参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（瀧内 教道君） 先ほど答弁の中で、男女共同参画推進の登録団体、6団体と申し上げましたけれども、結果的に5団体でございましたので訂正をさせていただきたいと思います。

それから登録の期間につきましては、2年間でございます。

○議長（櫛川 正男君） 次に、議案第97号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 総務課長、楠原でございます。

議案書の11ページをお開きください。

議案第97号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、議案書の12ページにかけて記載をしております。

この案件につきましては、さきの全員協議会の折にも御説明をさせていただいておりました人事院勧告を踏まえるとともに、県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、うきは市議会議員の期末手当の支給率の改定を行うものでございます。

なお、本年の人事院勧告におきましては、特別職に関しては、指定職に準じて期末手当を3.15月から3.25月へ、0.1月引き上げの勧告が出されているものでございます。

現行条例では、うきは市職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による一定の割合を乗じて得た額となっておりますことから、市職員の期末手当支給率を適用させていたところでございます。最近の人事院勧告が、期末手当は据え置きという状況でございます。期末勤勉手当を引き上げる勧告となってきていることから、国との乖離が生じてきておる状況でございます。福岡県、それから先ほど言いました近隣市の状況等を踏まえまして、現行2.6月から2.95月へ、0.35月の引き上げを行うものでございます。

議案書では12ページになりますが、第1条で規定をしておりますのは、平成28年度改正分で、12月に支給する期末手当の支給率を0.35月引き上げるものでございます。

第2条で規定しておりますのは、平成29年度改定分で、0.35月の引き上げ分を6月と12月に振り分けるものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日、適用期日等について、定めているものでございます。新旧対照表では、9ページが平成28年12月の期末手当支給率を、10ページでは、平成29年6月と12月の支給率の改正内容を記載をしているものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第98号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書13ページをお開きください。

議案第98号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。平成28年12月9日。うきは市長高木典雄。

うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、14ページにかけて記載をしております。この案件につきましては、先ほどの議案第97号と同様に、本年の人事院勧告を踏まえるとともに、福岡県や近隣市の給与改定の状況を勘案しながら、特別職の職員の期末手当の支給率を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから、項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

なお、給与等及び財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみ行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 12月補正予算書をお手元をお願いいたします。1ページをお願いいたします。

議案第86号平成28年度うきは市一般会計補正予算（第3号）。

平成28年度うきは市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億2,062万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ168億2,698万

3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条の第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為の補正」による。

地方債の補正。第4条、地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。平成28年12月9日提出。うきは市長高木典雄。

8ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費でございます。款項が、10款3項中学校費。事業名が中学校営繕費。対象の事業につきましては、吉井中・浮羽中学校営繕工事費等でございます。具体的内容については、国の二次補正により今回実施予定でございます空調設備工事でございます。金額が8,417万2,000円。

続きまして、10款4項社会教育費。事業名が生涯学習センター建設事業。生涯学習センター設計監理委託料でございます。金額は4,936万6,000円でございます。これにつきましては、新しい生涯学習センターの設計監理の中の設計委託料を次年度へ繰り越すものでございます。

この2つにつきましては、年度内の事業完了が困難なため、次年度以降への繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

続きまして、第3表、債務負担行為補正。まず、追加でございます。事項につきましては、最初に区長業務に関する協定書に基づく区長業務料、期間が平成28年度から平成32年度まででございます。限度額につきましては、各自治協議会との区長業務に関する協定書に基づく区長業務料相当額でございます。

内容につきましては、区長の委嘱廃止に伴いまして、各自治協との区長業務の協定を締結するために債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、コミュニティセンター指定管理料。コミュニティセンターにつきましては、御幸コミュニティと福富コミュニティの2件分でございます。期間が平成28年度から平成32年度でございます。限度額につきましては、当該協定書に基づく指定管理料相当額でございます。御幸コミュニティセンターにつきましては移転を予定をいたしております。福富コミュニティセンターについては、新築により、新たに施設がかわる予定でございます。そのために今回、債務負担行為を設定し、指定管理を結ぶものでございます。

続きまして、緊急通報体制等整備事業委託料。期間が平成28年度から平成33年度まででござ

ございます。限度額につきましては、当該契約に基づく緊急通報体制等整備事業委託料の総額でございます。これにつきましては、ひとり住まい等の高齢者の緊急時の通報事業の契約が切れますので、次の契約を結ぶに当たりまして、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、生涯学習センター設計監理委託料。平成28年度から平成30年度まででございます。限度額が1,415万5,000円でございます。これにつきましては、繰越明許費のほうで設計費の繰越明許をいたしておりますけれども、こちらのほうは、監理費に関する業務につきまして、本年度中に契約を行うために債務負担行為を設定するものでございます。実際の手続といたしまして、設計委託料、それから監理委託料と一緒に契約いたしまして、設計委託については繰り越し、それから監理委託については債務負担行為を設定して、一本の契約を結ぶ内容でございます。

続きまして、9ページ、第4表、地方債の補正でございます。

1、追加。起債の目的が、まず学校教育施設等整備事業。限度額が3,850万円でございます。起債の方法、それから利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。これにつきましては、今回、国の二次補正によりまして、中学校の空調工事が認められまして、その補助裏の部分につきまして、当時の合併特例債を予定しておりましたけれども、今回、補正予算債が起債できるようになりましたので、補正予算債の中の学校教育施設等整備事業債を追加するものでございます。

続きまして、林業用施設災害復旧事業。限度額300万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。これにつきましては、9月の豪雨災害に伴う林道の復旧事業分の起債分でございます。

続きまして、2、変更。まず、合併特例事業。補正前の限度額が5億1,780万円、補正後の限度額が5億3,330万円、1,550万円の増加でございます。内容につきましては、詳細、ちょっと申し上げます。中学校の学校関係で、合併特例債分が補正予算債にかわりました関係で2,770万円の減額、それから、道路の新規改良分が1,370万円の増額、それから福富コミュニティセンターの分が入札により確定いたしまして1,730万円の減額、それから、新たに生涯学習センターの設計委託の分につきまして記載を起こしますので4,680万円の増額、これの全体の合計が1,550万円の増でございます。

続きまして、公共事業等債。補正前が9,920万円、補正後の額が1億470万円、550万円の増加となっております。償還の方法、利率等については変更はありません。こちらの内容につきましては、県営の土地改良事業関係が、これ確定によりまして1,050万円の減額、それから国の二次補正に伴います農業競争力強化基盤整備事業、これは大野原の畑かん事業関係が1,600万円のプラス、差し引きの550万円の増加となっております。

続きまして、緊急防災減災事業。補正前が4,720万円、補正後が8,600万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。これにつきましては、3,880万円の増加になっております。これは、当初予算で予定しておりました総合福祉センターの外壁事業、これが緊急防災減災事業債の対象になりましたので起債にかえるものでございます。

一番下でございます。公共土木施設災害復旧事業。補正前が2,380万円、補正後が2,750万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。これらにつきましては370万円の増加でございます。内容は、8月豪雨の際の地域JVで対応した部分が単独災害で認められましたので、その分が起債が増加するところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 8ページの債務負担行為で1点のみお尋ねをします。区長業務に関する協定書に基づく区長業務料、この期間が協定書の案をいただいておりますが、29年の4月から33年の3月31日、これが28年度から32年度になっている理由を説明いただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 区長業務に関する協定書の関係でございます。28年度からの協定ということですが、今年度中に締結を目指しておりますことから、28年度からということと記載をさせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 協定書は、もともと5年間ということが4年間に変更になりましたですね。事実上、この費用が発生するということですか。28年度締結をするということは、確かにスタートはしますけどですね。この利用発生というものが、この出発点になるんじゃないかと思うんですけど、協定の段階から出発点ということで費用が発生するという考え方でよろしいんですか。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 御質問のですね、予算的には29年度からでございます。ただ契約をするのが28年度中に契約をいたします関係で、この表記の仕方というのは、下の3つも同じようにさせていただいておりますけども、契約年度を含んで表記上させていただいております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、一般会計の給与等に関しての総括説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 人件費の補正について、御説明をさせていただきます。補正予算書の62ページをお開きください。

特別職の給与明細書についてでございます。一番下の比較の欄の期末手当が、長等40万円、議員204万8,000円、教育長16万5,000円増額しておりますのは、先ほどの議案第97号及び98号で、期末手当を2.6月から2.95月に、0.35月の引き上げの条例の一部改正に伴います予算の増額でございます。

共済費につきましても同様の内容で、長等7万7,000円、教育長3万2,000円の増額となっているものでございます。

続きまして、63ページをごらんください。職員の人件費の補正につきまして、説明をさせていただきます。職員数につきましては、人事異動等により2名の増を計上をいたしているところでございます。給与につきましては、給料で291万5,000円、職員手当で1,155万3,000円、計の1,446万8,000円の増額となっております。

給料の増額につきましては、人事異動による人員増や給与改定に伴うものが主な要因となっております。また、職員手当の増額につきましては、給与改定に伴うものでございます。

退職手当組合負担金につきましては、退職者の状況等を踏まえまして、921万7,000円の減額となっております。

続きまして、共済費につきましては、給与改定や追加費用の決定に伴い、2,824万2,000円の減額を見込んで計上をしているものでございます。給与改定に伴います人員の人件費への影響額につきましては、一般会計合計で1,017万1,000円の増額、それ以外の人事異動に伴いますものが3,316万2,000円の減額を見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載をしております2,299万1,000円の減額を計上をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

給与等の質疑につきましては、それぞれの担当課による款項ごとの説明後の質疑の際にお願いしたいと思います。

次に、1款1項議会費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書31ページをお開きください。

2款1項2目文書広報費でございます。85万円の減額補正でございます。広報うきはの印刷製本費の入札残見込み額等によりまして、決算見込みによる減額補正を計上させていただいているものでございます。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 続きまして、2款1項7目財政調整基金費でございます。25節積立金です。地域振興基金77万2,000円の減額となっております。こちらにつきましては、うきはの里株式会社の出資に対する配当金が3%から2%に減額になったことによるものです。

続きまして、ふるさと・まごころ基金2億4,191万1,000円の増額です。先ほど説明をさせていただきましたうきは市ふるさと・まごころ基金の条例に関するものでございます。平成27年度のふるさと納税の全額を28年度に積み立てるものです。

続きまして、8目企画費でございます。委託料138万円の減額となっております。ふるさと納税管理システムを今年度開発をしたところでございますが、1点は、システム仕様の見直し、もう1点が入札の減による減額となっております。

○総務課長（楠原 康成君） 11目電子計算処理費でございます。958万9,000円の減額補正でございます。13節委託料の社会保障税番号制度対応システム改修委託料の899万7,000円の減額補正に関しましては、システムの仕様が固まったこと、それから補助金額の内示額にあわせて減額をするものでございます。

それから使用料の分でございますが、電算機器借り上げ料59万2,000円の減額補正でございます。決算見込みにより減額補正をさせていただくものでございます。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 14目地域コミュニティ推進費、4節共済費36万1,000円の減額、7節賃金249万円の減額補正でございます。地域コミュニティ支援本部副本部長の配置を予定しておりましたが、配置をしなかったため賃金と社会保険料等を減額するものでございます。

次に、13節委託料171万1,000円の減額でございます。福富コミュニティセンター監理委託料を契約残により減額するものでございます。

続いて、15節工事請負費410万円の増額補正でございます。議案との関連がございますが、御幸コミュニティセンターが男女共同参画センターに移転することに伴い、壁の塗装や床張りかえ、倉庫設置等の工事が必要となることから増額補正するものでございます。

○総務課長（楠原 康成君） 2款1項15目諸費でございます。271万円の増額補正でございます。そのうち12節役務費につきましては、26万5,000円の減額補正につきましては、決

算見込みによるものでございます。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 同じく15目諸費の13節でございます。13節委託料、40万円の減額でございます。見守りカメラの保守点検料を見積もり合わせの結果、減額するものでございます。

続いて、次ページでございますが、19節負担金補助及び交付金37万5,000円の増額補正でございます。防犯灯設置費補助金が当初LED化、LEDへの切りかえで申請が多く、対応できなくなりましたので、残り期間が一定ございます関係から、増額をお願いするものでございます。

○税務課長（宇野 弘君） 続きまして、23節償還金利子及び割引料300万円の増額でございます。これは過年度過誤納還付金及び還付加算金、住民税の分でございます。還付額が当初の予想より多く、予算が不足したための増額補正をお願いするものでございます。

○企画財政課長（金子 好治君） 16目地方創生推進費。ここにつきましては、保健課、農林振興課、それから企画財政課、3つの課が関係しておりますけれども、私のほうが代表して説明をさせていただきます。

補正額が950万円でございます。内容につきましては、13節委託料、まずクラフト製品開発事業委託料100万円、こちらにつきましては、保健課が所管をいたします。内容につきましては、ウッドスタート木育事業を行う予定でございます。

続きまして、森林資源評価業務委託料300万円、それから新商品開発業務委託料50万円、これにつきましては、農林振興課が所管をいたします。森林資源関係につきましては、うきは市の森林業の調査を行う予定でございます。それから、新商品開発関係につきましては、アロマオイルの開発関係を調査を行う予定でございます。

続きまして、地方創生推進事業調査委託料500万円、こちらは企画財政課のほうが所管をいたします。これにつきましては、文化資源形成のための全体調査、前回、推進交付金、第1回推進交付金のほうで、一部ICT活用関係が削られた部分がございます。そのかわりに国のほうが500万円の予算をつけていただきまして、こういった文化関係事業を再構築するよという指示がっておりますので、その分の500万円を計上しておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、2款2項徴税費の説明を求めます。担当課長は、順次、説明を願います。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 33ページをごらんください。

2款2項2目賦課徴収費、13節委託料323万1,000円の増額補正でございます。

内容は、課税支援システム保守点検委託料303万4,000円の減額補正です。これは、当初はまだシステム変更計画が確定していなかったため、旧システムのマイナンバー対応のためのシステム改修委託料として計上していたものでございますが、システムの変更が決定したため、不用額として減額補正するものでございます。

その次の、地番図更新委託料490万4,000円の増額補正、それから家屋図更新委託料136万1,000円増額補正、これにつきましては、10月の全員協議会におきまして、おわびと御説明をさせていただきましたが、3年ごとの固定資産税の評価がえの作業委託費につきまして、当初予算の計上漏れをしておりました。そのため業務委託の契約時期の問題もあり、未執行の委託料を予算から流用させていただきましたので、改めて流用した予算を補正させていただくものでございます。まことに申しわけございませんでした。

以上です。

○徴収対策室長（段野 弘美君） 続きます、同じ33ページ、2款2項2目賦課徴収費、12節役務費105万円の減額補正ですが、今年度9月までの支出状況及び決算見込みにより減額補正させていただいているものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款2項の質疑を終わります。

次に、2款3項戸籍住民基本台帳費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款3項の質疑を終わります。

次に、2款4項選挙費の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 補正予算書35ページをお開きください。

2款4項3目市長選挙費でございます。408万5,000円の減額補正を計上させていただいております。本年7月3日執行のうきは市長選挙に関連する予算につきまして、決算見込みにより減額補正をさせていただくものでございます。

12節の通信運搬費は、155万2,000円の減額補正となっておりますが、主な要因といたしましては、選挙運動用はがき、郵便料が当初見込みよりも減少したためでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款4項の質疑を終わります。

次に、2款6項監査委員費の説明を求めます。監査係長。

○監査係長（小江ルリ子君） 補正予算書の37ページをお願いいたします。

2款6項1目監査委員費、4節共済費7万円の減額、7節賃金45万円の減額です。これは当初、嘱託職員の賃金を20万円と見込んでいたため、16万円になりましたので、その分で減額するものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款6項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。担当課長は、順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 予算書の38ページです。

3款1項1目社会福祉総務費、20節扶助費250万円の増額補正でございます。中国残留邦人等生活支援給付金の対象者が1世帯2名でございますが、今年度2名とも入院を繰り返しておりまして、慰労給付金が増加したため補正をするものでございます。

以上です。

○保健課長（増岡 寿君） 続きます、3目老人福祉費、8節報償費でございます。これは

63万5,000円の減額でございます。敬老祝金でございますけれども、本年度分の支出額の確定により減額補正するものでございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 同じく23節償還金利子及び割引料139万5,000円の増

額補正でございます。安心生活創造事業の返還金です。平成27年度分が40万3,000円、これは27年度の9月議会のほうでやすらぎ会への支出を減額した分でございます。それと26年度分につきまして99万1,219円、これは26年度分の実績報告でトラクターを購入いたしておりまして、このトラクターが事業委託料に適しないということで指導いたしまして、やすらぎ会から99万1,219円の返還を市にいただき、市より国に返還するものでございます。

以上です。

○人権・同和対策室長（安元 正徳君） 5目人権同和対策費、減額25万円の減額です。減額の原因といたしましては、7月の人権同和問題強調月間の講演会が事業終了いたしましたので減額するものです。

○福祉事務所長（秦 克之君） 7目障害者対策費、1節報酬20万6,000円の減額補正でございます。障害程度区分審査会の見込みにより減額するものでございます。20節扶助費7,128万2,000円の増額補正。障害者福祉サービス費が増加になりましたので補正するものでございます。内容的には、就労継続支援A型施設がうきは市内に3カ所設置をされました。市内にできましたので、利用者のほうが多くなりまして、10人から25人ということになっております。また、放課後デイサービスが千足保育所跡に設置されまして、約10人の利用者がございます。そういう事情で増額になっております。

23節償還金利子及び割引料1,264万4,000円の増額補正です。過年度障害者医療費国庫負担金精算、同じく県費負担金の精算、障害者自立支援給付金の精算、同じく県費負担金の精算、障害者通所施設給付金の国庫負担金、県費負担金の精算で返還金が生じたので、補正するものでございます。

○保健課長（増岡 寿君） 続きまして、8目介護保険対策費でございます。19節負担金補助及び交付金1,114万2,000円の増額でございます。

まず、地域介護福祉空間整備等補助金85万2,000円でございますけれども、これにつきましては、高齢者施設等の防犯対策強化のために特別養護老人ホーム等がカメラ付インターフォンであるとか、防犯カメラ、人感センサーなどを設置するのに際しまして、国からの補助を受けて整備するものでございます。市内の補助事業の対象となる全事業所に対して案内しましたところ、2事業所、2つの事業所より申請があったものでございます。

続きまして、地域密着型施設等整備補助金1,029万円の増額でございます。これにつきましては、定期巡回随時対応型訪問介護看護事業の公募を行ったところ、1事業者、これはにじ農業協同組合でございますけれども、ここより手が挙がりまして、審査の結果、適切と認められたことから、県からの補助を受けて整備するものでございます。

この定期巡回随時対応型訪問介護看護でございますが、24時間365日、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期的な訪問だけではなく、必要なときに随時のサービスを提供することが可能な事業所でございます。今後の在宅医療、在宅介護の推進のためにも、ぜひ必要なサービスでございます。補助金は定額でございます。

続きまして、9目地域支援事業費。まず13節委託料でございます。100万円の減額でございます。指定介護予防支援業務委託料でございます。これにつきましては、要支援の認定者に対する介護予防サービス計画作成の委託料でございますけれども、年度末までの作成件数が当初見

込んでいた件数よりも下回ることが見込まれるため減額補正するものでございます。

続きまして、18節備品購入費でございます。109万4,000円の減額でございます。これにつきましては、介護予防の普及啓発活動のためにプロジェクターであるとかスクリーン、ワイヤレスマイクセット、パソコン等の備品購入費として当初計上していたものでございますけれども、県のモデル事業、これが福岡県介護予防支援センターとの連携による介護予防事業に、うきは市が久留米市とともに参加していることもありまして、そちらの事業の中で備品を購入ができたことにより減額補正するものでございます。

続きまして、19節負担金補助及び交付金118万円の減額でございます。これにつきましては、地域介護予防活動支援事業費補助金でございますけれども、これは認知症予防の対策として、公文の教材を用いた脳の健康教室を自治組織等が実施する場合に、その開催に係る経費を助成するために、当初予算で5カ所を計上していたところでしたが、今年度は2カ所での開催にとどまったため減額するものでございます。

続きまして、20節扶助費125万円の減額補正でございます。これにつきましては、家族介護継続支援事業でございますが、これは紙おむつの支給事業でございます。これにつきましては、利用者数の見込み減により、減額補正するものでございます。

○福祉事務所長（秦 克之君） 10目臨時給付金事業費3節職員手当等30万円、4節共済費18万円、7節賃金161万1,000円、9節旅費1万円、11節需用費40万円、12節役務費266万4,000円、13節委託料356万4,000円、14節使用料及び賃借料8万円、20節扶助費1億2,000万円でございます。この内容につきましては、11月4日の市議会全員協議会で説明をいたしました。9月26日に第192回国会が召集されまして、平成28年度一般会計補正予算二次補正が11月11日に可決されております。臨時福祉給付金経済対策分を実施しろということで文書が発令されたところであります。

今議会に予算計上いたしますのは、1人当たり1万5,000円の臨時福祉給付金でございます。支給対象者は、平成28年度住民税非課税者であり、課税者の扶養親族や生活保護費受給者は除きます。現在、3,000円の臨時福祉給付金の受付支給を実施しておりますが、同じ支給対象者となります。対象者は約8,000人です。

なお、受付期間等につきましては、今後検討いたしますけれども、年度内支給開始を予定しております。

また、29年度でも予算残額を繰り越し予定でございます。財源につきましては、これまでどおり10割国庫補助金でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 民生費でございますので、質問させていただきます。

まず、38ページでありますけれども、中国残留邦人等の生活支援給付金が、これは1世帯ということで説明がありましたけれども、かなりふえてありますけれども、この中国残留邦人等の年齢等はどうなっているかということをお知らせ願いたいと思います。

それから、地域支え合い事業であります。トラクター購入を予定してあったけれども、返還ということですが、もうトラクター購入はやっておいたわけですか、それともいわゆる補助対象外ということで中止してるかどうかということ。トラクターの購入がどうなっているかということをお願いしたいと思います。

それから、実は12月議会で、いわゆる費用の見積もりをやって、かなり減額してくださいということを申し上げたが、方々で減額節用されてあります。非常にありがたいことでもありますけれども、したがって、これでもう3月はマイナスが出こないかっていうとそうじゃなくて、また3月議会でマイナスが出てくると思うわけですよ。

したがって、現在のこの想定は、何日現在で想定されているのかどうかということ。12月9日から議会が始まったものですから、その前には12月3日にはもうこの予算書が出来上がっていったということは、恐らく10月までぐらいで予算査定をやったんじゃないかと思うわけなんです。したがって、かなり大まかな査定しかできなかったんじゃないかと思っておりますので、それについての回答をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） まず、中国残留邦人に関する年齢ですけれども、75歳と67歳でございます。

2点目の安心生活創造事業の返還金でございますが、トラクターの購入ということですが、トラクターは既に購入はされておりました。国との協議をしました。また、事業の委託内容で備品は30万円以内ということになっておりますので、これは不適合であるということで、それを除外した分で修正を指導しまして99万1,219円の返還をいただくということでございます。

それと、3番目、福祉事務所だけではないとは思いますが、一応10月末ぐらいまでの想定で見込みを出してやっております。

以上でございます。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 保健課長にお尋ねをしたいと思います。39ページ、8目の介護保険対策費で御説明をいただきました19節の1,114万2,000円の関係ですが、まず上の

段の地域介護・福祉空間整備等補助金の85万2,000円、高齢者防犯対策ということでございましたね。（「はい」と呼ぶ者あり）で、例の神奈川の事件に絡んでの防犯対策と思うんですが、2事業所ということですが、事業所が明かにされましたら教えてください。

それから、どういう対策なのか、内容をお聞かせください。

それから、その下の地域密着型施設等整備補助金1,029万円、結果としてJAにじの、あれは何ですか、グループホームじゃなかった、施設のほうが手を挙げたということですね。これは、地域包括ケアシステムにおいて、今在宅医療、在宅介護ということで国の方針も自治体のほうも進んでいるわけですが、この実情をお伺いしたいと思ひまして。

まずは、予算の関係で国県支出金がそのままこの2つの金額の補助金が満額出ております。これは、補助の割合がどのくらいなのか。例えば、大きな金額ですからJAにじのほうが総事業費に対してどれだけの補助基準額に対しての割合だと思ひますけれども、補助金の割合、補助割合をお尋ねしたいと思ひていますが、ほかの事業体のほうが今どういう状況にあるのか。JAにじのほうが先行的にやって、この補助金を確保されて事業をやろうとしているのか。ほかの同類の事業体のほうも、もう既に着手しているのか、その実用をお尋ねしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） まず、地域介護・福祉空間整備等補助金でございます。これが高齢者施設等の防犯対策強化のためでございますけれども、2事業所が、特別養護老人ホームの水月吉井さんと、浮羽老人ホームでございます。

どのような対策かということでございますけれども、水月吉井さんのほうでは防犯カメラの設置でございます。浮羽老人ホームのほうでは、110番直結の非常通報装置、それからカメラ付インターホン、人感センサーでございます。

それから、地域密着型施設等整備補助金、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所への補助金でございますけれども、これはもともとJAにじさんのほうが久留米市のほうでも同様の事業をやっているということで、市内でも先行して、うきは市でも初めてこの事業については行われるということでございます。

そして、補助率でございますけれども、まず上のほうの防犯対策強化の85万2,000円のほうでございますけれども、こちらが補助率は2分の1でございます。（「はい」と呼ぶ者あり）それで、90万円が限度ということになってます。

そして、地域密着型施設等整備補助金でございますけれども、これは定額の補助金で1,029万ということになっております。

以上でございます。（「はい、了解しました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 予算書の41ページになります。3款2項1目児童福祉総務費23節償還金利子及び割引料206万7,000円の増額補正でございます。

平成27年度子育て世帯臨時特例給付金国庫補助金の返還金1万9,000円、27年度の児童入所施設運営費国庫負担金、同じく県費負担金の返還金、福岡県母子家庭等日常生活支援事業の精算5万2,000円、自立支援教育訓練費国庫補助金の精算で7万5,000円、高等技能訓練促進給付金の精算で7万5,000円、子ども・子育て支援交付金、これは以前の保育所運営費でございますが、121万1,000円の返還金が生じたので、補正をするものでございます。

続きまして、2目23節償還金利子及び割引料60万3,000円の増額補正でございます。児童扶養手当給付費の国庫負担金事業実績により27万3,334円の返還と国庫児童手当費の国庫負担金事業実績により26万333円の返還、児童手当の県費負担金で6万7,667円の返還金が生じたので、補正をするものでございます。

○市民生活課長（安元 正徳君） 4目ひとり親家庭等医療対策費についてでございます。

200万円の増額を計上しております。20節扶助費、医療費、ひとり親の医療費に対しまして、4月から以降各月15%程度の医療費の増額が発生しており、今後200万円程度の増額を見込んでおります。

原因につきましては、ひとり親家庭の保護者の長期入院等で加療が長期に必要であると思われる疾病でございますので、増額をいたしました。

以上です。

○福祉事務所長（秦 克之君） 5目民間保育所費13節委託料1,000万円の増額補正。委託料につきましては、今年度うきは幸輪保育園が開園したことで、それと認定こども園遊林愛児園の運営委託料の加算額がふえたことによります補正でございます。

19節負担金補助及び交付金110万円。これは、保育対策総合事業で、認定こども園の遊林愛児園が登降園管理システムの導入、うきは幸輪保育園が事故防止のためのビデオカメラを導入するということでございます。4分の3の補助ということで予算化をしております。

同じく、6目一般保育所費4節193万1,000円、7節賃金1,569万3,000円、11節事業費213万円の減額補正でございます。共済費と賃金につきましては、嘱託保育士と代替保育士の支払い見込みにより減額をするものでございます。需用費については、保育所の児

童見込み数によりまして、児童に対する消耗品、また賄い材料費を減額するものでございます。

なお、保育所によっては増額になる保育所もありますが、トータルでは減額になるものでございます。

10目地域子育て支援費19節負担金補助及び交付金36万9,000円の増額補正。これは、平成28年度地域子育て支援拠点事業の基準単価が改正されたことに伴う補正でございます。対象施設は、認定こども園遊林愛児園が運営をしております子育て支援センターが対象になります。財源内訳は、国3分の1、県3分の1、市3分の1でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認です。41ページの一番下、民間保育所費の委託料1,000万、幸輪と遊林という説明でございましたが、民間は御幸保育園がもう1カ所残る……。〔発言する者あり〕入るんですね。（「入ります」と呼ぶ者あり）入るんですね。3カ所ですね。わかりました。

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 予算書の43ページです。3款3項1目生活保護等総務費23節償還金利子及び割引料2,676万2,000円の増額補正でございます。平成27年度生活保護費国庫負担金精算によりまして2,675万6,178円、平成27年度セーフティネット支援対策等事業費補助金精算によりまして5,000円の返還金が生じたので増額補正しているところです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今の43ページで、生活保護費の総務費の中で、いわゆる返還金が2,600万出てるわけですね。というのが、去年までは、これはもういわゆる歳入で上げとったということになるわけですね。言いかえればですよ。これは、民生費だけで大体償還金が4,700万ぐらい積み重ねると出てるわけですね。言いかえりゃあ、平成27年度の決算では、いわゆる歳入で上げとって、これを29年度で改めて返還しなきゃならんということになるわけですね。したがって、今度の場合は、税収が1億1,000万から上がってますから可能であり

ますけれども、いわゆるそういう余剰金がなかったら、これはもう大変なことになるわけですね、金額が大きいものですから。これに対しての見込みは、大体いつごろ決まるわけですか。該当年度、当該の年度では精算できないのかどうか、その辺お願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） これは、当初予算のほうで歳入と歳出がありますので、歳出を多く組めば歳入を多く組まなければならないということになりますので、予算不足にならないよう当初より予算は多めにやっているとでございます。

予算につきましては、前年度の生活保護費につきましては、前年度の例等を見ながら、また世帯数等を見ながら検討しているんですけれども、予算編成上4分の3が国庫負担でございまして、先ほど言いましたように、歳出の4分の3は組まなければならないと。予算不足にならないためには、やはり歳入も多く組まない、予算不足になったときに払うお金がないと。議会の議決まで待たないと払えないという状況になりますので、当初につきましては、返還金が生じますけれども、多めに予算化をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） 当初はわかるわけですよ。当初はわかるけれども、途中では変更はできないですかということをお尋ねしてるわけ。当初は1年分ですからわかります。少な目でやりますと払えなくなる。議決しないと払えなくなりますから当初はわかりますけれども、いわゆる途中で、半年も経過すりゃあ大体わかってくるだろうと思いますよ。したがって、途中でこういうものに手は打てないかということをお尋ねしているわけですよ。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 当初予算で6月ぐらいに国の負担金の請求をいたしますけれども、その決定が10月ぐらいに来ますので、途中の補正ということであれば歳入のほうがおくれてくるという事態になろうかと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（増岡 寿君） 44ページでございます。4款1項1目保健衛生総務費4節共済費でございます。社会保険料等55万7,000円の減額。それから、7節賃金313万8,000円の減額、臨時職員賃金が153万8,000円の減額、そして看護師等賃金が

160万円の減額でございます。これらにつきましては、産休代替職員分として予算計上していたところですが、産休中の職員が人事異動等により異動になりましたため、代替職員の雇用が必要なくなったことから減額補正するもの等でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

次に、6款1項農業費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 45ページをごらんください。

6款1項3目農業振興費3,968万4,000円の減額補正をするものです。内訳としては、19節負担金補助及び交付金の減額補正です。内訳としては、農業づくり交付金が4,074万9,000円の減額補正となっております。これにつきましては、吉井カントリーエレベーターの入札減による減額補正をするものです。

それと、水田農業振興対策事業費補助金316万5,000円の補正です。これにつきましては、農業法人のほうが高クリブームという農薬散布機を申請しておいたものが計画承認を受けたために増額補正するものです。

それと、機構集積協力金交付金につきましては、交付金の金額が確定したために減額補正をするものです。

それと、7目山村地域振興費、補正額が13万6,000円です。内訳としては、19節負担金補助及び交付金が13万6,000円の減となっております。これにつきましては、中山間地域等直接交付金事業、28年度は受益面積が増加したために増額補正するものです。

8目農地費4,775万円の減額補正をするものです。内訳としては、19節負担金補助及び交付金が4,775万円減額補正するものですが、内訳としては、県営農村総合整備事業費負担金が4,525万の減額となっておりますけれども、これにつきましては、県営農村総合整備事業の浮羽地区が当初3億の事業費を計上しておりましたけれども、県農が実際的には事業費が1億1,900万となりましたので、その25%分の負担金が減額となったものです。もう一つが、県営一般農道整備事業費負担金が250万円の減額となっておりますけれども、これにつきましても、農地整備事業、流川地区ですけれども、流川地区の農道整備が当初では1億3,000万円を計上していたものが1億2,000万円になったために減額補正するものです。

それと、9目耳納山麓開発費3,200万円の増額補正です。内訳としては、19節負担金補助及び交付金が3,200万円増額補正ですけれども、これにつきましては、農業競争力強化基盤

整備事業費負担金の増額ですけれども、これにつきましては、国の28年度補正予算の関連で、T P P対策事業で29年度に計画しておりました大野原地区の畑かん事業、その分が前倒しで事業費がついたために負担金を補正するものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 46ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費、補正額が3,162万6,000円です。内訳としては、まず委託費が1,400万円の増となっております。これにつきましては、荒廃森林再生事業の県のほうの内示額が増額したために、間伐事業を増加するための増額補正です。

続きまして、15節工事請負費1,355万8,000円。これにつきましても、荒廃森林再生事業の分で、その中で作業路の開設の分が増額内示を受けましたので、その額を補正するものです。この業者につきましては、県のほうの100%補助で行っております。

そして、19節負担金補助及び交付金406万8,000円、森林整備地域活動支援交付金が406万8,000円の増額補正ですけれども、これにつきましては、県のほうの事業で施業集約化が推進面積の増加が認められましたので、増額補正するものです。これにつきましては、4分の3が県の補助となっております。

続きまして、3目治山事業費1,200万円の増額補正するものです。内訳としては、13節委託費が800万、これにつきましては、小塩女子尾地区の9月の秋雨前線の豪雨によりまして森林が崩壊しておりますので、その分を県単事業として行うための測量費を計上しているものです。しかし、これにつきましては、現在も県と協議をしておりまして、本人との同意もとれた場合には県営事業として行いますので、その際にはこの測量委託料については3月議会で減額補正をしたいというふうに思っております。

続きまして、15節工事請負費400万円です。県営事業の附帯工事です。これにつきましては、妹川檜ヶ平地区に治山ダムを建設しましたがけれども、山林からの雨水処理に関する要望等が地元から出たために、整備工事を行うための補正をするものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に、7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は順次説明をお願いします。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 47ページをお願いいたします。

7款1項2目商工業振興費19節負担金補助及び交付金442万円の増額となります。内訳といたしましては、産業振興奨励金942万の増額です。増額理由につきましては、日本精工九州が設備等の新設、増設をした部分に課税されました固定資産税の額をうきは市の産業振興奨励金交付要綱に基づきまして、奨励金として交付するものでございます。

続きまして、商工会事務事業費補助金500万円の減額となっております。商工会が発行しますうきは市プレミアム商品券の発行事業費補助金を減額するものでございます。減額理由といたしましては、平成25年までは2,000万円の補助を市のほうが出しておりました。平成26年から27年にかけては、消費税の増税対策等の景気対策によりまして、県のほうが補助金の上増しをしたことで、うきは市のほうも補助金の増額を過去2年増額した経過がございます。平成28年につきましては、予算編成時にまだ県の意向がわからなかったということで、2,000万にプラス500万の計2,500万の補助金の予算措置をしておりましたけど、結果的に県の補助率の引き上げがなかったということで、補助金は通常の2,000万ということで、その差額の500万を減額するものでございます。

○住環境建設課長（江島 高治君） 4目公園費でございます。7節賃金15万1,000円の減額でございます。こちらにつきましては、調音の滝公園のプール、それから吉井百年公園のプール監視員の賃金でございます。こちらにつきましては、決算見込みによる減額をするものでございます。13節の委託料、市立公園草刈り委託料でございます。100万円の減額でございます。こちらにつきましても、決算見込みによります減額補正を行うものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋梁費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 49ページをお願いいたします。

8款2項道路橋梁費1目道路橋梁費の総務費でございます。11節の需用費でございます。燃料費20万円の減額でございます。こちらにつきましては、決算見込みによる減額補正を行うものでございます。2目道路維持費11節の需用費200万円の増額でございます。こちらにつきましては、修繕料でございます。現予算に不足を生じてきております。よって、修繕料といたしまして200万円の増額をするものでございます。

それから、16節原材料費でございます。道路維持補修原材料費でございます。200万円の増額を予定しております。道路維持補修ということで、現在市道等の維持管理をしておりますが、夏場、それから梅雨時期の大雨、それから台風等によりまして道路維持修繕等の費用がかさんでございました。よって、残りの3カ月間の修繕材料費ということで増額補正をするものでございます。

3目道路新設改良費でございます。13節の委託費100万円の増額予定しております。これにつきましては、赤尾川の河川改修を予定しておりまして、そちらの工事に伴います工事用道路、これを計画しておりますが、その工事用道路につきまして地元から、また地権者のほうから、将来にわたって赤尾川の管理用道路、市道としての機能を持たせてくれないかというふうな要望があります。それに伴います測量登記の計上をしておるところでございます。

15節の工事請負費でございます。1,200万円の増額補正をしておるところでございます。こちらの内容につきましては、今測量登記赤尾川のことを申し上げましたけれども、本来赤尾川の河川の工事を行うところでございますけれども、その赤尾川の工事を行うことにつきまして工事用道路が必要でございます。その工事用道路を将来市道としての機能を持たせるというふうな要望等もございまして、そちらの工事のほうに伴います工事費の補正を行うものでございます。

17節公有財産購入費でございます。150万円の増額でございます。こちらにつきましても、先ほどの赤尾川改修に伴います隣接する道路の用地、道路としての用地購入費ということで計上をしておるところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 50ページでございます。

8款4項1目住宅管理費18節備品購入費でございます。2万円の補正をしておるところでございます。一般備品購入費、これにつきましては、市営団地等の草刈り等の業務のために草刈り

機の備品としての購入をするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 51ページをお開きください。

9款1項2目非常備消防費8節報償費274万5,000円の減額でございます。昨年度の消防団員の退職者及びそれに伴う退職報償金の額が確定しましたので、減額するものです。

11節需用費、燃料費でございますけれども、決算見込みによる30万円の減額でございます。

18節備品購入費40万5,000円の減額補正です。2年に1度の県消防操法大会が終了しましたので、不用額を減額するものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 52ページになります。

10款1項2目事務局費19節負担金補助及び交付金、これにつきましては幼稚園就園奨励費、今年度1,970万程度の支払いを予定をしておりますので、480万円の増額補正をお願いするものです。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 次のページになります。53ページです。

10款2項1目学校管理費11節需用費、光熱水費の30万円の増額をお願いするものです。

主な要因としましては、今現在、福富小学校のほうに学童保育が多目的ホールに入っております。

その関係でエアコン等設置していただいておりますので、電気代等に不足を生じておりますので30万円の増額補正をお願いするものです。

2目教育振興費14節使用料及び賃借料1,670万6,000円の減額です。

18節備品購入費123万5,000円の減額です。これは、ともに入札による減額補正です。以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 54ページになります。

10款3項1目学校管理費15節工事請負費399万3,000円の増額補正です。内容につきましては、吉井中学校の営繕工事費、主な工事につきましては、給食室の屋根の復旧工事または床の災害復旧工事等になります。浮羽中学校につきましては、体育館の真ん中のネットが外れそうになりましたので緊急に工事を要する分でございます。

2目教育振興費14節使用料及び賃借料295万円の減額です。内容につきましては、車等の借り上げ料につきましては36万9,000円の増額をお願いしたいと思っております。両中学校の対外体育文化出場のバス借り上げ等になります。一応、今年度3月末までに576万程度の支払いを予定しておりますので、36万9,000円の増額をお願いするものです。教育用のコンピューターの借り上げにつきましては、入札により331万9,000円の減額です。また、18節備品購入費につきましても、タブレットの購入費で12万円の入札による減額補正です。よろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 教育振興費の中に、教育用コンピューターの借り上げ料というのが減額になってあります。先ほどの話では入札によるということですが、小学校と中学校では減額率が違うわけですよ。したがって、台数とかそれも違ってきてあると思いますが、その違って理由。小学校のほうは44%の減額、2,125万6,000円になってあります。中学校のほうは23.7%で1,071万4,000円になってありますが、これのパーセントが違ってありますが、台数等が違ってるとお思いますので、それをお願いしたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 一番主な要因は、中学校につきましてはパソコン等の入れかえ、

更新を行っております。小学校につきましては、パソコンの入れかえを行わずにタブレットを購入するという形にしております。そういう形で入札の率が違っていると思います。（「はい、了解」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 55ページをお開きください。

10款4項2目文化財保護費でございます。7節の臨時職員費146万4,000円の減額と14節の機器借り上げ料の36万7,000円の減額につきましては、久留米、うきは、新工業団地、鷹取にございますが、そこの試掘調査を行いました。その結果、発掘調査に至りませんでしたので、本調査に係る費用の減額分でございます。

15節の工事請負費の142万9,000円についてでございますが、今度、生涯学習センターの建てかえを計画をしているところなんです、現在、商工会の事務所がある建物があると思いますが、あそこも解体予定をしております。そのために、商工会の仮事務所白壁広場の防災施設の2階を予定をしておりますので、その事務所の改修工事費でございます。

それから、23節の償還金利子及び割引料についてでございますが、これにつきましては、過年度文化財保存事業費等の補助金返還金でございます。これにつきましては、注連原住宅の再築工事に係る平成26年度と27年度分の補助金返還額でございます、170万6,000円を返還するものでございます。原因につきましては、補助金申請が2年間にまたがりまして、複数年間にまたがりましたために計算誤りが発生したものでございます。大変申しわけございませんでした。内訳につきましては、国庫補助金が155万7,000円、県費補助金が14万9,000円、合計の170万6,000円を返還するものでございます。

続きまして、10款4項7目の生涯学習センター建設費として4,936万6,000円の増額補正をするものでございます。内容につきましては、設計監理費、設計監理委託料のうちの設計費の金額でございます。当初、生涯学習センターにつきましては、老朽化により公共施設等総合管理計画を前倒しにして、新しい生涯学習センターの建設計画を進めてまいりました。建設には、ムラおこしセンターの解体が伴いますため、少しでも利用者に不便をかけないよう可能な限り利用できない期間を短縮しようと、平成30年の1月着工、平成30年10月完成を目指して事業を進めていました。これにあわせて、今回12月補正で設計業務費の補正予算を要望しているところでございます。これにつきましては、合併特例債を考えていたところでございますが、その後、ちょっと計画の見直しをすることになりました。その理由といたしまして、実は建設予定地

が街なみ環境整備事業の区域に属することから、国庫補助対象とならないか、並行して国県と協議を進めてまいりました。

関係者の御尽力、協力等もありまして、この新しい生涯学習センターについても補助対象として認めてもらうことができました。ただし、補助対象の条件として、平成29年度の要望額としてはちょっと規模が大き過ぎるということで、補助対象とするためには建築工事を平成30年度に要望してくれということが大前提となったために、建設工事の着工が当初考えていました平成30年1月から平成30年の4月に3カ月後倒しにすることになりました。このため、今回12月補正で予算要望しておりました新しい生涯学習センターの建設業務も国庫補助の対象として要望することが可能となったことから、今回計上しております設計業務の全額を繰越明許で29年度に繰り越しして実施する計画で進めるように今考えているところでございます。

なお、事業年度が当初の計画では28年度から30年度の3カ年度にまたがりましてので、債務負担行為も計上させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 生涯学習センターは、文教のほうですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なら、ちょっと確認させていただきます。

設計監理委託料4,936万6,000円繰越明許というふうになりますが、さきの全協のほうで、一応基本設計のたたき台を示していただいて改修がされておりますが、大方このレイアウトについては、今の段階ではもうほぼ確定しているのかどうか、その点について確認をいたします。よろしく。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 活用方法につきましては、おおむね計画をしております。ただ、図面とかそういったものまでは、まだ今現在できていないというようなことでございます。（発言する者あり）あの図面は確定ではございません。（「確定じゃ言ってなくて、前そのたたき台を示したから、あれから大きな変更等があったんですか。ほぼ大枠確定の段階かをお聞きしているんですけど。今の状況を」と呼ぶ者あり）

先ほど御説明したとおり、国庫補助のほうにお願いをするようにしてしますので、その協議の中で若干の変更はあるとは思いますが、おおむね説明した内容でいく計画ではございます。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 56ページをお開きください。

10款5項2目の体育施設費についてでございます。

スポーツアイランド樹木管理委託費の入札残の265万円を減額するものでございます。また、スポーツアイランドのテニスコート改修工事の石碑の485万2,000円につきましては、住環境建設課のほうに依頼をしたため、直営で実施したために減額補正するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 前に戻って一つ確認させてもらっていいですか。

設計レイアウトの件で、これはもうRCか木造かどっちかの方向だけでもちょっと聞かせていただきたいんですが。方向が決まっておれば。済みません。

○議長（櫛川 正男君） 前に戻って。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと私のほうが全協のほうで説明しましたので、私のほうから説明させていただきます。

これから実施設計を行うということでございます。まだ決まっておりません。お渡しした資料につきましても、あれは私が説明上、おおむねこういった構想でやるということを説明するためにつくった一時的な資料でございます。そして、回収させていただきましたので、まだ白紙の段階でございます。これから実施設計を行うということでRCか木造かということもまだ確定しておりません。

以上です。（「大分話が違うごたる」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ちょっと重要なことなもんで。実は、生涯学習センターの建設、公共施設等総合管理計画を前倒しでやるということで、議員の皆さんと議論の中で動きました。課長が話したとおりであります。

当初、ああいう施設は、まず補助対象にならないということで、合併特例債を頭に置いてこういう時期にやろうということで今やらせていただいているんですが、日々我々は、何でもいいからわらにもすぎるつもりで補助金に引かかるんだったら補助金をとってこようということを、いろんなことを並行しながらやってる中で、街なみ環境事業、具体的には社会資本整備総合交付金をいただける道が見えてきて、今まさに県、国とわたりあっている最中でありまして。生涯学習課長は、全てが対象になったような、バラ色みたいなお話をして、そういうふうに思われたんじ

やちょっと後々また破談になる可能性もあるし、ちょっと厳しい話にもなるもので、そのところは御理解いただきたい。

要は、今予算上は確定ではありませんので、財源として国庫補助上は全然上げてなくて、合併特例債で計上してはありますが、今そういう交渉もやっていますから、万が一補助金をとれたならば、三月ぐらいスケジュールが後ろ倒しになって、しっかり国費をとってきて、裏負担には合併特例債を入れて、本当に市にとって財政負担がないように。こういうことを担当課長が今必死になって、今取り組んでいるということだけ御理解いただきたいと思います。（「頑張ってください、課長」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） 10款5項保健体育費の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項農林水産業施設災害復旧費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（熊谷 泰次君） 57ページをごらんください。

11款1項1目農業災害復旧費15節工事請負費300万円の増額補正をするものです。これにつきましては、9月28日から29日の豪雨によりまして農地が被災したために復旧工事を行うための補正をするものです。11月に国の災害査定を受けて、現在補助金の申請を行っております。事業費の2分の1が補助対象となって、残りの2分の1については自己負担というふうな形で対応させてもらっています。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） 59ページでございます。

12款1項1目元金、補正額262万1,000円。同じく、2目利子1,520万2,000円の減額でございます。この2つにつきましては、平成17年に利率見直し方式で借り入れておりました日本の起債が10年を経過いたしました。平成17年当時、利率が2%で借

り入れをしておりましたけれども、今回10年を経過いたしまして見直しの当該年度になりましたので、0.1%、二つの負債が0.1%になりましたので、その関係で補正を行うものでございます。

なお、元金のほうがふえておりますのは、元利均等償還で行っておりますので、元金の部分がふえてきますので、その分で元金のほうが増額、利子のほうが大幅な減になっているところでございます。

なお、対象の起債につきましては、平成17年度の臨時財政対策債、それから減収補填債、この2本の起債でございます。

続きまして、60ページをお願いいたします。

13款1項1目特別会計繰出金、補正額3,150万円でございます。下水道特別会計の繰出金でございます。

続きまして、61ページ、14款1項1目予備費、補正額78万4,000円。歳入歳出の調整によるものでございます。

戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。

1款1項1目住民税の個人分でございます。補正額6,174万3,000円。内容につきましては、均等割額が266万9,000円、所得割額が5,907万4,000円。個人住民税の納付見込みによる補正でございます。

続きまして、16ページ、1款2項1目固定資産税、補正額4,021万4,000円。内訳につきましては、土地分が943万2,000円、家屋が1,419万3,000円、償却資産が1,658万9,000円。いずれも固定資産税の納付見込みによります補正でございます。

続きまして、1款3項1目軽自動車税、補正額1,268万8,000円。軽自動車税の年度末までの納付見込みによる補正でございます。

続きまして、18ページ、9款1項1目地方特例交付金、補正額206万8,000円。1節減収補填特例交付金の補正でございます。内容につきましては、住宅借り入れ等特別税控除分の確定による増額補正でございます。

続きまして、10款1項1目地方交付税、補正額640万円の減額でございます。内容につきましては、普通交付税の減額でございます。これにつきましては、前回8月臨時議会の折に交付税の確定の補正を行ったところでございますけれども、その後7月の末に国のほうから普通交付税の調整額の通知がございました。これにつきましては、全国の市町村に通知があつておるものでございます。基準財政需要額にある一定の率を掛けた金額を全市町村減額するというので、うきは市につきましては、その分が640万円減額ということになっております。率につきましては、0.000822655を基準財政需要額に乗じた額を減額するよにということと通知があつておるところでございます。これは全国の市町村同様でございます。

したがいまして、現在の普通交付税が49億2,186万5,000円になっておるところでございます。

次のページをお願いいたします。20ページでございます。

12款2項4目災害復旧費負担金、補正額150万円。内容につきましては、農地災害復旧事業費負担金でございます。9月に発生いたしました豪雨で災害を受けた大野原地区の樹園地の方の受益者負担分でございます。

続きまして、14款1項1目民生費国庫負担金、補正額4,251万5,000円。1節社会福祉費負担金、これにつきましては記載のとおり、3つの事業の確定、中国残留邦人、それから自立支援事業、障害児施設措置費負担金の増額でございます。

2節が児童福祉費負担金500万円。子どものための教育・保育給付費負担金。これは私立保育所運営費の実績の見込みによる補正でございます。

続きまして、14款2項1目総務費国庫補助金、補正額54万9,000円。1節総務管理費補助金でございます。内容につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金分が188万5,000円。それから、地方創生推進交付金が減の133万6,000円でございます。社会保障・税番号制度システムについては確定によるものでございます。地方創生推進交付金の減額につきましては、前回、第1回の推進交付金で申請をしておりましたICT関係のタブレットの購入が対象から外れまして、その分の減額でございます。

続きまして、2目民生費国庫補助金、補正額1億3,853万3,000円。内容につきましては、1節社会福祉費補助金。これにつきましては、まず地域生活支援事業費補助金、これは確定によるものでございます。減の51万4,000円。それから、地域介護福祉空間整備等施設整備交付金85万2,000円。浮羽老人ホーム、水月の防犯対策関係分でございます。それから、経済対策臨時福祉給付金事業費補助金1億2,000万円。その下が、これが事務費の分でございます。880万9,000円の増額でございます。国の二次補正によります補助率10分の10の分でございます。

続きまして、2節児童福祉費補助金938万6,000円。子ども・子育て支援交付金、基準額の確定による補正でございます。24万円の増でございます。その下につきましても、子ども・子育て支援整備交付金。これにつきましては、福富学童保育所関係の分でございます。補助率は3分の1でございます。その下が、保育対策総合支援事業費補助金。これにつきましては、新規の民間保育所のICT強化対策に対する補助金でございます。補助率が4分の3でございます。

続きまして、7目教育費国庫補助金、補正額934万4,000円の減でございます。内容につきましては、3節中学校費補助金、減の934万4,000円でございます。これにつきまし

ては、学校施設環境改善交付金でございます。内容は、吉井中、浮羽中の空調の分の減額でございます。この減額につきましては、当初工事費の3分の1を補助金として計上しておりましたけれども、実際に内示を受けましたのが、義務教育補助金につきましては交付基準額というのがございまして、その分との差で当初の補助金より少なかったということで、今回減額を計上しているものでございます。

続きまして、23ページです。

15款1項1目民生費県負担金、補正額2,031万9,000円の増額でございます。内容につきましては、1節社会福祉費負担金につきまして、障害者医療費負担金28万1,000円、障害者自立支援給付費負担金1,377万5,000円、それから障害者施設措置費負担金376万3,000円。いずれも実績見込みによる補正でございます。

続きまして、2節児童福祉費負担金250万円。子どものための教育・保育給付費負担金、私立保育所運営費の実績見込みによります補正でございます。

続きまして、24ページをお願いいたします。

15款2項2目民生費県補助金、補正額1,946万9,000円になっております。内容につきましては、1節社会福祉費補助金990万8,000円ですけれども、人権同和問題啓発事業費補助金が12万5,000円の減額、事業の確定によるものでございます。同じく、地域生活支援事業費補助金25万7,000円、事業費の確定によるものでございます。続きまして、地域密着型施設等整備補助金1,029万円。新規に今回、にじの家が応募しております分の補助でございます。

続きまして、2節児童福祉費補助金856万1,000円。内訳につきましては、地域子育て支援拠点事業費補助金24万円の増でございます。遊林ランド分の補助でございます。それから、その下、放課後児童クラブ施設整備費補助金、福富学童保育所の県分の補助金でございます。832万1,000円でございます。

3節ひとり親家庭等医療費補助金、100万円の増額でございます。ひとり親家庭医療費の実績見込みによる増額補正でございます。

続きまして、5目農林水産業費県補助金、補正額1,013万円の減額でございます。内容につきましては、1節農業費補助金、合計で4,073万9,000円の減額でございます。これにつきましては、歳出で説明いたしましたとおり、強い農業づくり交付金の確定による4,074万9,000円の減額。水田農業振興対策事業費補助金の211万円の増額。機構集積協力交付金210万円の減額でございます。

2節林業費補助金3,060万9,000円の増額でございます。森林整備地域活動支援交付金305万1,000円、それから荒廃森林再生事業費補助金2,755万8,000円の増額でござ

ざいます。

続きまして、9目災害復旧費県補助金、補正額150万円。内容につきましては、農林水産業施設災害復旧事業費分でございます。9月の豪雨によります大野原地区の個人の農家の方の災害復旧による補正分でございます。

続きまして、25ページ、16款1項2目利子及び配当金、補正額77万2,000円の減額でございます。うきはの里株式会社配当金が3%から2%、これはもとに戻した形になります。その分の減額分でございます。

続きまして、26ページをお願いいたします。

17款1項2目指定寄附金、補正額12万5,000円。内容につきましては、うきは茶振興会からの寄附金でございます。うきはん茶の売り上げ1本につき1円の寄附をいただいております。その分の補正でございます。

続きまして、27ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金、補正額9,974万6,000円。内容につきましては、財源の関係で財政調整基金のほうから1億円の繰り入れ、それから水源涵養事業基金が25万4,000円の減額でございます。

続きまして、28ページをお願いいたします。

20款5項1目雑入、補正額129万9,000円。内容につきましては、公有建物災害共済金、市が加入しております保険金の被害関係の歳入が307万3,000円。それから、消防団員退職報償金の確定による減額274万5,000円。それから、保育所職員給食費負担金が減の18万2,000円。ケアプラン等作成委託料、実績見込みによりまして100万円の減額。それから、光ケーブル移転補償費。これにつきましては、116万1,000円の増額。これは、持木地区の補助整備の関係で移転補償が入っておるところでございます。それから、過年度安心生活創造事業委託料返還金99万2,000円。これは、さきに説明いたしましたやすらぎ会のトラクター購入分が補助対象にならなかったということで、その分を雑入で入れるということでございます。

続きまして、29ページ、21款1項1目総務債、補正額1,730万円の減額でございます。内容につきましては、合併特例債で福富コミュニティセンターに予定しておりました分が入札による確定による減額でございます。

2目農林水産業債、550万円の増額でございます。内訳につきましては、公共事業等債県営土地改良分が1,050万円の減額。同じく、公共事業等債の農業競争力強化基盤事業分が1,600万円の増額で、差し引き550万円の増でございます。

3目土木債、1,370万円の増額でございます。内容につきましては、合併特例債で一般道路新設改良分でございます。

続きまして、5目教育債、5,760万円の増額でございます。内訳につきましては、中学校の空調関係で学校教育施設整備事業債が補正で予算整理がつきましたので3,850万円の増。それに対しまして、合併特例債を充てておりましたけども、その分が減額となりまして2,770万円の減額になっております。

2節の社会教育債ということで4,680万円。これにつきましては、合併特例債ということで生涯学習センターの設計監理分でございます。

それから、7目民生債3,880万円の増額でございます。内容につきましては、緊急防災・減債事業債でございます。総合福祉センターの外壁工事を今年度行う予定でございますけれども、この工事が外壁の落下関係を防止するということで、この事業に該当いたしましたので、その分で一般財源から移すものでございます。

8目災害復旧債、補正額が670万円。内容につきましては、1節の公共土木施設災害復旧事業債が370万円。こちらにつきましては、8月の豪雨の際に地域JVで対応していた分が災害復旧事業債で認められたためでございます。

2節が農林水産業施設災害復旧事業債。これにつきましては、林業施設災害復旧事業債300万円でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 繰出金額でお尋ねしたいと思います。

60ページでありますけれども、特別会計繰出金ということで3,150万円補正をやってありますけれども、これは下水道事業特別会計繰出金であります。せんだってお尋ねしたけれども、いわゆる7億2,550万の中で基準内繰り入れと基準外繰り入れがわかってありましたらお願いしたいと思います。とてつもない繰り出しをやってるらしい。7億2,550万ということになりますと、平成28年度の補正予算後の下水道事業会計の総予算は、11億6,902万3,000円なんです。その中で7億2,550万ということになりますと、実に予算額の62.06%になりますもんですから、基準外と基準内の繰入金額がわかってありましたらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） ちょっと手元に持ち合わせておりませんので、常任委員会のほうで説明したいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（櫛川 正男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで、公債費、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

これで議案第86号の質疑を終わります。

ここで資料を配付いたします。

〔資料配付〕

日程第3. 議案の委員会付託

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案は、お手元に配付しています議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（櫛川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後5時16分散会
